

「市の鳥カワセミ」

令和5年度 予算説明書

取手市



「市の鳥フクロウ」

令和5年度予算説明書

地方自治法第211条第2項及び同法施行令第144条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年2月

取手市長 藤井 信吾

目 次

一般会計・特別会計予算の概要	3
一般会計	
一般会計予算の概要	6
歳入	8
歳出	
議会費	16
総務費	18
民生費	38
衛生費	68
農林水産業費	85
商工費	88
土木費	96
消防費	110
教育費	113
公債費	133
特別会計	
取手駅西口都市整備事業特別会計	135
国民健康保険事業特別会計	141
後期高齢者医療特別会計	149
介護保険特別会計	155
競輪事業特別会計	171
取手地方公平委員会特別会計	175
参考資料	179

※ 事業別説明中の担当課右協のページ表記は、令和5年度予算書の当該事業掲載ページを示す

※ 事業別説明中の（ ）内の金額は、令和4年度当初予算額を表記

*主要事業の特定財源は下記の凡例により名称を省略			
分担金	:分担金	財産収入	:財産運用収入、財産売払収入
負担金	:負担金	寄附金	:寄附金
使用料	:使用料	繰入金	:特別会計繰入金、基金繰入金
手数料	:手数料	繰越金	:繰越金
国 負	:国庫負担金	諸収入	:延滞金、加算金及び過料
国 補	:国庫補助金		市預金利子、貸付金元利収入
国 委	:国庫委託金		受託事業収入、収益事業収入
県 負	:県負担金		雑入
県 補	:県補助金	市 債	:地方債
県 委	:県委託金		

《予算規模等》

令和5年度の一般会計当初予算規模は**409億1,000万円**で、前年度当初予算と比較して**19億円増**（前年度比4.9%増）となり、過去最大の予算規模となります。

予算規模が大きく増となった要因は、令和4年度に設置した地域振興基金の積立金を11億3,602万円計上したことなどによります。

特別会計（6事業）の予算規模は、**265億2,396万円**となり、前年度当初予算と比較して**12億829万円増**（前年度比4.8%増）となります。

この中で大幅な増となったのは、取手駅西口都市整備事業（5億9,215万円増）、国民健康保険事業（3億335万円増）、介護保険（1億9,483万円増）、後期高齢者医療（1億5,323万円増）の4つの特別会計です。

《予算総括表》

（単位：千円）

会計別	区分	令和5年度 当初予算	令和4年度 当初予算	比較	増減率
一般会計		40,910,000	39,010,000	1,900,000	4.9%
特別会計		26,523,957	25,315,664	1,208,293	4.8%
	取手駅西口 都市整備事業	1,425,325	833,179	592,146	71.1%
	国民健康 保険事業	10,561,958	10,258,613	303,345	3.0%
	後期高齢者医療	3,515,583	3,362,351	153,232	4.6%
	介護保険	8,878,432	8,683,603	194,829	2.2%
	競輪事業	2,141,910	2,177,176	△ 35,266	△ 1.6%
	取手地方 公平委員会	749	742	7	0.9%
合計		67,433,957	64,325,664	3,108,293	4.8%

一 般 会 計

令和5年度一般会計予算の概要

【歳入】

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度 当初予算		令和4年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
01 市税	13,611,701	33.3	13,392,717	34.3	218,984	1.6
02 地方譲与税	321,440	0.8	328,426	0.9	△ 6,986	△ 2.1
03 利子割交付金	6,000	0.0	7,000	0.0	△ 1,000	△ 14.3
04 配当割交付金	91,000	0.2	51,000	0.1	40,000	78.4
05 株式等譲渡所得割交付金	60,000	0.2	83,000	0.2	△ 23,000	△ 27.7
06 法人事業税交付金	190,000	0.5	140,000	0.4	50,000	35.7
07 地方消費税交付金	2,465,000	6.0	2,232,000	5.7	233,000	10.4
08 ゴルフ場利用税交付金	49,000	0.1	47,000	0.1	2,000	4.3
09 環境性能割交付金	29,000	0.1	42,000	0.1	△ 13,000	△ 31.0
10 地方特例交付金	96,000	0.2	100,000	0.3	△ 4,000	△ 4.0
11 地方交付税	8,650,000	21.1	8,020,000	20.6	630,000	7.9
12 交通安全対策特別交付金	13,000	0.0	14,000	0.0	△ 1,000	△ 7.1
13 分担金及び負担金	143,782	0.4	146,425	0.4	△ 2,643	△ 1.8
14 使用料及び手数料	298,694	0.7	297,769	0.8	925	0.3
15 国庫支出金	5,798,064	14.2	5,551,622	14.2	246,442	4.4
16 県支出金	2,651,604	6.5	2,541,618	6.5	109,986	4.3
17 財産収入	49,590	0.1	54,257	0.1	△ 4,667	△ 8.6
18 寄附金	1,200,162	2.9	1,000,182	2.6	199,980	20.0
19 繰入金	1,944,918	4.8	1,646,360	4.2	298,558	18.1
20 繰越金	500,000	1.2	500,000	1.3	0	0.0
21 諸収入	754,645	1.8	794,124	2.0	△ 39,479	△ 5.0
22 市債	1,986,400	4.9	2,020,500	5.2	△ 34,100	△ 1.7
合 計	40,910,000	100.0	39,010,000	100.0	1,900,000	4.9

【歳出】

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度 当初予算		令和4年度 当初予算		比較	増減率
		構成比		構成比		
01 議会費	269,334	0.7	261,835	0.7	7,499	2.9
02 総務費	7,752,930	18.9	6,348,343	16.3	1,404,587	22.1
03 民生費	15,990,136	39.1	15,490,256	39.7	499,880	3.2
04 衛生費	1,787,533	4.4	1,749,542	4.5	37,991	2.2
05 農林水産業費	273,681	0.7	269,559	0.7	4,122	1.5
06 商工費	347,958	0.8	353,976	0.9	△ 6,018	△ 1.7
07 土木費	4,458,036	10.9	4,775,855	12.2	△ 317,819	△ 6.7
08 消防費	1,761,924	4.3	1,818,721	4.7	△ 56,797	△ 3.1
09 教育費	3,877,778	9.5	3,564,708	9.1	313,070	8.8
10 災害復旧費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
11 公債費	4,340,675	10.6	4,327,190	11.1	13,485	0.3
12 諸支出金	10	0.0	10	0.0	0	0.0
13 予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	40,910,000	100.0	39,010,000	100.0	1,900,000	4.9

歳 入

1 市 税

・ 市民税

(個人市民税)

(単位：人、千円)

区 分	令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較(A)-(B)
納税義務者数	53,684	53,593	91
均等割額	185,150	186,018	△ 868
所得割額	5,406,741	5,233,238	173,503
分離課税額	40,000	40,000	0
予 算 額	5,631,891	5,459,256	172,635

* 積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・ 均等割	3,500円 × 53,684人	× 98.54%	≒ 185,150,000円
・ 所得割	5,486,850,000円	× 98.54%	≒ 5,406,741,000円
・ 分離課税退職分	40,000,000円	× 100.00%	= 40,000,000円
		計	5,631,891,000円

(法人市民税)

・ 均等割

(単位：件、千円)

区 分	均等割額 (円)	法 人 件 数		均 等 割 額		
		令和5年度 総 数	令和4年度 総 数	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比 較 (A)-(B)
9号法人	3,000,000	12	12	36,000	36,000	0
8号法人	1,750,000	2	2	3,500	3,500	0
7号法人	410,000	92	96	37,720	39,360	△ 1,640
6号法人	400,000	5	5	2,000	2,000	0
5号法人	160,000	78	77	12,480	12,320	160
4号法人	150,000	21	20	3,150	3,000	150
3号法人	130,000	299	289	38,870	37,570	1,300
2号法人	120,000	10	9	1,200	1,080	120
1号法人	50,000	1,448	1,396	72,400	69,800	2,600
合 計		1,967	1,906	207,320	204,630	2,690

・ 法人税割 (税率8.4% ※令和元年10月1日以降開始の事業年度より12.1%から8.4%に変更)

(単位：千円)

令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較(A)-(B)
584,550	622,914	△ 38,364

* 積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・ 均等割	207,320,000円	× 99.54%	≒ 206,366,000円 ①
・ 法人税割	587,252,000円	× 99.54%	≒ 584,550,000円 ②
	計 ① + ②		= 790,916,000円

・固定資産税

(土地)

土地に関する調べ (免税点含む)

(単位：地積 千㎡、課税標準額 千円)

地目	年度	令和5年度			令和4年度			比較 (A)-(B)
		筆数	地積	課税標準額 (A)	筆数	地積	課税標準額 (B)	
田	調整区域	18,384	19,863	2,271,781	18,424	19,884	2,274,074	△ 2,293
	市街化区域	162	76	103,863	168	80	112,198	△ 8,335
畑	調整区域	9,115	4,616	262,845	9,137	4,632	263,678	△ 833
	市街化区域	1,363	673	1,598,942	1,401	686	1,599,292	△ 350
宅地		48,334	13,459	81,474,625	48,044	13,383	81,401,626	72,999
山林	一般	2,111	1,295	40,455	2,114	1,300	40,595	△ 140
	介在	783	380	506,752	803	384	529,933	△ 23,181
池沼		111	80	645	111	80	644	1
原野		710	228	7,400	708	228	7,378	22
雑種地		12,049	4,086	18,911,408	12,137	4,086	19,261,885	△ 350,477
合計		93,122	44,756	105,178,716	93,047	44,743	105,491,303	△ 312,587

*積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(課税標準額)} \quad \text{(免税点以下)} \\
 & 105,178,716,000\text{円} - 472,033,000\text{円} = 104,706,683,000\text{円} \\
 & \quad \quad \quad \text{(税率)} \quad \quad \quad \text{(税額)} \\
 & \quad \quad \quad \times 1.4\% \quad \quad \quad \doteq 1,465,893,000\text{円} \\
 & \text{(税額)} \quad \quad \quad \text{(住宅用地特例税額)} \quad \text{(減免見込額)} \quad \quad \quad \text{(調定見込額)} \\
 & 1,465,893,000\text{円} - (5,676,000\text{円} + 2,855,000\text{円}) = 1,457,362,000\text{円} \\
 & \text{(調定見込額)} \quad \quad \quad \text{(収納率)} \quad \quad \quad \text{(予算額)} \\
 & 1,457,362,000\text{円} \times 99.30\% \quad \quad \quad \doteq 1,447,160,000\text{円}
 \end{aligned}$$

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	令和5年度		令和4年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額 (A)	床面積	課税標準額 (B)	
既存分	6,324	206,295,143	6,244	201,967,858	4,327,285
新增分	64	4,602,643	61	4,734,285	△ 131,642
合計	6,388	210,897,786	6,305	206,702,143	4,195,643

(家屋)

*積算根拠

(課税標準額) (税率) (税額)
 210,897,786,000円 × 1.4% ≒ 2,952,569,000円
 (税額) (新築軽減) (減免見込額) (震災特例軽減額) (調定見込額)
 2,952,569,000円 - (98,258,000円 + 16,003,000円 + 272,000円) = 2,838,036,000円
 (調定見込額) (収納率) (予算額)
 2,838,036,000円 × 99.30% ≒ 2,818,169,000円

(償却資産)

(単位：千円)

区分	年度	令和5年度		令和4年度		比較 (A)-(B)
		件数	調定見込額 (A)	件数	調定見込額 (B)	
市長決定		687	812,450	610	826,683	△ 14,233
総務大臣配分		15	236,080	15	210,645	25,435
知事配分		2	8,465	2	8,529	△ 64
合計		704	1,056,995	627	1,045,857	11,138

*積算根拠

(調定見込額) (収納率) (予算額)
 1,056,995,000円 × 99.30% ≒ 1,049,596,000円

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金)

(単位：円)

区分	年度	令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較 (A)-(B)
茨城県 管財課		1,960,700	2,103,800	△ 143,100
茨城県 企業局		2,423,600	2,423,600	0
関東財務局		83,146	121,900	△ 38,754
裁判所		300	300	0
合計		4,467,746	4,649,600	△ 181,854

・軽自動車税

(種別割)

(単位：台、円)

区 分	税額 (円)	令和5年度		令和4年度		比 較 (C)-(D)				
		課税台数 (A)	調定額 (C)	課税台数 (B)	調定額 (D)					
原動機付自転車	50cc以下	2,000	2,913	5,826,000	3,013	6,026,000	△ 200,000			
	51cc～90cc	2,000	293	586,000	282	564,000	22,000			
	91cc～125cc	2,400	980	2,352,000	933	2,239,200	112,800			
	ミニカー	3,700	68	251,600	66	244,200	7,400			
	小 計		4,254	9,015,600	4,294	9,073,400	△ 57,800			
小型特殊	農耕作業用	2,400	1,115	2,676,000	1,120	2,688,000	△ 12,000			
	特殊作業用	5,900	63	371,700	60	354,000	17,700			
	小 計		1,178	3,047,700	1,180	3,042,000	5,700			
軽自動車	二 輪 車	3,600	1,114	4,010,400	1,051	3,783,600	226,800			
	4 輪 以上 の も の	自家用	乗 用		7,200	6,878	49,521,600	8,284	59,644,800	△ 10,123,200
					10,800	8,448	91,238,400	6,837	73,839,600	17,398,800
					12,900	3,898	50,284,200	4,044	52,167,600	△ 1,883,400
			小 計		19,224	191,044,200	19,165	185,652,000	5,392,200	
			貨 物		1,300	8	10,400	-	-	10,400
		4,000		1,041	4,164,000	1,179	4,716,000	△ 552,000		
		5,000		1,356	6,780,000	1,142	5,710,000	1,070,000		
	小 計			3,978	20,392,400	3,957	20,242,000	150,400		
	営 業 用	乗 用		6,900	1	6,900	1	6,900	0	
			小 計		1	6,900	1	6,900	0	
		貨 物		3,000	74	222,000	98	294,000	△ 72,000	
				3,800	109	414,200	75	285,000	129,200	
			小 計		216	784,700	197	687,000	97,700	
	小 計		24,533	216,238,600	24,371	210,371,500	5,867,100			
	二輪の小型自動車	6,000	1,513	9,078,000	1,473	8,838,000	240,000			
	合 計		31,478	237,379,900	31,318	231,324,900	6,055,000			

*積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
原動機付自転車	9,015,600円	× 98.45%	≒ 8,875,000円
小型特殊自動車	3,047,700円	× 98.45%	≒ 3,000,000円
軽自動車	216,238,600円	× 98.45%	≒ 212,886,000円
2輪の小型自動車	9,078,000円	× 98.45%	≒ 8,937,000円
		合計	233,698,000円

(環境性能割)

*積算根拠 県税収見込 14,586,000円(予算額)

・市たばこ税

(単位：本、円)

区分	令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較(A)-(B)
課税標準本数	95,723,725	92,801,902	2,921,823
税額	627,181,000	608,038,000	19,143,000

※積算根拠

- ・令和5年度たばこ販売本数見込み(令和4年度販売本数見込み×増減率)

97,319,770本×△1.64%=95,723,725本

- ・従量割

97,319,770本×△1.64%×6,552円/1,000本≒627,181,000円

※令和3年10月1日から税率改正。1,000本あたり6,122円から6,552円。

・都市計画税

(土地) 納税義務者数及び課税標準額(免税点以上)

(単位：人、千円)

年度 項目	令和5年度		令和4年度		比較 (A)-(B)	比較 (C)-(D)
	納税義務者数 (A)	課税標準額 (C)	納税義務者数 (B)	課税標準額 (D)		
土地	26,999	122,722,466	26,888	122,900,901	111	△178,435

※納税義務者数の合計は、法人も含めた実数である。

※積算根拠

(課税標準額)

122,722,466,000円 × 税率0.3% ≒ 368,167,000円

(税額)

(住宅用地特例税額)

(減免見込額)

(調定見込額)

368,167,000円 - (872,000円 + 405,000円) = 366,890,000円

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

366,890,000円 × 99.30% ≒ 364,321,000円

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	令和5年度		令和4年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額(A)	床面積	課税標準額(B)	
既存分	5,088	177,642,333	5,028	173,690,000	3,952,333
新增分	55	3,945,667	54	4,239,334	△293,667
合計	5,143	181,588,000	5,082	177,929,334	3,658,666

※積算根拠

(課税標準額)

(税率)

(税額)

181,588,000,000円 × 0.3% = 544,764,000円

(税額)

(減免見込額)

(震災特例軽減額)

(調定見込額)

544,764,000円 - (825,000円 + 37,000円) = 543,902,000円

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

543,902,000円 × 99.30% ≒ 540,094,000円

令和5年度市税滞納繰越予算計上積算表

(単位:千円、%)

<個人市民税>

令和5年度 滞納繰越分見込		
調定額	収納率	予算額
111,670	42.69%	47,671・・・(A)

令和4年度 見込					
項 目	調定額	収納率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R4年度現年度分	5,647,600	99.17%	5,600,724	0	46,876
R3年度以前分	135,208	41.75%	56,449	13,965	64,794
合 計	5,782,808	97.83%	5,657,173	13,965	111,670

<法人市民税>

令和5年度 滞納繰越分見込		
調定額	収納率	予算額
3,902	36.66%	1,430・・・(B)

令和4年度 見込					
項 目	調定額	収納率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R4年度現年度分	788,297	99.63%	785,380	0	2,917
R3年度以前分	4,194	53.65%	2,250	959	985
合 計	792,491	99.39%	787,630	959	3,902

<固定資産税>

令和5年度 滞納繰越分見込		
調定額	収納率	予算額
85,447	37.67%	32,187・・・(C)

令和4年度 見込					
項 目	調定額	収納率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R4年度現年度分	5,268,662	99.07%	5,219,663	0	48,999
R3年度以前分	90,625	39.13%	35,461	18,716	36,448
合 計	5,359,287	98.06%	5,255,124	18,716	85,447

<軽自動車税>

令和5年度 滞納繰越分見込		
調定額	収納率	予算額
8,871	32.42%	2,875・・・(D)

令和4年度 見込					
項 目	調定額	収納率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R4年度現年度分	238,656	98.38%	234,789	0	3,867
R3年度以前分	8,992	33.39%	3,002	986	5,004
合 計	247,648	96.02%	237,791	986	8,871

<都市計画税>

令和5年度 滞納繰越分見込		
調定額	収納率	予算額
14,494	37.67%	5,459・・・(E)

令和4年度 見込					
項 目	調定額	収納率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R4年度現年度分	892,657	99.07%	884,355	0	8,302
R3年度以前分	15,368	39.13%	6,013	3,163	6,192
合 計	908,025	98.06%	890,368	3,163	14,494

<各税目の滞納繰越分予算額合計>

(A)+(B)+(C)+(D)+(E) = 89,622千円

(単位：千円、%)

歳入項目	5年度	4年度	増減額	増減率	概要
2 地方譲与税	321,440	328,426	△ 6,986	△ 2.1	
自動車重量譲与税	235,000	237,000	△ 2,000	△ 0.8	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての用途制限を廃止。自動車重量税総額の100分の40.7が市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積に按分して譲与される。
地方揮発油譲与税	75,000	80,000	△ 5,000	△ 6.3	道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改正。地方揮発油税総額の100分の42が道路の延長及び面積に按分して市町村に譲与される。
森林環境譲与税	11,440	11,426	14	0.1	森林環境譲与税総額の10分の9に相当する金額を、市町村に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口に按分して譲与される。※ただし、令和4年度、5年度の譲与割合は10分の8.8
3 利子割交付金	6,000	7,000	△ 1,000	△ 14.3	個人の納めた県民税利子割の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
4 配当割交付金	91,000	51,000	40,000	78.4	県に納入された配当割額の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
5 株式等譲渡所得割交付金	60,000	83,000	△ 23,000	△ 27.7	県に納入された株式等譲渡所得割額の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
6 法人事業税交付金	190,000	140,000	50,000	35.7	県に納入された法人事業税額の100分の7.7に相当する金額を、市町村に対し、従業者数の割合に応じて交付される。※ただし、令和4年度は、3分の1が法人税割額、3分の2が従業員数で按分される。
7 地方消費税交付金	2,465,000	2,232,000	233,000	10.4	
一般分	1,012,000	916,000	96,000	10.5	地方消費税の2分の1に相当する金額のうち、地方消費税の引上げ前の従前分について、直近の国勢調査の人口、事業所統計の従業者数に按分して交付される。
社会保障財源化分	1,453,000	1,316,000	137,000	10.4	地方消費税の2分の1に相当する金額のうち、地方消費税の引上げ分について、直近の国勢調査の人口に按分して交付される。
8 ゴルフ場利用税交付金	49,000	47,000	2,000	4.3	県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7に相当する金額が交付される。
9 環境性能割交付金	29,000	42,000	△ 13,000	△ 31.0	消費税率引上げに伴い、自動車取得税に代わり導入された自動車税環境性能割について、県に納入された金額の100分の40.85に相当する金額が、市町村に道路の延長及び面積に按分して交付される。
10 地方特例交付金	96,000	100,000	△ 4,000	△ 4.0	
個人市民税減収補てん特例交付金	96,000	100,000	△ 4,000	△ 4.0	所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除(ローン控除)を個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。

(単位：千円、%)

歳入項目	5年度	4年度	増減額	増減率	概要
11 地方交付税	8,650,000	8,020,000	630,000	7.9	
普通交付税	8,280,000	7,650,000	630,000	8.2	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税を原資とし、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。 令和4年度当初算定実績 8,024,366千円 (令和4年度当初算定実績との差+255,634千円) ※令和4年度再算定後実績 8,215,559千円 (令和4年度再算定後実績との差+64,441千円)
特別交付税	370,000	370,000	0	0.0	普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対し、地方交付税総額の6%を財源に交付される。
12 交通安全対策特別交付金	13,000	14,000	△ 1,000	△ 7.1	交通安全施設整備の財源として交付されるもので、交付基準は交通事故発生件数と人口集中地区人口が基礎となり交付される。
13 分担金及び負担金	143,782	146,425	△ 2,643	△ 1.8	民間保育園入所児保護者負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金、常総地域病院群輪番制病院運営費負担金、放課後児童対策事業保護者負担金等
14 使用料及び手数料	298,694	297,769	925	0.3	・使用料(自転車駐車場、公立保育所、道路、住宅、公園、体育館、公民館等) ・手数料(戸籍関係、し尿処理、粗大ごみ収集運搬、建築確認等)
15 国庫支出金	5,798,064	5,551,622	246,442	4.4	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金(生活保護費負担金1,693,500千円、子どものための教育・保育給付費負担金1,083,334千円、自立支援給付費負担金984,000千円等)
16 県支出金	2,651,604	2,541,618	109,986	4.3	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金
17 財産収入	49,590	54,257	△ 4,667	△ 8.6	土地建物貸付収入、利子及び配当金等
18 寄附金	1,200,162	1,000,182	199,980	20.0	平和基金寄附金、ふるさと取手応援基金寄附金、みどりの基金寄附金等
19 繰入金	1,944,918	1,646,360	298,558	18.1	・基金繰入金 ふるさと取手応援基金繰入金1,126,662千円、財政調整基金繰入金600,000千円、減債基金繰入金150,000千円、公共施設整備基金繰入金29,046千円、みどりの基金繰入金1,924千円、学校施設整備基金繰入金10,180千円等 ・特別会計繰入金 介護保険特別会計繰入金6,706千円、後期高齢者医療特別会計繰入金100千円、国民健康保険事業特別会計繰入金1千円
20 繰越金	500,000	500,000	0	0.0	令和4年度からの繰越金
21 諸収入	754,645	794,124	△ 39,479	△ 5.0	市税延滞金、市預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、給食事業収入、雑入
22 市債	1,986,400	2,020,500	△ 34,100	△ 1.7	農林水産業債、土木債、消防債、教育債、合併特例債、公共施設等適正管理推進事業債、臨時財政対策債
うち臨時財政対策債	300,000	850,000	△ 550,000	△ 64.7	令和4年度実績 512,331千円 (令和4年度実績との差 △212,331千円)

※令和4年度は国の補正予算において、地方交付税が増額され、普通交付税の再算定が行われた。

[内容]普通交付税の調整額を復活するとともに、令和4年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」が創設。

1 議会費

1 議会費 1 議会費

[担当：議会事務局] P.43

1001 議員報酬等に要する経費 193,047,000 円 (186,242,000 円)

[一財 193,047,000 円]

○ 内容

(1) 報酬

議長 @494,000×12 か月×1 人=5,928,000 円

副議長 @444,000×12 か月×1 人=5,328,000 円

議員 @411,000×12 か月×22 人=108,504,000 円

(2) 期末手当

議長 @494,000×1.15×3.30 月×1 人=1,874,730 円

副議長 @444,000×1.15×3.30 月×1 人=1,684,980 円

議員 @411,000×1.15×3.30 月×21 人=32,754,645 円

新人議員 @411,000×1.15×1.65 月×30/100×1 人=233,961 円

@411,000×1.15×1.65 月×1 人=779,872 円

(3) 議員共済給付費負担金

@410,000×23 人×12 月×31.5/100=35,645,400 円

[担当：議会事務局] P.44

2001 議会調査運営に要する経費 8,545,000 円 (8,542,000 円)

[一財 8,545,000 円]

○ 目的

(1) 議員の費用弁償に係る経費

従前の委員会全員による遠隔地への先進地視察を廃止し、地方自治法第 100 条第 13 項、会議規則第 106 条及び第 167 条の規定に基づく議員・委員派遣制度によって、効率的かつ効果的に ICT を活用し先進事例の調査充実を図る。令和 2 年度以降はコロナ禍で派遣機会が減っていたが、令和 5 年度以降は派遣機会が増えることが想定されるため増額する。

(2) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は無会派議員に対し交付する。用途については、調査研究費、研修費、資料購入費、広報費、広聴費等に要する経費を定めている。

(3) タブレット使用料

議員及び議会事務局にペーパーレス会議アプリケーションを組み込んだタブレット PC を貸与し、議案書をはじめ、各種議会関係資料のペーパーレス化による地球環境保全に寄与するとともに、スムーズな議案等の審議・審査、表決、オンライン会議の実施や調査活動を行う。

○ 内容

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 議員の費用弁償に係る経費 | 議員・委員派遣旅費 1,000,000 円 |
| (2) 政務活動費 | @100,000×23 人=2,300,000 円 |
| (3) タブレット使用料 | 1,203,030 円 (26 台/年) |

2 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：人事課] P.52

2201 職員研修に要する経費 4,318,000円(4,309,000円)

[その他 62,000円 一財 4,256,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：研修受講経費助成金 59,000円]

[諸収入：防火管理講習受講補助金 3,000円]

○ 目的

様々な研修機会を効果的・効率的に提供し、活用することで、職員の自己啓発意欲を高め、実務的・専門的知識の習得による職務遂行能力の向上を図る。

また、当市が求める職員像である創造性豊かで社会情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成を行う。

○ 内容

研修計画概要

(単位：人)

区分	研修名	対象	受講人員 (延べ)
庁内研修	人事評価制度研修	評価者・被評価者	340
	ハラスメント研修	一般職員	20
	メンタルヘルス研修	一般職員	25
	ライフプランセミナー	希望職員・指定職員	30
	イクボスセミナー	希望職員・指定職員	20
派遣研修	茨城県市町村職員研修	23研修：指定職員	46
	常総広域職員共同研修	12研修：指定職員	278
	市町村アカデミー	5研修：指定職員	5
	各種専門研修・実務研修派遣	希望職員・指定職員	100
合計			864

職員が、職に応じた役割を十分に担えるよう、庁内研修・派遣研修ともに研修機会の充実を図る。

また、実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、積極的にオンライン研修の活用を図る。

・ 庁内研修

人事評価研修においては、能力主義・成果主義を基本とする人事評価のさらなる精度の向上と職場における人材育成を目的とし、より公正・公平で信頼性の高い制度運用が図られるよう、評価者研修・被評価者研修を継続的に実施する。

また、近年関心が高まっているメンタルヘルスやハラスメント研修のほか、ワークライフバランスの意識向上を目的としたライフプランセミナーやイクボスセミナーを実施し、職員が働きやすい職場環境を整える。

・派遣研修

社会環境の変化と市民の地方行政運営に対する意識が高まる中、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、階層別研修、専門特別研修等を実施する。

また、幅広い研修機会を提供することにより、個々の自己啓発意欲を高めるとともに、組織の運営方針や組織目標に沿った政策形成能力及び職務遂行能力の向上を図り、各種業務に応じた専門的な知識・能力を育む。

[担当：安全安心対策課] P. 53

3001 防犯に要する経費 18,801,000 円 (18,232,000 円)

[国・県 1,200,000 円 その他 2,740,000 円 一財 14,861,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：街頭防犯カメラ設置費補助金 1,200,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,740,000 円]

○ 目的

犯罪を未然に防止し、犯罪のない明るい社会を実現するため、防犯・暴力追放思想の普及と高揚、善良な風俗の保護並びに少年の健全育成の推進を図る。

また、茨城県警及び防犯団体と協力連携のもと、警察官経験者による立ち番と防犯パトロールの拠点となる防犯ステーション（東6丁目・藤代駅南口）を中心として実施する。

○ 内容

市内への防犯カメラの設置や、防犯パトロール及び防犯キャンペーンの実施、自主防犯組織結成事業の補助及び結成促進などを行う。

また、防犯ステーションの運営事業では、土日、祝祭日等を除く月～金の14時から19時にかけて、取手地区・藤代地区それぞれ3名体制でパトロールを実施するとともに、火曜日及び金曜日においては15時から16時30分まで青色防犯パトロールを実施する。

・防犯活動推進員報酬	9,048,000 円
・費用弁償	506,000 円
・修繕料（防犯カメラ）	1,800,000 円
・施設借上料	1,119,000 円
・防犯カメラ設置工事	2,850,000 円
・取手地区防犯協会負担金	2,248,000 円
・市自主防犯組織結成事業補助金	50,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 53

3301 空家等の適正管理事業に要する経費 1,111,000 円 (1,074,000 円)

[一財 1,111,000 円]

○ 目的

環境悪化や防犯上の危険となる空家等の対策を行うため、令和3年4月1日より「取手市空家等対策計画」を策定した。計画に基づき、空家等が管理不全な状態になることを防止し、生活環境の保全及び安全で安心な地域社会を実現する。

○ 内容

- ・空家等、所有者等の実態調査
- ・特定空家等の認定
- ・「空家等調査台帳」整備
- ・所有者等に対する助言指導

1 総務管理費 2 文書広報費

[担当：魅力とりで発信課] P. 55

2801 広報発行に要する経費 20,830,000円(18,897,000円)

[国・県 56,000円 その他 1,480,000円 一財 19,294,000円]

* 特財積算根拠

[国委：自衛官募集事務委託金 56,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,480,000円]

○ 目的

- ・「広報とりで」…市民の顔が見える広報紙をコンセプトに、全ページフルカラーで市の施策やお知らせ、イベントや市内の出来事などの市民に身近な行政情報を掲載する。また、特集記事では、市民への取材を積極的に行い、身近で親しみやすい広報紙を発行する。
- ・政策情報紙「薬」…市が進めている重要施策やプロジェクト事業などを途中経過も含めて分かりやすくお知らせし、市政への関心を高めるとともに、市政への市民参加の意識高揚を図る。

○ 内容

<広報紙の発行>

1 広報発行に要する主な経費

・「広報とりで」印刷業務委託料	7,670,000円
・「広報とりで」新聞折り込み料	6,059,000円
・広報配送・配置業務委託料	1,146,000円
・広報郵送料	667,000円
・広報等封入業務手数料	65,000円
・「広報とりで」二つ折り業務手数料	301,000円
・「政策情報紙」印刷業務委託料	1,650,000円
・広報編集用ソフト使用料	897,000円
・デジタルカメラ購入費	436,000円

2 発行概要

(1) 広報とりで

- ・規格：タブロイド判 年24回(計196ページ)
12ページ 年1回、8ページ 年23回
- ・印刷部数：38,500部

(2) 政策情報紙「藁」

- ・規格：A4判 8ページ 年3回（計24ページ）
- ・印刷部数：45,200部

3 配布方法

(1) 広報とりで

- ・新聞折り込みによる配布（折り込み部数 28,100部）
- ・郵送による配布（郵送件数 300通）※配置場所へ行くことが困難な方等への郵送
- ・市民課・藤代総合窓口課・取手支所・取手駅前窓口・公民館などの公共施設のほか、より多くの方が手に取りやすいよう、郵便局・駅（JR・関東鉄道）・スーパーマーケット・コンビニエンスストア・病院等に配置。
- ・広報発行日に、ホームページやメールマガジン、LINE等を活用し、プッシュ型の情報発信により発行をお知らせする。
また、電子書籍ポータルサイト「イバラキイーブックス」、行政情報アプリ「マチイロ」などの登録を促進するため、二次元コードを広報とりでに掲載する。

(2) 政策情報紙「藁」

- ・各地区市政協力員から各世帯へ配布のほか、公共施設・駅・スーパーマーケット・コンビニエンスストア・病院等に配置。

【担当：市民協働課】 P.56

2901 市民相談に要する経費 1,928,000円（1,952,000円）

〔一財 1,928,000円〕

○ 目的

市民の日常生活上の悩みに応じた、弁護士や専門家による定期的な各種相談会を無料で実施するほか、相談者からの心配事等を電話や窓口で傾聴し、助言や関係機関への案内を行い、不安解消や問題解決への確な対応をすることで、安心して生活できる環境を整える。

また、人権擁護委員と連携し、人権啓発活動を実施することにより、市民の人権意識の高揚を図る。

○ 内容

- ・市民相談一覧

相談種別	内容
法律相談（月4回）	相続・離婚・多重債務等民事事案に関する事
司法書士相談（月1回）	不動産登記・金銭貸借・相続等に関する事
人権相談（月2回）	人権・近隣関係・家庭内・親族間に関する事
行政相談（偶数月1回）	行政（国や県）に関する事
社会保険労務士相談（月1回）	年金・労働問題全般に関する事
行政書士相談（月1回）	相続・遺言・農地転用等に関する事
市民相談（常時）	市民の多種多様な相談に関する事

※休日に年2回の合同相談会の開催。

[担当：魅力とりで発信課] P. 56

3101 ホームページ管理に要する経費 6,856,000円(5,181,000円)

[その他 600,000円 一財 6,256,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：広告掲載料 600,000円]

○ 目的

ホームページを有効に活用して市を広くPRし、市民生活に必要な情報を迅速に入手しやすいよう提供していく。障害の有無、年齢等にかかわらず、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、情報を探しやすいホームページの実現を目指し、ユーザビリティに関する全ページ解析と意識向上のための職員研修を行う。現行のメールマガジンシステムのサービスが終了することに伴い、市民の生活情報取得に不足や不便が生じないように、新サービスへの移行を実施する。

○ 内容

・ウェブアクセシビリティ検証業務	487,000円
・ウェブサイトアクセス解析ツール設定業務	110,000円
・メール配信システム管理業務	1,584,000円
・メール配信システム新サービス移行業務	1,562,000円
・ホームページ閲覧支援・言語翻訳ソフト使用料	792,000円
・ホームページCMSサーバ使用料	2,315,000円

1 総務管理費 3 友好交流費

[担当：秘書課] P. 57

2001 都市間交流に要する経費 783,000円(780,000円)

[一財 783,000円]

○ 目的

海外交流都市や市内在住外国人との交流を通じて、市民の異文化体験機会の創出及び国際理解の促進を図る。

取手市国際交流協会は、日本語教室の実施を始め、イベントを通じた外国人と市民の交流の場を提供するなど、在住外国人が地域社会に溶け込みやすい環境をつくるための事業を実施しており、多文化共生社会の構築を推進していることから、市としてその活動を支援する。

○ 内容

- ・取手市国際交流協会補助金 720,000円
〔取手市国際交流協会による主な事業〕
在住外国人のための日本語教室、無料法律相談会、会報の発行、世界の料理を楽しむ集い、取手チャットスクエア(TCS)、シニアのための英会話講座及び外国人とのバスツアー等のボランティア活動
- ・日中友好協会負担金 10,000円

1 総務管理費 4 財政管理費

[担当：財政課] P. 58

2101 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費

1,842,368,000円(1,526,179,000円)

[その他 1,842,368,000円]

* 特財積算根拠

[財産収入：ふるさと取手応援基金利子 18,000円]

[寄附金：ふるさと取手応援基金寄附金 1,200,000,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 642,350,000円]

○ 目的

ふるさと取手応援寄附金条例に基づき、市のまちづくりを応援する人々からの寄附を広く募り、多様な事業に活用するための原資として確保・活用することを目的とする。また、寄附者に市の特産品等を返礼品として送ることで、市内産業の活性化を図り、全国に向けて市の魅力を発信していく。

○ 内容

民間ポータルサイトを活用したふるさと取手応援基金寄附金の受付と、寄附者への返礼品送付業務を行う。また、全国に取手市の魅力を発信していくため、複数のポータルサイトを積極的に活用し、市内の特産品や農産物をPRするとともに、寄附者の利便性向上を図り、広くふるさと取手応援基金寄附金を周知していく。

印刷製本費

・ふるさと納税案内チラシ等印刷 209,000円

広告料

・新聞等掲載広告料 1,100,000円

委託料

・インターネット上での寄附金受付及び返礼品発送等業務委託 614,464,000円
うち 受付業務等の委託料分 159,024,000円
返礼品代金・送料分 443,120,000円
受領書発行業務の委託料分 12,320,000円

積立金

・ふるさと取手応援基金寄附金及び基金利子 1,200,018,000円

[担当：財政課] P. 59

2201 地域振興基金積立金 1,136,023,000円

[地方債 1,079,200,000円 その他 23,000円 一財 56,800,000円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 1,136,000,000円×95%=1,079,200,000円]

[財産収入：地域振興基金利子 23,000円]

○ 目的

取手市地域振興基金条例に基づき、市民の連帯の強化又は地域振興等のために必要な経費に充てるため、合併特例債（基金造成分）を活用し基金を造成する。

○ 内容

令和4年度及び5年度の2か年で基金を造成し、借り入れた地方債の償還の範囲に応じ、令和6年度から取崩しを行い、新市まちづくり計画に位置づけられた事業に活用する。

令和5年度は、令和4年度に引き続き、合併特例債(基金造成分)の発行限度額までの残額を活用し、基金への積立を行う。

区分	積立金 (利子分を除く)	財源	
		合併特例債	一般財源
令和4年度分	1,135,895千円	1,079,100千円	56,795千円
令和5年度分	1,136,000千円	1,079,200千円	56,800千円
合計	2,271,895千円	2,158,300千円	113,595千円

積立金

- ・地域振興基金積立金及び基金利子 1,136,023,000円

1 総務管理費 6 財産管理費

[担当：管財課] P.62

2001 庁舎の管理に要する経費 119,467,000円 (105,581,000円)

[その他 1,000円 一財 119,466,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：電話通話料 1,000円]

○ 目的

市役所本庁舎全体の適正な維持管理を図る。

○ 内容

庁舎管理業務委託内訳

委託料	予算額(円)	内容
庁舎管理業務委託料	24,240,000	庁舎の清掃、設備運転及び衛生管理業務
夜間警備委託料	7,076,000	夜間時における庁舎内外の巡察、各種届出の受領・保管、外線受信
市役所電話交換及び総合案内業務委託料	16,500,000	市役所代表の電話交換、庁舎内放送、総合案内業務
消防設備保守点検委託料	616,000	消防設備の点検(年2回)
電気設備検査委託料	832,000	電気設備の保安及び点検(年次点検 年1回・月次点検 月1回)
エレベーター保守点検委託料	1,142,000	エレベーター2台の保守点検業務
自動ドア保守点検委託料	317,000	自動ドア9台の保守点検業務
植栽剪定業務委託料	1,011,000	植栽剪定(年2回)、庭園除草(年3回)
空調機保守点検委託料	2,530,000	本庁舎ガスヒートポンプの保守点検16台
電話交換機保守点検委託料	1,914,000	本庁舎・藤代庁舎に設置の電話交換機保守点検業務
自家発電設備定期点検業務委託料	239,000	非常用発電設備の定期点検(年1回)

[担当：管財課] P. 63

2101 自動車の維持管理に要する経費 23,237,000 円 (26,013,000 円)

[その他 347,000 円 一財 22,890,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：広告掲載料 347,000 円]

○ 目的

公用車の効率的維持管理を図る。

○ 内容

自動車維持管理内訳

項目	予算額 (円)	内容
市バス等運転業務委託料	1,841,000	市バス等の運転代行業務委託
公用車リース料	12,967,000	リース車両 38 台 (うち電気自動車 2 台)

1 総務管理費 7 企画費

[担当：魅力とりで発信課] P. 66

0701 シティプロモーションに要する経費 4,714,000 円 (5,282,000 円)

[その他 2,990,000 円 一財 1,724,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,990,000 円]

○ 目的

- ・市内外に対する PR 活動を通じて取手市の知名度・魅力度の向上を図り、交流人口・定住人口の増加を図る。
- ・前年度に引き続き、動画による魅力発信に注力し、取手市 PR 大使の協力を得ながら市の魅力を発信する。
- ・広告掲載やプレスリリース等も活用し、様々なツールを用いてパブリシティを獲得して、幅広い層に対し取手市を PR できるよう働きかける。
- ・PR サポーターの増加とシティプロモーションサイトへの投稿件数を増やす試みとして写真講座を開催し、市民目線での魅力発信強化を図る。

○ 内容

- ・ PR 大使謝礼 300,000 円
- ・ 写真講座講師謝礼 132,000 円
- ・ 消耗品費 992,000 円
- ・ 印刷製本費 245,000 円
- ・ プレスリリース配信委託料 658,000 円
- ・ 動画制作業務委託料 550,000 円
- ・ シティプロモーションサイト運営関係費 1,460,000 円
- ・ SNS 情報配信委託料 335,000 円

[担当：政策推進課] P.67

1101 取手市総合計画に要する経費 12,574,000円(74,000円)

[その他 8,520,000円 一財 4,054,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 8,520,000円]

○ 目的

市の最上位計画として位置付けられる第六次取手市総合計画の現基本計画である「とりで未来創造プラン2020」は、令和5年度までの計画期間となることから、次期計画を策定する必要がある。計画策定に当たっては、市民の意見を反映させた計画とするため、意見交換の場を設けることとする。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の要素を包含した計画とするため、人口ビジョンの改訂を行う。これらの作業を行うに当たり、市民意見を引き出すための効果的な手法や、専門的な知見を要する詳細な分析業務が必要となる。また市民アンケート等の膨大な作業量を伴う業務が見込まれることなどが想定されるため、業務委託を行い、より精度の高い計画策定につなげるものである。

○ 内容

- | | |
|--|-------------|
| (1) 総合計画策定支援業務委託料 | 12,181,000円 |
| ・ 社会経済動向や国及び県等の上位関連計画における整理などの基本調査及び現状分析 | |
| ・ 人口動向等の分析、考察 | |
| ・ 市民アンケートにおけるアンケート票の作成・印刷、封入・発送、回収、集計・分析 | |
| ・ 基本計画の素案作成における助言及び作成支援 | |
| ・ 総合計画審議会の運営支援 | |
| ・ 市民意見交換会の運営支援及び意見の分析・評価 | |
| ・ 総合計画冊子の編集及び印刷製本 | |
| (2) 総合計画審議会委員報酬・費用弁償 | 355,000円 |
| (3) 普通旅費・研修旅費 | 38,000円 |

1 総務管理費 8 電算組織管理費

[担当：情報管理課] P.68

2001 電算・OA化等に要する経費 394,361,000円(390,613,000円)

[国・県 2,912,000円 その他 9,812,000円 一財 381,637,000円]

* 特財積算根拠

[国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 251,000円]

[国委：国民年金事務委託金 2,316,000円]

[国委：特別児童扶養手当事務委託金 272,000円]

[県委：常住人口調査交付金 73,000円]

[財産収入：(株)茨城計算センター配当金 64,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,830,000円]

[諸収入：デジタル基盤改革支援補助金 5,918,000円]

○ 目的

住民記録、税金、福祉など、市民が行う様々な手続について、市が迅速な窓口対応を提供するとともに、その後の内部処理業務、財務管理業務、文書管理業務等について、コンピュータシステムを活用し、正確で高速な事務処理を実現するものである。

また、庁内ネットワークの活用により藤代庁舎、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口コーナーでも本庁舎と同様の証明発行業務や手続の受付を行うほか、県域 WAN（いばらきブロードバンドネットワーク）を活用して、市民がインターネットから利用できる電子申請・届出サービス、公共施設予約サービス、地図情報閲覧サービス（いばらきデジタルまっぷ）、ウェルネスプラザにおける公衆無線 Wi-Fi の提供等、市民の利便性向上を図るものである。

庁内の情報システムの運用に当たっては、セキュリティを徹底するため、国が示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」により、マイナンバー関連システムをインターネットリスクから分離し、端末からのデータ持ち出し不可設定、生体認証システムによるアクセス制御、インターネット接続口を県が集約して集中監視するシステム（いばらき情報セキュリティクラウド）への接続など、高度な監視を行い、情報システムを取り巻く環境変化に対して適切に対応することにより一層のセキュリティ向上を図るものである。

○ 内容

(1) 各種ネットワーク及びシステム維持費

庁内システムの運用及びインターネットサービス提供のためのネットワーク回線の確保や情報システムの維持管理を行う。

また、県や県内市町村と共同で整備しているいばらき電子申請・届出システム、いばらき公共施設予約システム、茨城県域統合型 GIS、いばらき情報セキュリティクラウド及び県域 WAN と相互接続している LGWAN（総合行政ネットワーク）の運用管理、番号制度に係る中間サーバシステムの保守管理を行う。

また、庁舎内及び公共施設等において使用するネットワーク機器及びネットワークに接続するパソコン端末の整備、維持を行う。

さらに、AI-OCR（手書き帳票読み取りシステム）、RPA（定型業務プロセスの自動化技術）の効果的な活用及び電子決裁の導入を推進していくため、各部署における自動化処理に適合する業務の調査・導入・効果検証の業務委託やスキャナ機器の整備、維持を行う。

- ・ 光専用回線、サーバ室夜間警備専用回線、

第 4 次 LGWAN 冗長化回線通信運搬費 16,092,000 円

- ・ いばらきブロードバンド負担金 6,141,000 円
- ・ いばらき情報セキュリティクラウド負担金 2,809,000 円
- ・ 情報系サーバ機器等使用料 52,668,000 円
- ・ 情報系ネットワーク運用管理業務委託料 22,558,000 円
- ・ オンライン会議ソフトウェアライセンス使用料 165,000 円
- ・ 事務用パソコン使用料 47,386,000 円
- ・ 中間サーバ保守運用負担金 3,937,000 円
- ・ 業務効率化支援委託料 4,263,000 円
- ・ 電子決裁及び RPA/AI-OCR 用機器使用料 1,535,000 円

(2) 電算機処理委託・電子計算機器リース

住民基本台帳・各種税台帳等大量のデータ処理及び管理、財務会計・予算編成、電子決裁等の事務処理システムの安定的かつ継続的な運用、各種帳票類作成等の定型業務の効率化的かつ正確な遂行をするため情報処理業務を委託するものである。

あわせて、これらシステムの安全で確実な稼動のため、サーバ、バックアップ装置、ネットワーク機器及び窓口端末等、住民サービスの提供及び内部事務処理上重要な機器類を整備し、保守管理を図るものである。

・電算機情報処理業務委託料	200,305,000円
・業務系サーバ機器等使用料	9,476,000円
・自治体情報システム標準化・共通化業務委託料	5,918,000円

[担当：情報管理課] P. 70

2201 自治体情報システム強靱性向上事業に要する経費 6,492,000円(5,175,000円)

[一財 6,492,000円]

○ 目的

国が定めた「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、基幹系、情報系、インターネット系の3つのネットワークに分離することによって、インターネットリスクを回避し、かつ生体認証装置等の必要なアクセス制御を施すことにより、情報セキュリティを抜本的に強化することを目的とする。あわせて、情報系とインターネット系のネットワーク間における電子ファイル等のファイル交換について、安全に通信するための無害化転送システムにより業務の継続性を確保するものである。

○ 内容

基幹系、情報系、インターネット系の各ネットワークを分離するため、必要となる機器等の維持を行う。

・ファイル無害化転送システム設定業務委託料	1,375,000円
・インターネット仮想化ソフトウェアライセンス使用料	3,381,000円
・ファイル無害化転送システム使用料	1,736,000円

1 総務管理費 9 交通安全対策費

[担当：安全安心対策課] P. 71

2001 交通安全の施設整備に要する経費 7,121,000円(7,663,000円)

[一財 7,121,000円]

○ 目的

交通危険箇所の視野を確保し、道路交通の視認性を高め、危険事項を掲示するなどにより交通事故の未然防止と交通の円滑化を図る。

○ 内容

・消耗品費(交通安全立て看板)	450,000円
・光熱水費(赤色回転灯)	134,000円
・修繕料(カーブミラー、区画線等)	2,702,000円
・公共表示制作設置委託料	70,000円

- ・道路反射鏡設置工事 1,969,000 円
- ・道路区画線設置工事 1,796,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 71

2101 自転車駐車場の維持管理に要する経費 60,153,000 円 (56,518,000 円)

[その他 16,105,000 円 一財 44,048,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：自転車駐車場使用料 14,029,000 円]

[使用料：バイク駐車場使用料 2,058,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 18,000 円]

○ 目的

自転車等の利用が多い駅周辺に自転車等駐車場を確保・維持管理することにより、自転車等利用者の利便性の向上を図るとともに路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を図る。

○ 内容

- ・自転車駐車場修繕料 150,000 円
- ・自転車駐車場管理委託料 48,292,000 円
- ・自転車駐車場土地借上料 4,272,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 72

2201 放置自転車対策に要する経費 2,134,000 円 (3,166,000 円)

[その他 50,000 円 一財 2,084,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：放置自転車移動保管手数料 50,000 円]

○ 目的

自転車放置整理区域に指定している取手駅・新取手駅周辺の路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を確保するとともに交通道德の高揚を図る。

○ 内容

- ・放置自転車移動作業委託料 660,000 円
- ・取手駅自転車放置整理区域管理業務委託料 1,087,000 円
- ・放置自転車保管場所管理業務委託料 337,000 円

1 総務管理費 10 地方振興費

[担当：市民協働課] P. 73

2001 地区振興に要する経費 24,828,000 円 (25,690,000 円)

[その他 1,603,000 円 一財 23,225,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：認可地縁団体登録証明書交付手数料 3,000 円]

[諸収入：コミュニティ助成事業補助金 1,600,000 円]

○ 目的

各地区の自主的なコミュニティづくりのための活動を積極的に支援し、地域の連帯感を深め、自治組織の強化と円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・地区補助金の交付（74 地区）
- ・コミュニティ助成事業補助金（宝くじ一般コミュニティ助成事業。井野団地自治会）

[担当：市民協働課] P.74

2301 地区集会所整備に要する経費 760,000 円（1,015,000 円）

[一財 760,000 円]

○ 目的

自治会・町内会が自主的に行う地域集会所の新築・修繕等に要する経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動を側面から支援する。

○ 内容

- ・集会所整備事業補助金（2 か所）
- ・集会所維持事業補助金（5 か所）

	事業名	集会所名	事業概要	補助金交付額
1	整備事業	台宿地区コミュニティセンター	LED 照明工事	259,000 円
2	整備事業	岡集落センター	外壁塗装工事	316,000 円
3	維持事業	酒詰生活改善集会所	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	25,000 円
4	維持事業	永山会館	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	60,000 円
5	維持事業	戸頭団地賃貸住宅集会所	集会所の家賃に要する経費	60,000 円
6	維持事業	大日堂集会所（山王）	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	15,000 円
7	維持事業	台宿地区コミュニティセンター	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	25,000 円
	計			760,000 円

1 総務管理費 11 災害対策費

[担当：安全安心対策課] P.75

2101 防災訓練に要する経費 711,000 円（4,145,000 円）

[一財 711,000 円]

○ 目的

避難所設営訓練を実施し、感染症対策を考慮した避難所運営について職員や地域住民の知識向上を図る。

また、防災訓練等に災害協定を結ぶ事業者の参加協力を得ることにより、より実践的な訓練を実施する。

○ 内容

- ・ 時間外勤務手当（防災・避難所設営訓練） 500,000 円
- ・ 手数料（防災訓練参加協力費） 77,000 円

[担当：安全安心対策課・環境対策課・排水対策課・消防本部] P. 75

2201 災害対策に要する経費 26,932,000 円 (36,578,000 円)

[その他 5,300,000 円 一財 21,632,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,300,000 円]

○ 目的

災害時に備え、食糧、飲料水、簡易トイレ用消耗品等の備蓄品を購入する。

また、市民が災害リスクを認知するための基本となるハザードマップについて、令和4年度からWEB版を公開した。このWEB版ハザードマップを安定的に運用するとともに掲載情報を必要に応じて更新するため作成事業者と保守契約を行う。さらに、災害発生時の応急対応処理に要する経費や、茨城県消防相互応援並びに緊急消防援助隊として、大規模災害発生時に全国各地の被災地へ迅速に出動するための経費を確保する。

○ 内容

- ・ 消耗品費（アルファ米、簡易トイレ用消耗品、災害応援出動時消耗品等） 5,982,000 円
- ・ 通信運搬費（災害時優先携帯電話等） 2,629,000 円
- ・ 委託料（WEB版ハザードマップ保守委託料） 396,000 円
- （道路消毒委託料） 110,000 円
- （緊急排水ポンプ設置委託料） 4,000,000 円
- ・ 燃料費（災害時協力井戸、災害応援出動時燃料費等） 184,000 円
- ・ 食糧費（災害応援出動時食糧費等） 182,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 76

2301 防災施設等の整備に要する経費 15,118,000 円 (21,612,000 円)

[その他 400,000 円 一財 14,718,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：防災ラジオ利用者負担金 400,000 円]

○ 目的

災害時における災害情報の伝達を確実にを行うため、防災ラジオの在庫を確保し、市民への貸与台数を増やすとともに、防災無線設備の保守を行う。

○ 内容

・ 280 MHz 帯防災無線保守点検委託料（配信局・送信局）	4,887,000 円
・ 通信運搬費（防災無線フリーダイヤル、防災無線回線利用料）	2,673,000 円
・ 耐震性貯水槽保守点検委託料（隔年実施）	429,000 円
・ 防災ラジオの購入（標準タイプ 200 台）	4,290,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 77

2401 自主防災組織に要する経費 8,634,000 円 (8,403,000 円)

[一財 8,634,000 円]

○ 目的

災害時に自主防災組織との連絡手段を確保し、地域防災力を活用する。

また、自主防災組織に補助金を交付し防災意識と地域防災力の向上を図り、災害時の被害の軽減を図る。

○ 内容

・ 通信運搬費（災害時優先携帯電話）	1,464,000 円
・ 自主防災組織補助金（150 円×世帯数、下限 30,000 円）	6,405,000 円
・ 自主防災組織資機材補助金（1 組織 150,000 円、新設より 3 年間）	450,000 円

[担当：社会福祉課] P. 78

2507 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う避難者支援経費

753,000 円 (753,000 円)

[国・県 633,000 円 一財 120,000 円]

* 特財積算根拠

[県負：東日本大震災に係る災害救助費負担金 633,000 円]

○ 目的

東日本大震災により、住居が全壊、流失又は原発事故による避難者に対して、市が民間住宅を借り上げ、応急仮設住宅として貸与する。

○ 内容

避難者対応応急住宅借り上げに伴う家賃及び共益費並びに必要な経費

・ 実避難世帯（1 世帯分）	720,000 円
・ 令和 5 年度契約更新事務手数料（1 世帯分）	33,000 円

1 総務管理費 13 男女共同参画推進費

[担当：市民協働課] P. 78

2001 男女共同参画社会の推進に要する経費 957,000 円 (2,173,000 円)

[その他 4,000 円 一財 953,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：取手市男女共同参画計画書売却代 4,000 円]

○ 目的

家庭、職場、地域などあらゆる分野において一人一人がお互いの人権を尊重し個性と能

力を十分に生かせる男女共同参画社会を目指し、意識の啓発と環境の整備、政策方針決定の場へ女性の参画を促進するための施策を市、市民及び事業者が実施する。

○ 内容

〔意識の改革事業〕

- ・男女共同参画情報紙印刷代 413,000 円
- ・男女共同参画推進料理教室講師謝礼 10,000 円

〔啓発・人材育成事業〕

- ・男女共同参画地域推進委託料（男女共同参画に熱意のある市民が実行委員会を組織し、講演会事業などを実施する） 280,000 円

〔相談事業〕

- ・男女共同参画苦情処理員謝礼 7,000 円
（市が実施する男女共同参画に関する施策等についての意見・苦情の申出に対応する）

1 総務管理費 15 諸費

〔担当：総務課〕 P. 80

2001 非核平和推進関係経費 167,000 円（182,000 円）

〔その他 167,000 円〕

* 特財積算根拠

- 〔財産収入：平和基金利子 1,000 円〕
- 〔寄附金：平和基金寄附金 100,000 円〕
- 〔繰入金：平和基金繰入金 56,000 円〕
- 〔諸収入：戦争体験記売却代 9,000 円〕
- 〔諸収入：送料個人負担分 1,000 円〕

○ 目的

非核兵器平和都市宣言都市として、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えるとともに、平和の尊さを広く啓発する。

○ 内容

8月に非核平和をテーマとした展示を取手・藤代駅前の市民ギャラリーで実施する。

また、市内市立小中学生を対象に平和首長会議が主催する「子どもたちによる“平和なまち” 絵画コンテスト」の作品募集を行い、市民ギャラリーに応募作品の展示を行う。

さらに、市内金融機関等 27 か所に募金箱を設置し、集まった募金を取手市平和基金に積み立てる。

〔担当：総務課〕 P. 80

2101 地域改善対策に要する経費 1,069,000 円（1,069,000 円）

〔一財 1,069,000 円〕

○ 目的

人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、差別の解消を図る。

○ 内容

- (1) 茨城県地域人権運動連合会取手支部への補助金 100,000 円

- (2) 全日本同和会茨城県連合会取手支部への補助金 583,000 円
- (3) 人権・同和問題研修会の参加経費 交通費・宿泊費 78,000 円、資料代 202,000 円
- (4) 機関紙購読料 106,000 円

〔担当：政策推進課〕 P. 80

2701 常総地方広域市町村圏事務組合負担金 1,253,812,000 円 (1,256,443,000 円)

〔一財 1,253,812,000 円〕

○ 目的

取手市、常総市、守谷市、つくばみらい市の4市で構成する常総地方広域市町村圏事務組合により様々な業務を広域的に共同で処理することで、行財政の効率化を図る。

○ 内容

共同処理している業務

- ・ごみ処理に関する業務
- ・総合運動公園に関する業務
- ・地域交流センターに関する業務
- ・障害者支援施設に関する業務
- ・総合防災センターに関する業務
- ・職員の共同研修に関する業務

2 徴税費 2 賦課徴収費

〔担当：納税課〕 P. 85

0701 徴収事務に要する経費 32,170,000 円 (31,067,000 円)

〔その他 2,500,000 円 一財 29,670,000 円〕

* 特財積算根拠

〔手数料：市税督促手数料 2,500,000 円〕

○ 目的

安定的な市税収入の確保と税負担の公平性を保つため、納税の利便性の向上と収納率の向上を図る。

○ 内容

(1) コンビニ収納取扱手数料 6,078,600 円

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税をコンビニエンスストアからの納付や、納付書のコンビニ用バーコードを利用したスマートフォンアプリによる納付を可能とするための費用である。

(2) 地方税共通納税システム収納手数料 239,580 円

市県民税（特別徴収）、法人市民税をパソコン・スマートフォンを利用して、地方税共通納税システムから納付を可能とするための費用である。

(3) 公金収納情報データ処理手数料 8,004,557 円

市税の収納管理事務の効率化を図るため、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書を電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取るための費用である。

(4) 茨城租税債権管理機構負担金 8,865,000 円

茨城租税債権管理機構による市税の滞納整理に関する各種支援を通じ、収納率の向上を図る。市において徴収困難な滞納事案を移管するとともに、徴収職員養成に向けた専門研修に参加するための負担金である。

3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費

[担当：市民課] P. 86

0501 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 45,084,000 円 (39,193,000 円)

[国・県 2,600,000 円 その他 31,316,000 円 一財 11,168,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：中長期在留者住居地届出等事務委託金 2,511,000 円]

[国委：日雇健康保険事務委託金 1,000 円]

[県委：人口動態調査事務委託金 88,000 円]

[手数料：総務手数料 8,847,000 円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 22,420,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 48,000 円]

[諸収入：日雇健康保険事務委託金 1,000 円]

○ 目的

戸籍・住民基本台帳関係の届出及び各種証明書の交付に当たり、戸籍や住民基本台帳のシステム等のリースにより、事務処理の正確性や迅速性を更に高め、また4か所の出先機関との連携により市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・戸籍総合システムの機器一式及びソフトに要する経費
- ・住民基本台帳ネットワークシステムのリースに要する経費
- ・記載事項証明（戸籍）の編集発行や4か所の出先機関において、戸籍謄抄本の交付に必要な窓口証明発行システムのリースに要する経費

<戸籍・住民票等の手数料件数>

(1) 総務手数料 10,887,000 円

種別	単価 (円)	件数	合計 (円)
印鑑登録	300	3,700	1,110,000
印鑑登録証明 (窓口交付分)	300	23,800	7,140,000
印鑑登録証明 (コンビニ交付分)	200	10,200	2,040,000
仮ナンバー	750	760	570,000
その他の証明	300	90	27,000

(2) 戸籍住民登録手数料 24,940,500 円

種別	単価 (円)	件数	合計 (円)
戸籍謄本	450	10,100	4,545,000
戸籍抄本	450	2,100	945,000

除原謄抄本	750	5,650	4,237,500
受理証明書他	350 1,400	320 10	112,000 14,000
戸籍記載事項証明	350	40	14,000
不在証明	300	20	6,000
住民票の写し (窓口交付分)	300	38,000	11,400,000
住民票の写し (コンビニ交付分)	200	12,600	2,520,000
住民票の写し (広域住民票)	300	80	24,000
住基閲覧	4,000	10	40,000
戸籍附票	300	1,600	480,000
住基記載事項証明	300	1,200	360,000
身分証明	300	810	243,000

[担当：市民課] P. 89

2201 個人番号事務に要する経費 25,340,000円 (16,265,000円)

[国・県 25,275,000円 その他 65,000円]

* 特財積算根拠

[国補：個人番号カード交付事務費補助金 25,275,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 65,000円]

○ 目的

行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目的として、平成27年10月から個人番号（マイナンバー）制度が実施されたことにより、市民課・藤代総合窓口課において個人番号カードの交付事務等を行う。

○ 内容

- ・個人番号カード交付業務に伴う会計年度任用職員の報酬等 15,550,000円
- ・個人番号カード交付通知用郵便代 1,880,000円

[担当：市民課] P. 91

2501 コンビニ交付に要する経費 5,403,000円 (4,721,000円)

[その他 4,560,000円 一財 843,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：総務手数料 2,040,000円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 2,520,000円]

○ 目的

平成27年10月から個人番号（マイナンバー）制度が実施されたことにより、申請者に対する個人番号カード（マイナンバーカード）の交付が開始された。平成28年7月より、キオスク端末機による交付サービスを実施し、全国のコンビニエンスストアやスーパー等

においても、マイナンバーカードによる住民票、印鑑登録証明書等の取得が可能となっている。発行可能時間は土日祝日含む午前6時30分から午後11時までとなっており、利便性が向上するとともに、窓口待ち時間の縮減や窓口業務の軽減が図られる。

○ 内容

- ・コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への手数料
- ・コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への運営負担金

4 選挙費 2 諸選挙費

[担当：総務課] P. 93

4101 市長及び市議会議員補欠選挙の同時選挙に要する経費

46,595,000円（1,003,000円）

[一財 46,595,000円]

○ 目的

市長の任期満了（令和5年4月26日）により執行が予定される市長選挙及び市議会議員の欠員に伴う市議会議員補欠選挙を適正かつ円滑に執行する。

○ 内容

主な経費は以下のとおりである。

- ・報酬（選挙管理委員・投票管理者・投票立会人等の報酬）2,146,000円
- ・職員手当（時間外勤務手当等）8,920,000円
- ・印刷製本費（投票用紙・選挙公報・ビラ証紙・ポスター証紙印刷等）2,462,000円
- ・通信運搬費（入場整理券郵送料等）3,439,000円
- ・委託料（ポスター掲示場設置撤去業務・投票事務従事者派遣業務・電算情報処理業務等）
19,445,000円
- ・負担金、補助及び交付金（選挙運動公費負担金）6,704,000円

[担当：総務課] P. 94

4501 市議会議員一般選挙に要する経費 72,327,000円（0円）

[一財 72,327,000円]

○ 目的

市議会議員の任期満了（令和6年2月14日）により執行が予定される市議会議員一般選挙を適正かつ円滑に執行する。

○ 内容

主な経費は以下のとおりである。

- ・報酬（選挙管理委員・投票管理者・投票立会人等の報酬）2,181,000円
- ・職員手当（時間外勤務手当等）8,920,000円
- ・印刷製本費（投票用紙・選挙公報・ビラ証紙印刷等）2,105,000円
- ・通信運搬費（入場整理券郵送料等）3,439,000円
- ・委託料（ポスター掲示場設置撤去業務・投票事務従事者派遣業務・電算情報処理業務等）
27,815,000円
- ・負担金、補助及び交付金（選挙運動公費負担金）23,732,000円

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P.102

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 120,726,000円(115,317,000円)

[一財 120,726,000円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

・社会福祉協議会運営費補助金	120,726,000円
取手市社会福祉協議会本所運営経費	73,252,000円
藤代支所運営経費	19,199,000円
在宅福祉サービス運営事業	480,000円
ボランティア支援センター運営事業	857,000円
ヘルパーステーション運営事業	19,123,000円
特定相談支援事業	7,815,000円

[担当：社会福祉課] P.104

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 9,729,000円(7,202,000円)

[国・県 7,224,000円 一財 2,505,000円]

* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 7,224,000円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

- ・中国残留邦人支援給付金 9,456,000円
永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等(国負担率3/4)と、配偶者支援給付(国負担率4/4)がある。取手市支援者数は4世帯5人(令和4年12月末現在)。

[担当：障害福祉課] P.104

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 18,820,000円(17,360,000円)

[その他 9,410,000円 一財 9,410,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 9,410,000円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人、家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因不明により治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病（指定難病は令和3年11月より338疾患）の療養者で、継続的に入院・通院している方を対象に見舞金（年額20,000円）を支給する。

・扶助費 @20,000円×941人=18,820,000円

[担当：健康づくり推進課] P.105

3401 健康づくり推進事業に要する経費 3,101,000円（4,176,000円）

[その他 2,276,000円 一財 825,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：介護保険特別会計繰入金 1,706,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 570,000円]

○ 目的

子どもから高齢者まで、健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで」の実現を目指し、健康等に関する様々な事業の充実を図り、市民全体の健康づくりを推進していく。

○ 内容

・講師謝礼 277,000円

フィットネスクラブ利用促進事業の参加者を対象に実施する体組成測定会において、測定結果に基づく評価・アドバイスを行う専門職への謝礼等。

・健康づくり体験イベント委託料 682,000円

年齢や運動の得手不得手にかかわらず楽しむことができる健康づくり体験イベントの実施委託料。

・健康づくり応援補助金 1,250,000円

市内のフィットネスクラブ等に新規入会し、健康づくりに取り組む市民を支援する。

[担当：健康づくり推進課] P.105

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 120,940,000円（120,917,000円）

[国・県 7,846,000円 一財 113,094,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 3,923,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 3,923,000円]

○ 目的

市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

・ウェルネスプラザ指定管理料 118,700,000円

取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日。

指定管理者はとりで健幸づくりパートナーズ（代表構成員：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、構成員：コナミスポーツ株式会社）

- ・土地借上料 2,160,000 円

取手ウェルネスプラザ第3駐車場の土地借上料。

[担当：社会福祉課] P.106

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 34,621,000 円 (29,515,000 円)

[国・県 13,875,000 円 一財 20,746,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 18,500,000 円(基準額)×3/4=13,875,000 円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率3/4（人口規模等により国庫負担に上限額がある）。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員（主任相談支援員1名・相談支援員2名・就労支援員1名）

委託費内訳

・人件費	28,536,000 円
・事業費	587,000 円
・事務費	3,665,000 円
・退職共済掛金	1,833,000 円

[担当：社会福祉課] P.106

4401 生活困窮者住居確保給付事業に関する経費 414,000 円 (414,000 円)

[国・県 310,000 円 一財 104,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住居確保給付費負担金 414,000 円×3/4=310,000 円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率3/4。

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則3か月給付する。

給付額	単身世帯	上限 35,400 円
	複数世帯	42,000 円から

[担当：社会福祉課] P.106

4402 新型コロナウイルス感染症対策経費 5,609,000 円 (4,594,000 円)

[国・県 4,206,000 円 一財 1,403,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住居確保給付費負担金（感染症対応分）

5,608,800円×3/4≒4,206,000円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職及び減収した者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率3/4。

○ 内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職及び減収した者に対して生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則3か月給付する。

給付額 単身世帯 上限35,400円

複数世帯 42,000円から

[担当：社会福祉課] P.106

4501 ぬくもり学習支援事業に要する経費 1,615,000円（1,623,000円）

[国・県 807,000円 一財 808,000円]

* 特財積算根拠

[国補：ぬくもり学習支援事業費補助金 1,615,000円×1/2≒807,000円]

○ 目的

生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の小学校3年生から中学校3年生までの子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

・人件費 930,000円

・事業費 543,000円

・事務費 142,000円

[担当：社会福祉課] P.106

4601 ひきこもり対策推進事業に要する経費 1,812,000円（1,712,000円）

[国・県 500,000円 一財 1,312,000円]

* 特財積算根拠

[国補：ひきこもり支援推進事業補助金 1,000,000円(基準額)×1/2=500,000円]

○ 目的

ひきこもり支援に対する第一次相談窓口としての機能を充実・強化し、家族や本人に対するきめ細やかな支援を行う。

○ 内容

ひきこもり支援の特性として、個々の事情に対応する高い専門性が求められることから、

経験と実績のある2団体にアドバイザーとして助言を受け、職員の相談のスキルを高めるとともに、関係機関と連携し必要な支援を行う。

- ・ひきこもり相談支援業務委託料 1,812,000円

[担当：高齢福祉課] P.107

5601 成年後見制度利用促進に要する経費 7,510,000円 (7,187,000円)

[一財 7,510,000円]

○ 目的

成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援を目的に、成年後見制度の利用促進を図る。

○ 内容

取手市第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市の取組状況等の報告や評価を行うため「取手市成年後見制度利用促進審議会」を開催する。

また、後見人等の相談窓口となり家庭裁判所など関係機関の調整役を担う「中核機関」の機能の一部を、取手市社会福祉協議会（成年後見サポートセンター）に委託する。

- ・成年後見制度利用促進審議会委員報酬 6,700円×1人×2回 = 13,400円
6,300円×14人×2回 = 176,400円
- ・中核機関運営委託料 7,300,000円

[担当：社会福祉課] P.107

5901 生活困窮者一時生活支援事業に要する経費 1,411,000円

[国・県 940,000円 一財 471,000円]

* 特財積算根拠

[国補：生活困窮者一時生活支援事業補助金 1,411,000円×2/3≒940,000円]

○ 目的

住居を持たない方、又はネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供するとともに、利用者の自立を促すために自立相談支援事業による支援を行う。

○ 内容

利用者に対し、原則3か月最長6か月の期間、宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等日用品の支給又は貸与等の日常生活上必要なサービスを提供する。

当事業は実施主体である県と協定を締結した市による広域実施であり、業務を委託により行う。自治体の負担金額は、総事業費16,280,000円から均等割及び人口按分により算出。

- ・取手市の費用負担額 678,000円（均等割）+733,000円（人口按分）=1,411,000円

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P.109

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

39,439,000円 (40,678,000円)

[国・県 544,000円 一財 38,895,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 367,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 177,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に知的障害者対象）の方に就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、
身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介
護者が介護できないときの支援（夜間支援）を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日
常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで
取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターつつじ園指定管理料	39,415,000 円
内訳) 障害福祉サービス等	32,386,000 円
地域生活支援事業 生活訓練等事業（夜間支援）	1,266,000 円
地域生活支援事業 地域活動支援センター事業	5,763,000 円
・火災保険料	24,000 円

[担当：障害福祉課] P.109

2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費

10,046,000 円 (15,169,000 円)

[その他 389,000 円 一財 9,657,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 389,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に知的障害者対象）の方に自立訓練（生活訓練）や就労訓練及び生活
介護を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、
生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで
取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターふじしろ指定管理料	10,038,000 円
・火災保険料	8,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費

12,614,000 円 (20,329,000 円)

[国・県 1,290,000 円 一財 11,324,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 870,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 420,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に身体障害者対象）の方に生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターあけぼの指定管理料	12,614,000 円
内訳) 障害福祉サービス等	3,614,000 円
地域生活支援事業 地域活動支援センターⅡ型事業	9,000,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

3101 障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に要する経費 160,000 円

[一財 160,000 円]

○ 目的

第7期障害福祉計画（計画対象期間令和6年度から令和8年度）策定に伴い、障害福祉サービスの必要な見込み量等の数値目標や見込み量確保のための方策を定める計画について検討するため、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定検討委員会を設置する。

○ 内容

・障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員謝礼

@2,000 円×20 人×4 回=160,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

3201 特別障害者援護に要する経費 23,008,000 円 (20,522,000 円)

[国・県 17,244,000 円 一財 5,764,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 22,993,000 円×3/4≒17,244,000 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護（児童にあつては常時の介護）を必要とする重度障害者の方に、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

・特別障害者手当	27,980 円×44 人×12 月=14,773,440 円
・障害児福祉手当	15,220 円×42 人×12 月= 7,670,880 円
・福祉手当（経過措置）	15,220 円× 3 人×12 月= 547,920 円
	年4回（5月、8月、11月、2月）に支給

[担当：障害福祉課] P.110

3301 介護給付費等に関する経費 1,973,495,000円 (1,867,301,000円)

[国・県 1,476,000,000円 一財 497,495,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 1,968,000,000円×1/2=984,000,000円]

[県負：自立支援給付費負担金 1,968,000,000円×1/4=492,000,000円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害者給付審査会委員報酬 1,127,000円
 - 会長 @17,000円×1人×7回= 119,000円
 - 委員 @16,000円×9人×7回=1,008,000円
- ・ 障害者給付審査会委員費用弁償 8,000円
- ・ 扶助費（自立支援給付費） 1,968,000,000円
 - 介護給付費 966,813,000円
 - 居宅介護 (75,400,000円) 138人
 - 行動援護 (3,100,000円) 5人
 - 重度訪問介護 (1,068,000円) 1人
 - 同行援護 (9,260,000円) 11人
 - 療養介護 (12,540,000円) 4人
 - 生活介護 (681,867,000円) 274人
 - 短期入所 (13,288,000円) 12人
 - 施設入所支援 (170,290,000円) 110人
 - 訓練等給付費 940,120,000円
 - 共同生活援助 (273,000,000円) 137人
 - 宿泊型自立訓練 (5,940,000円) 4人
 - 自立訓練（機能） (3,200,000円) 3人
 - 自立訓練（生活） (23,840,000円) 16人
 - 就労移行支援 (74,380,000円) 33人
 - 就労継続支援A型 (240,980,000円) 139人
 - 就労継続支援B型 (311,940,000円) 217人
 - 就労定着支援 (6,840,000円) 19人
 - 計画相談支援給付費 34,400,000円
 - 特定障害者特別給付費 26,017,000円
 - 高額障害福祉サービス等給付費 650,000円
- ・ 給付審査会医師意見書文書料 1,000,270円（新規者・継続者 206人分）
- ・ 国保連支払審査手数料 1,913,220円

[担当：障害福祉課] P.111

3302 自立支援医療に関する経費 64,327,000円 (58,027,000円)

[国・県 48,225,000円 一財 16,102,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 64,300,000円×1/2=32,150,000円]

[県負：自立支援医療給付費負担金 64,300,000円×1/4=16,075,000円]

○ 目的

更生医療 身体障害者（身体障害者手帳所持者）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。（対象となる医療行為の制限あり。）

育成医療 18歳未満の障害児（身体に障害のある方に限る）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。（対象となる医療行為の制限あり。）

療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法（HIV、腎臓、肝臓移植手術後の免疫療法）、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

・更生医療給付費 59,340,000円

内訳）生保透析者	300,000円×14人×12月	=	50,400,000円
生保じん臓（抗免疫）者	20,000円×1人×12月	=	240,000円
生保免疫者	170,000円×4人×6月	=	4,080,000円
一般透析者	30,000円×2人×12月	=	720,000円
一般免疫者	40,000円×13人×6月	=	3,120,000円
一般肝臓者	10,000円×2人×12月	=	240,000円
一般じん臓（抗免疫）者	15,000円×3人×12月	=	540,000円

・育成医療給付費 1,470,400円

内訳）肢体不自由児	130,000円×4人	=	520,000円
そしゃく機能障害	7,000円×3人×12月	=	252,000円
心臓機能障害	200,000円×3人	=	600,000円
肝臓機能障害	8,200円×1人×12月	=	98,400円

・療養介護医療費 3,489,600円

重度障害者療養介護分	72,700円×4人×12月	=	3,489,600円
------------	----------------	---	------------

・審査支払手数料 27,000円

[担当：障害福祉課] P.111

3303 補装具費に関する経費 20,000,000円 (20,000,000円)

[国・県 15,000,000円 一財 5,000,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 20,000,000円×1/2=10,000,000円]

[県負：自立支援補装具費負担金 20,000,000円×1/4=5,000,000円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付若しくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

- ・ 補装具交付及び修理費 20,000,000 円
義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P.111

3304 地域生活支援事業に関する経費 53,328,000 円 (56,318,000 円)

[国・県 21,785,000 円 一財 31,543,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 14,693,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 7,092,000 円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的かつ柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報酬〉

- ・ 手話通訳者報酬 (1名・報酬・交通費を含む) 408,000 円
意思疎通の合理的配慮として聴覚障害のある方と、職員とのコミュニケーションをサポートする手話通訳者を配置することにより、円滑な行政サービスの提供と市民サービスの向上を図る。

〈報償費〉

- ・ 自立支援協議会委員謝礼 2,000 円×25 人×4 回=200,000 円
自立支援協議会は、障害者等に対する地域の支援体制に関する課題について共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。
- ・ あいサポートメッセンジャー謝礼 1,000 円×2 人×13 回=26,000 円
- ・ あいサポート運動手話通訳者謝礼 151,000 円
23,000 円 (研修 2h×手話通訳者 2 人) ×2 回=46,000 円
9,500 円 (研修 1h×手話通訳者 1 人) ×11 回=104,500 円

〈手数料〉

- ・ 成年後見制度利用支援事業 (市長による後見開始審判の申立て)
申立て鑑定料 100,000 円×3 人×1.10=330,000 円
申立て診断書 10,000 円×3 人×1.10= 33,000 円
申立て収入印紙、連絡用切手代 24,000 円

〈委託料〉

- ・ 意思疎通支援事業委託料 1,522,000 円
手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。

- ・障害者居室確保事業委託料 15,000 円×2 人×5 日=150,000 円
 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、介護保険事業所等において、障害者に対し介護者の不在時などの緊急一時的な宿泊場所の提供、見守りその他宿泊に必要な介護等の支援を行う。
- ・精神障害者家族等相談員事業委託料 20,000 円×3 人= 60,000 円
 精神障害者及びその家族等の相談を対象とした相談員委託事業で、家族等への必要な援助を行う。
- ・地域活動支援センター事業委託料 4,716,000 円
 地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。I 型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施するとともに医療、福祉及び地域における社会基盤との連携強化に関する調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。
 (委託先) 地域活動支援センター I 型「いなしきハートフルセンター」
 竜ヶ崎保健所管内の 5 市 2 町 (守谷市、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町) で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。

〈負担金、補助及び交付金〉

- ・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000 円
 6 市 1 町 1 村 (取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市) で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額
- ・社会参加促進事業補助金 734,000 円
 社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業に対する補助金
- ・成年後見制度利用支援事業
 後見人等報酬助成金 984,000 円
 在宅 28,000 円×1 人×12 月=336,000 円
 入所 18,000 円×3 人×12 月=648,000 円

〈扶助費〉

- ・日常生活用具給付 23,200,000 円
 ストマ用装具 18,658,000 円 その他の日常生活用具 4,542,000 円
 ストマ用装具、電気式痰 (たん) 吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。
- ・自動車改造費助成 100,000 円
 100,000 円×1 件
- ・自動車運転免許取得費助成 100,000 円
 100,000 円×1 件
- ・移動支援 4,500,000 円
 屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者の方に、外出の際の移動を支援する。
- ・日中一時支援 14,200,000 円

日中においてケアする者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者の方に活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。

- ・訪問入浴サービス 1,250,000円

自宅において入浴することが困難な重度障害者の方に、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体を清潔に保つことにより、心身機能の維持等を図る。

[担当：障害福祉課] P.114

3801 合理的配慮の提供支援事業に要する経費 360,000円(450,000円)

[一財 360,000円]

○ 目的

障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も、共に暮らしやすいまちづくりを進めるため、合理的配慮を提供するための費用を助成する。

○ 内容

- ・合理的配慮提供支援助成金 360,000円

助成額は対象経費全額とし、上限額はコミュニケーションツールの作成助成金は10,000円、物品購入助成金は50,000円、段差の解消等の改修工事助成金は100,000円。

(内訳)

コミュニケーションツールの作成助成金	10,000円×1件＝	10,000円
物品購入助成金	50,000円×1件＝	50,000円
段差の解消等の改修工事助成金	100,000円×3件＝	300,000円

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.115

2202 緊急通報システム事業に関する経費 11,426,000円(11,233,000円)

[その他 1,448,000円 一財 9,978,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：緊急通報システム設置費負担金 1,448,000円]

○ 目的

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者等の世帯へ突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を貸与し、緊急時の救助活動を迅速にすることで、高齢者やその家族等の不安を軽減する。緊急通報装置は、自身でボタンを押して通報する機能のほかに、自動通報機能の火災報知器、安否センサー、相談ボタンによる医師や看護師、専門の相談員などへ常時相談ができる機能を有している。

○ 内容

緊急通報システム使用料 既存	1,800円×1.10×465台×12月＝	11,048,400円
新設	1,800円×1.10×10台×12月＝	237,600円

[担当：高齢福祉課] P.116

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 14,615,000円(14,438,000円)

[その他 5,350,000円 一財 9,265,000円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,350,000 円]

○ 目的

介護保険の要支援、要介護の方などの移動制約者に外出促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際に使える、初乗り運賃相当額を助成する利用券を交付するとともに、移送団体に対して助成を行うことで、サービスの充実を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、市県民税非課税の方が利用した際の利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 700 円×800 件×12 月＝6,720,000 円

移送団体・タクシー共通利用券 740 円×450 件×12 月＝3,996,000 円

・福祉車両点検整備費補助事業 540,000 円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

300 円×800 件×12 月＝2,880,000 円

[担当：高齢福祉課] P.116

2206 愛の定期便事業に関する経費 307,000 円 (312,000 円)

[一財 307,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸菌飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸菌飲料を配布しながら安否確認を行う。最大週 3 回（月・水・金）利用者負担なし。

乳酸菌飲料業者配達 月・水曜日 78 円×2 本×95 日×16 人＝237,120 円

社協ヘルパー配達 金曜日 40 円×2 本×47 日×18 人＝ 67,680 円

[担当：高齢福祉課] P.117

2208 お休み処に関する経費 4,988,000 円 (4,867,000 円)

[一財 4,988,000 円]

○ 目的

ふれあいの場を提供することで、高齢者と地域の人々とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営に当たっては運営団体との協働のもと、支援員の配置等の運営支援を行う。

・お休み処施設賃借料（家賃・共益費）

戸頭 56,730 円×12 月＝680,760 円

井野 50,640 円×12 月=607,680 円

・会計年度任用職員報酬

戸頭お休み処 1,732,962 円

井野お休み処 1,620,432 円

[担当：高齢福祉課] P.117

2301 敬老祝金支給に要する経費 7,724,000 円 (7,314,000 円)

[その他 3,700,000 円 一財 4,024,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,700,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

敬老祝金 7,400,000 円 88 歳 10,000 円×645 人= 6,450,000 円

99 歳以上 10,000 円× 95 人= 950,000 円

[担当：高齢福祉課] P.117

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 32,200,000 円 (32,200,000 円)

[その他 9,002,000 円 一財 23,198,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 9,002,000 円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 23,100,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業 植木の手入れ、ふすま・障子の張り替え、清掃、草刈り、施設管理、家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 9,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの円滑な事業運営に資することを目的に、配分金（会員の仕事の対価）等の資金を貸し付ける。

○ 内容

取手市シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体から様々な仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、翌月 15 日に会員へ配分金の支払を行っている。円滑に配分金が支払えるよう、運営資金を貸し付ける。

[担当：高齢福祉課] P.118

2801 あけぼの管理運営に関する経費 32,506,000円(37,370,000円)

[一財 32,506,000円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

入浴施設と充実した趣味教室活動が、高齢者の生きがい増進の場として利用されている。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会で、指定管理契約期間は令和4年度から令和7年度の4年間。

・指定管理料 32,482,000円

[担当：高齢福祉課] P.118

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 42,938,000円(35,790,000円)

[一財 42,938,000円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心に利用されている。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社で、指定管理契約期間は令和2年度から令和6年度の5年間。

・指定管理料 42,910,000円

[担当：高齢福祉課] P.118

2804 さくら荘管理運営に関する経費 33,218,000円(30,672,000円)

[一財 33,218,000円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

入浴施設と充実した趣味教室活動が、高齢者の生きがい増進の場として利用されている。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会で、指定管理契約期間は令和4年度から令和7年度の4年間。

・指定管理料 32,900,000円

【担当：高齢福祉課】 P.119

3801 高齢者の健康増進に要する経費 348,000円（798,000円）

〔一財 348,000円〕

○ 目的

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、地域づくりを推進するとともに、介護予防を推進することを目的とする。

○ 内容

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施する団体に対して、補助金を交付する。

- ・ 公募補助事業（取手市みんなの補助金）

介護予防及び社会参加支援事業補助金 348,000円（NPO 法人笑夢）

【担当：高齢福祉課】 P.121

5201 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に要する経費 5,706,000円（0円）

〔一財 5,706,000円〕

○ 目的

高齢者福祉及び介護保険サービスを充実・強化させ、高齢者が健康で生きがいをもっていきいきと健やかに暮らすことができる環境を構築することを目的に、第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定する。計画策定に当たり、日常生活圏域ニーズ調査及び計画策定業務の一部を委託する。

○ 内容

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査業務委託料 2,222,000円
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託料 3,245,000円

【担当：高齢福祉課】 P.121

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,010,000円（7,010,000円）

〔一財 7,010,000円〕

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、Eボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,000,000円
小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000円

【担当：高齢福祉課】 P.121

6501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 1,000,000円（1,020,000円）

〔一財 1,000,000円〕

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを

人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

公益社団法人取手市医師会に委託し、切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制を構築するため、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。

在宅医療・介護連携システム委託料 999,284 円

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.122

0501 医療福祉事務に要する経費 18,873,000 円 (19,326,000 円)

[国・県 5,171,000 円 その他 12,000 円 一財 13,690,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 10,342,000 円×1/2=5,171,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 12,000 円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

- ・ 審査支払手数料 マル福分 (国保連合会) 4,140,000 円
(支払基金) 4,751,500 円 (調剤以外)
(支払基金) 1,450,800 円 (調剤)
- ぬくもり分 (国保連合会) 282,900 円
(支払基金) 1,571,650 円 (調剤以外)
(支払基金) 446,400 円 (調剤)
- ・ 求償事務手数料 40,000 円
- ・ 国保連合会共同電算処理委託料 1,476,000 円

[担当：国保年金課] P.123

0601 医療福祉費助成に要する経費 622,318,000 円 (618,360,000 円)

[国・県 248,968,000 円 その他 87,230,000 円 一財 286,120,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 547,900,000 円－高額療養費返納金 49,964,000 円) ×1/2
≒248,968,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 37,200,000 円]

[諸収入：高額療養費返納金 50,028,000 円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000 円]

[諸収入：その他返納金 1,000 円]

○ 目的

0 歳児から 18 歳 (高校生相当年齢)・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に対して、公費で医療費の一部を負担し、住民福祉の向上を図る。

○ 内容

茨城県の医療福祉費支給制度 (小児マル福) で支給制限を受ける 0 歳児から 18 歳 (高校

生相当年齢) までを対象に、保険診療分にかかる医療費の一部を取手市が独自に負担する「ぬくもり医療支援事業」を実施する。
疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.123

0501 国民年金事務に要する経費 603,000 円 (613,000 円)

[国・県 603,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：国民年金事務委託金 603,000 円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度である。障害基礎年金や遺族基礎年金が支給される公的年金制度で、国から法定受託事務として行う。

当該予算は、国から委託された年金事務を滞りなく遂行するために必要な経費である。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む 20 歳から 60 歳までのすべての方が加入することになっているため、加入者への納付意識の向上を働きかけ、将来の年金受給資格期間の確保に努める。

・ 需用費	年金パンフレット購入費	79,200 円
・ 役務費	年金事務センター報告書通信運搬費	93,600 円
・ 使用料及び賃借料	年金端末機使用料	373,000 円

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：障害福祉課] P.126

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 48,222,000 円 (37,455,000 円)

[一財 48,222,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、令和 4 年度から令和 7 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

児童発達支援は、通園指導、個々に合わせた専門指導、相談支援を三本柱として専門的な療育を行う。

また、こども発達センターの継続利用者で小学校 2 年生までを対象に、放課後等デイサービス事業を行う。

その他の事業として、平成 30 年度から障害福祉サービスの保育所等訪問支援事業を開始し、障害児支援体制の充実を図る。

- ・委託料
 - こども発達センター指定管理料 48,201,000 円
- ・火災保険料 21,000 円

[担当：子育て支援課] P.126

2101 家庭児童相談室に要する経費 8,311,000 円 (7,471,000 円)

[国・県 212,000 円 その他 68,000 円 一財 8,031,000 円]

* 特財積算根拠

- [国補：子ども・子育て支援交付金 106,000 円]
- [県補：子ども・子育て支援交付金 106,000 円]
- [負担金：子育て支援短期利用者負担金 34,000 円]
- [諸収入：雇用保険料本人負担分 34,000 円]

○ 目的

家庭における適正な養育、その他児童福祉の向上を図るよう、相談、援助を行う。

○ 内容

相談業務に携わる家庭相談員の経費及び事務経費。保護者が病気等により児童の養育に困難が生じた場合に養育を代行する子育て支援事業の経費。

[担当：子育て支援課] P.127

2801 児童扶養手当に要する経費 329,755,000 円 (335,982,000 円)

[国・県 109,760,000 円 一財 219,995,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 329,280,000 円×1/3≒109,760,000 円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計を共にしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長と福祉の増進を図るため手当を支給する。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童（心身におおむね中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）を監護している父・母又は両親にかわって養育している方（所得制限あり）

支給額：全部支給

対象児童数（人）	月額
1	44,140 円 (令和 4 年度 43,070 円)
2	54,560 円 (令和 4 年度 53,240 円)
3	60,810 円 (令和 4 年度 59,340 円)

※ 3 人目以降は、6,250 円ずつ加算

一部支給の場合 月額 44,130 円から 10,410 円まで段階的に支給する。
手当支給月は、5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月で年 6 回支給する。

対象者数：全部支給 330 人、一部支給 315 人、2 子加算 245 人、3 子以降加算 70 人、13 条の 2（年金併給）20 人

〔担当：子育て支援課〕 P.128

3001 要保護児童対策事業に要する経費 366,000 円（334,000 円）

〔国・県 196,000 円 一財 170,000 円〕

* 特財積算根拠

〔国補：子ども・子育て支援交付金 98,000 円〕

〔県補：子ども・子育て支援交付金 98,000 円〕

○ 目的

取手市要保護児童対策地域協議会の運営と、要保護児童等の早期発見、早期支援、適切な保護を行う。

○ 内容

要保護児童対策地域協議会を調整運営するための経費。児童虐待防止やヤングケアラーについて等の啓発活動の印刷製本費・消耗品費。

〔担当：子育て支援課〕 P.128

3201 児童発達支援システムに関する経費 3,159,000 円（3,609,000 円）

〔国・県 1,134,000 円 一財 2,025,000 円〕

* 特財積算根拠

〔国補：地域生活支援事業補助金 765,000 円〕

〔県補：地域生活支援事業補助金 369,000 円〕

○ 目的

関係機関が連携して協議検討することをもって、発達に支援が必要な児童とその家族への支援の機能を有したシステムを確立し、児童の発達に係る支援内容の充実を図る。

○ 内容

関係機関との連携調整会議等を開催し、支援体制の強化を行う。巡回相談員（心理士等）が保育所・認定こども園等を訪問し、児童の発達の状態を評価し、園でできる対応を助言する。

〔担当：子育て支援課〕 P.129

3301 少子化対策事業に要する経費 4,717,000 円（4,756,000 円）

〔国・県 1,866,000 円 その他 30,000 円 一財 2,821,000 円〕

* 特財積算根拠

〔国補：子ども・子育て支援交付金 933,000 円〕

〔県補：子ども・子育て支援交付金 933,000 円〕

〔諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 30,000 円〕

○ 目的

地域社会の中で、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,717,000 円

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.130

2601 児童手当支給に要する経費 1,287,600,000 円 (1,330,200,000 円)

[国・県 1,090,500,000 円 一財 197,100,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：被用者 3 歳未満児童手当負担金 $225,000,000 \text{ 円} \times 37/45 = 185,000,000 \text{ 円}$]

[県負：被用者 3 歳未満児童手当負担金 $225,000,000 \text{ 円} \times 4/45 = 20,000,000 \text{ 円}$]

[国負：被用者 3 歳以上中学校修了前児童手当負担金

$838,200,000 \text{ 円} \times 4/6 = 558,800,000 \text{ 円}$]

[県負：被用者 3 歳以上中学校修了前児童手当負担金

$838,200,000 \text{ 円} \times 1/6 = 139,700,000 \text{ 円}$]

[国負：非被用者中学校修了前児童手当負担金 $188,400,000 \text{ 円} \times 4/6 = 125,600,000 \text{ 円}$]

[県負：非被用者中学校修了前児童手当負担金 $188,400,000 \text{ 円} \times 1/6 = 31,400,000 \text{ 円}$]

[国負：特例給付者児童手当負担金 $36,000,000 \text{ 円} \times 4/6 = 24,000,000 \text{ 円}$]

[県負：特例給付者児童手当負担金 $36,000,000 \text{ 円} \times 1/6 = 6,000,000 \text{ 円}$]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3 歳未満 15,000 円

3 歳以上～小学生 10,000 円 第 3 子以降は 15,000 円

中学生 10,000 円

所得制限超 児童 1 人につき 一律 5,000 円

・対象者数

【本則給付：児童手当】

(被用者)

・ 0 歳から 3 歳未満まで 1,250 人

・ 3 歳から中学校修了前まで

第 1 子・第 2 子 6,100 人

第 3 子以降 590 人

(非被用者)

・ 第 1 子・第 2 子・中学校修了前 1,060 人

・ 3 歳未満・第 3 子以降 340 人

【附則給付・特例給付（所得制限超者）】600人
・年3回支給（6月、10月、2月）

〔担当：障害福祉課〕 P.130

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 3,240,000円（2,820,000円）

〔国・県 972,000円 一財 2,268,000円〕

* 特財積算根拠

〔県補：障害児福祉手当補助金 3,000円×54人×12月×1/2=972,000円〕

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある20歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aで、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

5,000円×54人×12月=3,240,000円

月額5,000円 年3回支給 8月（4～7月分）、12月（8～11月分）、4月（12～3月分）
支給

〔担当：障害福祉課〕 P.131

2901 障害児通所給付費に要する経費 547,250,000円（531,107,000円）

〔国・県 409,500,000円 一財 137,750,000円〕

* 特財積算根拠

〔国負：障害児入所給付費等負担金 546,000,000円×1/2=273,000,000円〕

〔県負：障害児通所給付費等負担金 546,000,000円×1/4=136,500,000円〕

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）について、障害児通所給付費として支給し障害児の福祉の増進を図る。

○ 内容

・ 障害児通所給付費	546,000,000円	
児童発達支援	137,592,000円	240人
放課後等デイサービス	394,212,000円	300人
保育所等訪問支援	461,000円	5人
居宅訪問型児童発達支援	85,000円	1人
障害児相談支援	13,650,000円	300人
・ 国保連支払審査手数料	1,250,000円	

[担当：障害福祉課] P.131

3001 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 232,000円 (232,000円)

[国・県 116,000円 一財 116,000円]

* 特財積算根拠

[県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 349,694円×1/3≒116,000円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器、FM補聴システムの購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。

○ 内容

両耳の聴力レベルが30デシベル以上で70デシベル未満又は専門医等が必要であると認めた児童で、片耳の聴力レベルが70デシベル以上の軽度・中等度の難聴児への補聴器、FM補聴システム購入の費用の一部を助成する。

・軽度・中等度難聴用補聴器（補助額は基準価格の2/3、千円未満切捨て）

52,900円×1.06×2/3≒37,000円

・イヤモールド（補助額は基準価格の2/3、千円未満切捨て）

9,000円×1.06×2/3≒6,000円

・FM補聴システム（補助額は基準価格の2/3、千円未満切捨て）

268,000円×1.06×2/3≒189,000円

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.131

2001 民間保育園入所に要する経費 2,193,148,000円 (2,031,078,000円)

[国・県 1,552,374,000円 その他 64,132,000円 一財 576,642,000円]

* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 1,031,534,000円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 448,932,000円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 71,908,000円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 64,132,000円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、保育を必要とする乳幼児を民間の保育園で受け入れ保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

民間保育園児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	3号認定		2号認定		計	入所委託料
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児		
取手保育園	90	40	399	241	453	1,133	122,162,560
ふたば保育園	50	34	201	132	225	592	77,475,040
育英保育園	80	74	357	193	391	1,015	109,383,400
たちばな保育園	90	55	350	216	392	1,013	104,592,720
共生保育園	70	60	300	132	281	773	106,897,360

稲 保 育 園	90	86	396	264	448	1,194	133,219,680
戸頭東保育園	138	125	487	318	515	1,445	132,605,760
藤代駅前ナーサ リースクール	60	71	177	108	107	463	63,036,160
計	668	545	2,667	1,604	2,812	7,628	849,372,680

地域型保育園児入所委託料

(単位：人数、円)

園名	利用定員	3号認定		計	入所委託料
		0歳児	1・2歳児		
取手市医師会どんぐり保育園	30(地域枠8)	88	177	265	55,215,760

施設給付型幼稚園児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	入所委託料
		3・4・5歳児	
チューリップ幼稚園	35	409	40,784,200
チューリップ第二幼稚園	25	192	25,084,760
計	60	601	65,868,960

認定こども園入所児(1号～3号認定児)委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	委託料	2号認定	3号認定	委託料	
		3・4・5歳児		0～5歳児	0・1・2歳児		
幼保連携型	めぐみ幼稚園	142	517	31,441,000	531	274	80,370,840
	たかさごスクール取手	153	96	17,980,080	915	731	151,165,920
	取手ふたば文化	236	1,205	54,411,320	645	319	89,310,800
	みどりが丘幼稚園	256	1,421	78,712,520	575	292	80,558,360
	戸頭さくらの森	132	517	32,935,280	426	251	74,559,040
	取手幼稚園	70	289	27,616,360	246	130	48,681,400
	つつみ幼稚園	188	1,040	61,928,240	336	166	62,054,320
幼稚園型	白山幼稚園	95	819	49,050,280	189	—	29,588,200
	光風台幼稚園	115	1,047	65,219,360	137	—	38,445,960
	あづま幼稚園	178	1,040	63,751,600	488	320	84,663,640
計	1,565	7,991	483,046,040	4,488	2,483	739,398,480	

[担当：子育て支援課] P.132

2201 民間保育園運営に要する経費 103,783,000円(97,277,000円)

[国・県 31,260,000円 その他 27,200,000円 一財 45,323,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 12,525,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 12,525,000円]

[県補：保育対策総合支援事業費補助金 6,210,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 27,200,000円]

○ 目的

民間保育園等の健全で安定した運営と、児童福祉の向上を図る。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園等に対して民間保育園運営補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園等の設置者に設置者負担分相当額を助成する。そのほか地域の子育て支援事業実施の民間保育園等に次の補助金を交付する。

保育体制強化事業補助金、障害児保育事業補助金、特別支援教育費補助金、一時預かり事業補助金、延長保育促進事業補助金、病児・病後児保育事業補助金、実費徴収に伴う補足給付補助金

(単位：円)

補助金名	補助対象施設数	補助金額
民間保育園運営費補助金	17	49,379,000
民間保育園一時預かり事業	5	14,085,000
民間保育園延長保育促進事業補助金	12	7,969,400
民間保育園病児・病後児保育事業	2	14,523,000
日本スポーツ振興センター共済掛金	20	285,096
合計	90	86,147,476

施設別の主な補助金内訳は以下のとおり。

補助金内訳 1

(単位：円)

区分	取手保育園	ふたば保育園	育英保育園	たちばな保育園	共生保育園	稲保育園
民間保育園運営費補助金	3,073,020	2,641,020	2,965,020	3,073,020	2,857,020	3,165,840
民間保育園一時預かり事業	—	—	—	2,679,000	—	3,024,000
民間保育園延長保育促進事業補助金	1,667,000	300,000	600,000	600,000	600,000	600,000
民間保育園病児・病後児保育事業	—	—	—	—	—	6,482,000
日本スポーツ振興センター共済掛金	2.3号 13,300	2.3号 7,700	2.3号 11,900	2.3号 13,300	2.3号 10,500	2.3号 13,300
計	4,753,320	2,948,720	3,576,920	6,365,320	3,467,520	13,285,140

補助金内訳 2

(単位円)

区分	戸頭東保育園	藤代駅前ナーサリースクール	どんぐり保育園	たかさごスクール取手・アネクス	取手ふたば文化	めぐみ幼稚園
民間保育園運営費補助金	3,289,020	2,749,020	2,273,820	3,684,240	2,965,020	2,878,620
民間保育園一時預かり事業	—	2,679,000	3,024,000	2,679,000	—	—
民間保育園延長保育促進事業補助金	600,000	600,000	—	600,000	600,000	—
民間保育園病児・病後児保育	—	—	8,031,000	—	—	—

事業						
日本スポーツ振興センター共済掛金	2.3号 20,020	2.3号 9,100	3号 2,940	1.2.3号 17,064	1.2.3号 26,028	1.2.3号 15,876
計	3,909,040	6,037,120	13,331,760	6,980,304	3,591,048	2,894,496

補助金内訳 3

(単位:円)

区分	戸頭 さくらの森	みどりが丘 幼稚園	取手幼稚園	つつみ 幼稚園	あづま 幼稚園	白山幼稚園
民間保育園 運営費補助金	2,716,620	2,921,820	2,533,020	2,619,420	2,899,420	—
民間保育園延長保 育促進事業補助金	—	—	300,000	—	902,400	—
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2.3号 14,796	1.2.3号 28,188	1.2.3号 8,100	1.2.3号 20,844	1.2.3号 21,360	1.2号 10,800
計	2,731,416	2,950,008	2,841,120	2,640,264	3,813,180	10,800

補助金内訳 4

(単位:円)

区分	光風台 幼稚園	チューリップ ・チューリップ 第二幼稚園
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2号 12,960	1号 7,020
計	12,960	7,020

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

【担当：子育て支援課】 P.132

2401 管外保育委託に要する経費 115,940,000円(97,179,000円)

[国・県 78,189,000円 その他 2,608,000円 一財 35,143,000円]

* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 50,800,000円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 21,887,000円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 5,502,000円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 2,608,000円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園等に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)・幼稚園・認定こども園入所児委託料

(単位:延べ人数、円)

園名	3号認定		1号・2号認定		計	入所委託料
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児		
管外公立保育所(園)	0	24	1	20	45	2,972,000
管外私立保育所(園)	31	101	53	61	246	31,340,000
管外私立施設給付型幼稚園	—	—	44	72	116	5,585,000

管外私立認定こども園1号認定	—	—	204	317	521	33,710,000
管外私立認定こども園2号3号認定	0	43	32	94	169	15,929,000
管外私立地域型保育園	32	116	—	—	148	26,404,000
計	63	284	334	564	1,245	115,940,000

[担当：子育て支援課] P.133

2801 子育てのための施設等利用給付に要する経費 18,267,000円 (18,496,000円)

[国・県 13,693,000円 一財 4,574,000円]

* 特財積算根拠

[国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 9,129,000円]

[県負：子育てのための施設等利用給付費負担金 4,564,000円]

○ 目的

幼児教育・保育の無償化に伴い、次の場合に施設等利用給付を行い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。

①新制度未移行園（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等）を利用する場合

②保育の必要性があると認定を受けた者が、認可外保育所等や幼稚園の預かり保育等を利用する場合

○ 内容

新制度未移行園・認可外保育施設・預かり保育・一時保育・病児保育・ファミリーサポートセンター事業の利用者に利用給付を行う。

(単位：円)

利用給付区分		給付上限額	年間延児童数	給付額	
施設等利用給付費(保育)	認可外保育施設等	3歳以上児	37,000	133	4,921,000
		3歳未満児	42,000	7	294,000
		一時預かり事業	37,000	16	592,000
	幼稚園	預かり保育	11,300	262	2,960,600
施設等利用給付費(保育過年度)	認可外保育施設等	3歳以上児	37,000	1	37,000
		3歳未満児	42,000	0	0
		一時預かり事業	37,000	0	0
	幼稚園	預かり保育	11,300	2	22,600
施設等利用給付費(教育)	新制度未移行園	満3歳以上	25,700	364	9,354,800
施設等利用給付費(教育過年度)	新制度未移行園	満3歳以上	25,700	3	77,100
合計			788	18,259,100	

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.134

2001 保育所の管理運営に要する経費 556,083,000円(533,018,000円)

[国・県 4,408,000円 その他 106,198,000円 一財 445,477,000円]

* 特財積算根拠

[県補：保育対策総合支援事業費補助金 4,408,000円]

[負担金：延長保育利用保護者負担金 1,102,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 156,000円]

[使用料：公立保育所使用料(保護者負担分) 63,354,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,290,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 4,190,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 275,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 15,061,000円]

[諸収入：保育所児童給食代 19,223,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 630,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 917,000円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所で受け入れ、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所5か所の運営に要する会計年度任用職員保育士等の人件費、施設管理、給食・衛生管理及び健康安全等の経費。

[担当：子育て支援課] P.138

2401 保育所民営化に要する経費 3,080,000円(382,000円)

[一財 3,080,000円]

○ 目的

第四次保育所整備計画に基づき令和6年度より民営化を予定している中央保育所について民営化計画を進める。

○ 内容

保育内容の円滑な引継ぎのために、移管前に移管法人職員による共同保育を実施し、補助金を交付する。

公立保育所民間法人移管円滑化事業補助金 3,080,000円

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P.142

2001 生活保護に要する経費 2,258,000,000円(2,111,000,000円)

[国・県 1,759,300,000円 その他 2,000円 一財 498,698,000円]

* 特財積算根拠

[国負：生活保護費負担金 2,258,000,000円×3/4=1,693,500,000円]

[県負：生活保護費負担金 263,200,000円×1/4=65,800,000円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

令和 4 年 11 月現在

- ・保護世帯数 1,055 世帯
- ・保護人数 1,287 人
- ・保護率 12.4% (パーミル)

扶助費 2,258,000,000 円 (内訳)

・生活扶助	714,025,000 円
・住宅扶助	342,035,000 円
・教育扶助	6,084,000 円
・医療扶助	1,106,961,000 円
・介護扶助	68,304,000 円
・出産扶助	1,751,000 円
・生業扶助	3,451,000 円
・葬祭扶助	7,459,000 円
・施設事務費	5,393,000 円
・就労自立給付金	140,000 円
・進学準備給付金	400,000 円
・日常生活支援委託事務費	1,997,000 円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P.143

2001 災害見舞金等に要する経費 273,000 円 (273,000 円)

[一財 273,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、り災者又は葬祭を行う者に対して弔慰金又は見舞金、支援金をおくり、その援護と更正意欲の高揚を図る。

○ 内容

- ・災害弔慰金支給審査委員報酬 81,000 円
災害弔慰金・災害障害見舞金を支給するにあたり判定が困難な場合等に医療・保健、その他有識者により調査審議をする災害弔慰金支給審査委員会を設置する。

- ・災害見舞金 190,000 円

[参考] 災害見舞金の額

1. 死亡等の場合

・死亡	100,000 円
・全治 3 か月以上の負傷	50,000 円
・全治 1 か月以上 3 か月未満の負傷	30,000 円

2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

(1) 住家全壊（全焼）	3 人以下の世帯	70,000 円
	4 人以上の世帯	100,000 円
(2) 住家半壊（半焼）	3 人以下の世帯	30,000 円
	4 人以上の世帯	50,000 円
(3) 住家部分焼		10,000 円
(4) 住家以外の家屋焼失（20 m ² 以上の建物を対象とする）		
	全壊（全焼）	20,000 円
	半壊（半焼）	10,000 円
(5) 借家	(1) から (4) まで列記の半額以下とする。	
3. 床上浸水の場合		30,000 円

4 衛生費

1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.147

20 健康づくりに要する経費 1,109,000円(997,000円)

[国・県 140,000円 一財 969,000円]

* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 140,000円]

○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防に必要な知識を学び、生活習慣を見直すための教室を開催する。また、糖尿病予防教室や子育て支援センターを利用している母親に対する健康教育を実施する。さらに、食育活動の推進を図るため、取手市食生活改善推進協議会に健康づくり推進事業を委託する。

- | | | | |
|----------------|-----|--------------|----------|
| ・健康づくり推進事業関係経費 | 委託料 | 健康づくり推進事業委託料 | 750,000円 |
| ・健康教育関係経費 | 報償費 | 健康教育講師謝礼 | 100,000円 |
| | 需用費 | 消耗品費 | 93,000円 |

[担当：保健センター] P.147

2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 32,532,000円(32,116,000円)

[その他 13,546,000円 一財 18,986,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金

守谷市 7,170,053円＋利根町 2,251,214円＋つくばみらい市 4,125,058円＝13,546,000円]

○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間、並びに土曜日の夜間を含めた初期救急医療体制の構築を図る。

○ 内容

取手市、守谷市、利根町及びつくばみらい市により、取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営を公益社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間、並びに土曜日の夜間に診療所を開設し、初期救急医療体制の構築を図る。

- ・委託料 32,532,000円

[担当：保健センター] P.148

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 33,605,000円(33,605,000円)

[その他 20,304,000円 一財 13,301,000円]

＊ 特財積算根拠

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金

守谷市 7,001,703 円＋利根町 2,928,837 円＋つくばみらい市 5,345,049 円

＋常総市 5,029,348 円＝20,304,000 円]

○ 目的

日曜日や祝日及び夜間（全日）の第二次救急医療体制として、重症患者（手術・入院を要する患者）の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

日曜日や祝日の日中及び全日の夜間において、常総地域内の宗仁会病院、JA とりで総合医療センター、取手医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の 8 病院が共同連携し、輪番方式で第二次救急医療業務を実施する。さらには、JA とりで総合医療センター及び総合守谷第一病院による輪番方式により、乳幼児などを対象に小児救急医療業務を行い、経費を 4 市 1 町が補助する。

参加市町：取手市、守谷市、利根町、つくばみらい市、常総市

・常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,258,000 円

・小児救急医療輪番制運営負担金 2,347,000 円

[担当：保健センター] P.148

4001 公的病院等運営費補助金 121,811,000 円（122,162,000 円）

[一財 121,811,000 円]

○ 目的

公的病院等に対し、運営費を補助することにより、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る。

○ 内容

法人税法に規定する公益法人等のうち、総務大臣が定めるものが開設する病院に対し、特別交付税に関する省令により算定した額を基準として、補助金を交付する。

令和 5 年度は、茨城県厚生農業協同組合連合会 JA とりで総合医療センター及び公益社団法人取手市医師会取手北相馬保健医療センター医師会病院に補助金を交付する。

1 保健衛生費 2 予防費

[担当：保健センター] P.148

2001 予防接種に要する経費 347,790,000 円（375,828,000 円）

[国・県 3,533,000 円 その他 10,504,000 円 一財 333,753,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：緊急風しん抗体検査等事業費補助金 3,533,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 10,490,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 14,000 円]

○ 目的

各種感染症の発生及び蔓延を防止し、市民（国民）の免疫水準を維持するために、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種（A 類疾病・B 類疾病）及び、予防接種法に基づかない取手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

令和 5 年度より、定期接種に 9 価 HPV（子宮頸がん）ワクチンを使用可能とする方針が了承された。HPV ワクチン接種は、同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則としているが、2 価 HPV ワクチン又は 4 価 HPV ワクチンを用いて規定の回数の一部を完了した者が、残りの回数分の接種を 9 価 HPV ワクチンで行う交互接種についても、医師と被接種者等がよく相談した上であれば、実施して差し支えない。

また、HPV ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の対象年齢を過ぎてから自費で HPV ワクチンを接種した、平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子に対し、任意予防接種費助成を令和 5 年 4 月 1 日より開始する。

【定期予防接種】

- A 類疾病：B 型肝炎・Hib 感染症・小児の肺炎球菌感染症・ジフテリア・百日せき・破傷風
急性灰白髄炎（ポリオ）・結核（BCG）・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）・ロタウイルス
- B 類疾病：季節性インフルエンザ（高齢者）・高齢者の肺炎球菌感染症

【任意予防接種】

おたふくかぜ・季節性インフルエンザ（小児）・高齢者の肺炎球菌感染症

- ・需用費 6,392,000 円
- 消費品費（シール・白用紙等） 277,000 円
- 印刷製本費（予診票等） 1,094,000 円
- 医薬材料費（薬液） 5,021,000 円
- ・役務費 324,000 円
- 手数料 324,000 円
- ・委託料 335,310,000 円
- 予防接種・抗体検査委託料 335,310,000 円
- ・扶助費 2,573,000 円
- 任意予防接種助成費 2,000 円
- 定期予防接種助成費 1,828,000 円
- HPV 感染症に関わる任意予防接種助成費 743,000 円

<委託料内訳> 予防接種ワクチンの種類

区分	予防接種ワクチンの種類		見込回数	助 成	
定期 予防接種	BCG		600	全 額	
	麻しん風しん (MR) 1 期 (1 歳児)・2 期 (年長児) 5 期 (成人)		1,470	全 額	
	麻しん	1 期 (1 歳児)・2 期 (年長児)	2	全 額	
	風しん	1 期 (1 歳児)・2 期 (年長児) 5 期 (成人)	2	全 額	
	B 型肝炎		1,620	全 額	
	ヒブ		2,208	全 額	
	肺炎球菌 (小児)		2,214	全 額	
	4 種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)		2,160	全 額	
	3 種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)		1	全 額	
	不活化ポリオ		1	全 額	
	水痘		1,134	全 額	
	日本脳炎		3,279	全 額	
	2 種混合 (ジフテリア・破傷風)		760	全 額	
	HPV (子宮頸がん予防)		4,045	全 額	
	ロタウイルス		1,134	全 額	
	任意 予防接種	インフルエンザ (高齢者)	一般	20,122	一 部
			減免者	335	全 額
肺炎球菌 (高齢者)		一般	1,866	一 部	
		減免者	6	全 額	
抗体検査	おたふくかぜ		600	一 部	
	インフルエンザ (小児)		9,953	一 部	
	肺炎球菌 (高齢者)	一般	176	一 部	
		減免者	5	全 額	
風しん抗体検査		900	全 額		

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.149

0501 母子衛生事務に要する経費 8,314,000 円 (7,775,000 円)

[国・県 4,862,000 円 その他 35,000 円 一財 3,417,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 3,890,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 972,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 35,000 円]

○ 目的

子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたるまで、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師等の専門職が切れ目のない総合的な相談支援を実施する。

○ 内容

妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じ、必要な情報・サービスの提供を行う。

すべての妊産婦の状況を把握するとともに、妊娠期又は出産後に継続的な支援が必要な方に対して、保健師等が支援プランの作成を行い、関係機関との連携を図りながら、必要な支援につなげる。

[担当：保健センター] P.150

20 乳幼児健診に要する経費 18,986,000 円 (15,438,000 円)

[国・県 5,598,000 円 その他 43,000 円 一財 13,345,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 3,698,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 1,900,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 43,000 円]

○ 目的

家庭訪問や乳幼児健診により、生後早期からの子育て環境や、児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認し、保護者との信頼関係を築きながら、疾病などの早期発見及び早期対応を図る。

○ 内容

(1) 家庭訪問

- ・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施する。
生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に保健師・保育士等が訪問し、安心して子育てができるように支援する。
- ・他市町村の依頼により、里帰りしている産婦・乳児の訪問を実施する。
- ・継続的に支援が必要な場合には地区担当保健師が訪問し、子育て支援課や児童相談所等の関係機関及び医療機関と連携して対応する。

(2) 健康診査

4か月児、1歳6か月児及び3歳5か月児を対象に健康診査を実施する。

また、3歳5か月児健診では令和4年12月から目の検査機器（屈折検査）を導入し、近視や乱視などの屈折異常の早期発見、早期対応を行う。

4か月児健康診査：身体計測、診察（内科）、離乳食指導、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

1歳6か月児健康診査：身体計測、診察（内科・歯科）、相談（発達・子育て・栄養）、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布

3歳5か月児健康診査：身体計測、診察（内科・歯科）、相談（発達・子育て・栄養）、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布、目の検査（屈折検査）、視能訓練士による視力検査、尿検査

- ・ 4 か月児健診関係経費
報酬：医師報酬 21,000 円×24 回 504,000 円
需用費：消耗品費 35,000 円
- ・ 1 歳 6 か月児健診関係経費
報酬：医師報酬 21,000 円×48 回 1,008,000 円
報償費：心理発達相談員・歯科衛生士謝礼 1,216,000 円
需用費：消耗品費、医薬材料費 103,000 円
- ・ 3 歳 5 か月児健診関係経費
報酬：医師報酬 21,000×56 回 1,176,000 円
報償費：心理発達相談員・視能訓練士・歯科衛生士謝礼 1,712,000 円
需用費：消耗品費、印刷製本費 294,000 円
委託料：3 歳 5 か月児尿検査委託料 12,000 円

(3) 育児相談

乳幼児が健やかに成長できるよう、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士が育児に関する心配事や不安についての相談を実施する。また、地域の身近な場所で相談が受けられるように、各地域子育て支援センターに専門職が出向き相談を実施する。

- ・ 育児相談関係経費 報償費：心理発達相談員・歯科衛生士・栄養士謝礼 264,000 円

[担当：保健センター] P.152

21 母子保健に要する経費 70,508,000 円 (76,829,000 円)

[国・県 6,199,000 円 その他 1,017,000 円 一財 63,292,000 円]

* 特財積算根拠

- [国負：未熟児養育医療負担金 1,294,000 円]
- [国補：産後ケア事業補助金 1,598,000 円]
- [国補：産婦健康診査補助金 2,400,000 円]
- [県負：未熟児養育医療負担金 647,000 円]
- [県補：地域少子化対策重点推進交付金 260,000 円]
- [負担金：未熟児養育医療保護者負担金 437,000 円]
- [繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 500,000 円]
- [諸収入：講座参加個人負担金 80,000 円]

○ 目的

出産前後の母子の健康管理、児の健全な成長発達及び保護者への教育、育児不安等の軽減を図る。

○ 内容

(1) 妊婦父親教室

- ・ マタニティクラス・ウェルカムベビークラス

妊娠 5・6 か月頃の妊婦又はその配偶者を対象に妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催する。

教室名	回数
マタニティクラス	3回コース×4回
ウェルカムベビークラス	5回

※マタニティクラスは平日、ウェルカムベビークラスは土曜日に開催する。

(2) 母子健康教育

・1歳児歯みがき教室

1歳児を対象に予約制で実施する。育児相談・栄養相談・歯科相談を行い、生涯にわたる歯と口の健康づくりに積極的に取り組む。

・離乳食教室

前期（5～6か月頃）・後期（9～10か月頃）を対象に予約制で実施する。離乳食の進め方等の相談・指導を通し、育児の支援をしていく。

・レットライ高校生講座

市内の高校生を対象に、妊娠・出産の知識や男女のからだの仕組み、予防できる病気や感染症等について学び、望ましい妊娠ができるよう正しい知識を提供し、自分のライフプランを考えるきっかけとする。

・BP1プログラム

生後2～5か月の第1子を育てている母親を対象に、仲間づくりと「少し先を見通した子育ての知識」をBP1プログラムの手法を用いて提供することにより、親の役割や育児スキルを参加者同士で学びあう場とし、育児不安や育児ストレスの軽減を図る。

(3) 妊婦・乳児健康診査

・妊婦健康診査

14回の公費負担での健康診査を実施し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時に相談や指導を行い、健やかな妊娠と安全な出産を迎えるために支援する。

・新生児聴覚検査

初回検査と再検査に対し、公費負担を実施し、聴覚障害の早期発見、早期治療を図る。

・産婦健康診査

産後初期段階で健康診査（出産後2週間頃及び1か月頃の2回）を実施し、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握を行い、母子への心身のケア（産後ケア）などの支援につなげる。

・産後ケア

出産後おおむね1歳未満の乳児と母親を対象として、育児不安や体調がすぐれない、身近な方から家事や育児の援助を受けられないなどの場合、医療機関でデイサービス（通所）やショートステイ（宿泊）の利用を通して、安心して子育てができるよう育児支援を行う。

・乳児健康診査

乳児期に第1回（3～7か月の間）、第2回（8～11か月の間）の2回公費負担での健康診査を実施し、結果を確認のうえ、必要時に支援につなげる。

(4) フォローアップ教室

1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査等の結果、発達の遅れや偏りが心配され

[担当：保健センター] P.155

2401 出産・子育て応援相談に要する経費 65,785,000円

[国・県 54,581,000円 その他 12,000円 一財 11,192,000円]

* 特財積算根拠

[国補：出産・子育て応援交付金 43,417,000円]

[県補：出産・子育て応援交付金 11,164,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 12,000円]

○ 目的

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した身近な相談を行い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育て応援給付金を支給し、経済的支援を一体的に実施する。

○ 内容

出産・子育て応援相談事業は、経済的支援として、出産応援給付金を妊婦1人につき5万円、子育て応援給付金を出生児1人につき5万円を支給する。

また、伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を実施し、個々に応じた相談支援を充実していく。

1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当：保健センター] P.156

20 生活習慣病対策検診に要する経費 41,764,000円 (36,889,000円)

[国・県 1,875,000円 その他 161,000円 一財 39,728,000円]

* 特財積算根拠

[国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 132,000円]

[県補：健康増進事業費補助金 1,743,000円]

[諸収入：喀痰検査費用自己負担金 46,000円]

[諸収入：大腸がん検診費用自己負担金 115,000円]

○ 目的

検診により自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることにより、健康の保持・増進を図る。

○ 内容

健（検）診受診率向上対策としては、特に20～39歳の女性へのアプローチを引き続き強化して実施する。20～39歳の女性に健診個別通知を行い、ヘルスアップ健診、子宮がん検診、乳がん検診が同時に実施できるセット健診を集団健診（託児付）及び医療機関委託健診で実施する。また、乳がん検診時に、早期発見のための啓発活動として「乳がんチェックシート」及び「ブレストセルフチェッカー」を会場で配布し、自己触診法の普及に努める。

各種がん検診の受診率向上に向けて、検診案内の周知の工夫や受診しやすい体制を整備するとともに、精密検査対象者の受診率向上に引き続き努め、がん検診に関するさらなる知識の普及を図る。各種検診は、感染対策のため完全予約制で実施していく。

・骨粗しょう症検診関係経費	需用費（消耗品費）	30,000 円
	委託料（90 人）	183,000 円
	健康運動指導士委託料	16,000 円
・乳がん検診関係経費	報償費（保育士謝礼）	36,000 円
	需用費（消耗品費）	44,000 円
	委託料（超音波・X線 1,412 人）	4,737,000 円
・胃がん集団検診関係経費	委託料（675 人）	2,938,000 円
・子宮がん検診関係経費	需用費（印刷製本費）	20,000 円
	委託料（1,181 人）	7,089,000 円
	扶助費（クーポン対象者 1 人）	2,000 円
・大腸がん検診関係経費	委託料（2,230 人）	3,824,000 円
・肺がん検診関係経費	委託料 肺がん検診（4,802 人）	8,124,000 円
	喀痰検査（81 人）	261,000 円
・健康診査関係経費	報償費（事後指導講師謝礼）	120,000 円
	需用費（消耗品費）	18,000 円
	委託料 ヘルスアップ健診（468 人）	3,485,082 円
	肝炎ウイルス検診（239 人）	765,418 円
・前立腺がん検診関係経費	委託料（1,373 人）	3,013,000 円
・歯科保健関係経費	報償費（歯科医師謝礼）	184,000 円
	需用費（歯周疾患検診問診票等）	62,000 円
	役務費（歯周疾患検診個別通知郵送代）	236,000 円
	委託料（286 人）	1,288,000 円
・レディースデイ健診	報償費（保育士謝礼）	96,000 円
	需用費（消耗品費）	2,000 円
	委託料（492 人）	5,190,000 円

〔担当：保健センター〕 P.158

2401 精神保健事業に要する経費 886,000 円（669,000 円）

〔国・県 457,000 円 一財 429,000 円〕

* 特財積算根拠

〔県補：地域自殺対策強化事業費補助金 457,000 円〕

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに生活の向上を図る。また、広く市民に対し自殺予防及び精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を月 1 回実施する。

自殺予防対策事業については、庁内における「いのちを守るネットワーク会議」にて、検討実施していく。自殺予防週間・月間に、キャンペーンを実施し、市民への普及啓発を進める。地域における見守りと気づきに重点をおき、身近な相談者を増やすため、ゲートキーパー養成講座・ミニ講座を継続して開催していく。

メンタルチェックシステム「こころの体温計」を用い、ホームページから自分のこころの健康度をチェックし、必要時に適切な相談機関についての情報を提供できる体制を整える。

- ・ 報償費（医師謝礼、ゲートキーパー養成講座講師謝礼） 400,000 円
- ・ 旅費（交通費） 2,000 円
- ・ 需用費（消耗品費・印刷製本費） 371,000 円
- ・ 委託料（メンタルチェックシステム「こころの体温計」） 113,000 円

1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境対策課] P.160

2101 犬猫対策に要する経費 3,094,000 円 (3,006,000 円)

[その他 2,231,000 円 一財 863,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：犬登録手数料 830,000 円]

[手数料：注射済票交付手数料 1,401,000 円]

○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。また、動物愛護協議会と連携して動物の愛護及び適正飼養の確保を図る。

○ 内容

犬の登録、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付、手数料徴収事務。

動物愛護協議会と連携して、犬猫の飼育マナー向上を図る教室、講演会等を開催する。

動物愛護団体と連携して、犬猫の引取りに必要となるフードを支給する。

道路上の動物の死体を処理する。

- ・ 委託料 動物死体処理業務委託料 2,087,250 円

[担当：環境対策課] P.161

2401 取手市外 2 市火葬場組合負担金 41,542,000 円 (51,206,000 円)

[その他 21,000,000 円 一財 20,542,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：取手市外 2 市火葬場組合事務費 21,000,000 円]

○ 目的

取手市外 2 市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の効率的な管理運営により、火葬を円滑に実施する。

【火葬場組合負担金】

(単位：千円)

構成市	平均割 30%	人口割 70%	合計	負担割合
取手市	9,802	31,740	41,542	42.382 %
守谷市	9,802	21,035	30,837	31.460 %
つくばみらい市	9,802	15,838	25,640	26.158 %
計	29,406	68,613	98,019	100 %

[担当：環境対策課] P.162

3001 環境基本計画推進に要する経費 764,000 円 (1,314,000 円)

[その他 505,000 円 一財 259,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：環境基金繰入金 25,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 480,000 円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的・計画的に推進する。

○ 内容

(1) 環境講座

市民の環境問題への理解を深め、自主的・自発的な環境に配慮した行動を促進するため、環境分野からテーマを設け、環境について学び、考える機会を提供する。

・ 報償費 環境講座講師謝礼 20,000 円

・ 需用費 (消耗品費) 環境講座教材及び作成材料代 5,000 円

(2) 取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金

里山保全活動を実施している地区・団体等に補助金を交付し、活動を支援する。

・ 負担金、補助及び交付金

取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金 350,000 円

(3) 宮ノ前ふれあい公園ホテルの里育成協議会補助金

宮ノ前ふれあい公園内でヘイケボタルの放流・育成及び生息・繁殖に相応しい環境づくりを推進する地区・団体等に補助金を交付し、活動を支援する。

・ 負担金、補助及び交付金

宮ノ前ふれあい公園ホテルの里育成協議会補助金 350,000 円

[担当：環境対策課] P.163

3801 地球温暖化対策の推進に要する経費 17,726,000 円 (13,872,000 円)

[国・県 8,385,000 円 その他 5,483,000 円 一財 3,858,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための

計画づくり支援事業補助金 7,185,000 円]

[県補：自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金 1,200,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,180,000 円]

[繰入金：森林環境譲与税基金繰入金 2,303,000 円]

○ 目的

令和 32 (2050) 年までに市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進する。

○ 内容

(1) 地球温暖化防止対策講座

地球温暖化の現状・対策の重要性について市民の理解を深め、自主的・自発的な環境に配慮した行動を促進するため、地球温暖化対策について学び、考える機会を提供する。

・ 報償費 (講師謝礼) 地球温暖化対策講座講師謝礼 499,400 円

(2) 環境教育プログラム業務委託

子供たちに環境問題への対応を切り口として、持続可能（サステナブル）な未来をつくる知恵や価値観を育む探究型環境教育を推進する。令和4年度から小中学校各1校の2校で事業を開始。令和5年度は小学校3校と中学校1校が加わり計6校で実施し、令和7年度までに市内全公立の小・中学校へ展開を図る。

また、探究型環境教育の推進に当たっては、児童・生徒がタブレット等の情報通信技術（ICT）を活用しながら活動の成果を数値化、その成果を発表・発信し、多世代に共感される課題対応アイデアを創出する力を身につけていく。

・委託料 環境教育プログラム業務委託料 2,167,000円

(3) 再生可能エネルギー導入計画策定支援業務委託

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー活用の可能性について、再生可能エネルギーポテンシャルの把握及び費用対効果を含めた導入モデルの検討などを行い、「取手市再生可能エネルギー導入計画」を策定する。

・委託料 再生可能エネルギー導入計画策定支援業務委託料 9,581,000円

(4) 森林整備活動と環境教育業務委託

次世代を担う子供たちに、自然環境での活動体験の場及び新たな学びのフィールドを提供するとともに、植林体験（群馬県みなかみ町）により地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林整備や林業に対する理解と関心を高める。

・委託料 森林整備活動と環境教育業務委託料 2,302,800円

(5) 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金及び住宅用太陽光発電システム設置補助金

市域における再生可能エネルギーの普及・拡大を図るため、住宅用蓄エネルギー設備及び住宅用太陽光発電設備を導入する市民に対し、導入に要する経費の一部を補助する。

・負担金、補助及び交付金

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金（30基） 1,500,000円

住宅用太陽光発電システム設置補助金（30基） 900,000円

[担当：環境対策課] P.163

4001 取手駅東西口喫煙所管理に要する経費 1,321,000円（20,490,000円）

[一財 1,321,000円]

○ 目的

取手駅東口コンテナ型喫煙所の適切な維持管理及び防犯対策により、健康増進法に定める「望まない受動喫煙」の防止に資する。

○ 内容

・委託料 取手駅東口喫煙所管理業務委託料 660,000円

取手駅東口喫煙所警備委託料 501,600円

1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境対策課] P.164

2001 公害対策事業に要する経費 4,117,000円（3,969,000円）

[その他 100,000円 一財 4,017,000円]

＊ 特財積算根拠

[手数料：土砂等による土地の埋立等に係る特定事業許可申請手数料 100,000 円]

○ 目的

水質分析調査、騒音・振動測定等の監視調査活動を実施することにより、市民の健康を守り、快適な生活環境を保全する。

○ 内容

- ・ 公害水質調査委託料
 - 河川水質調査委託料 526,673 円
 - 古利根沼水質調査委託料 392,150 円
 - 井戸水の有害物質調査委託料 435,600 円
- ・ 産業廃棄物対策調査委託料 960,850 円
- ・ 自動車騒音常時監視調査業務委託料 1,455,300 円

[担当：環境対策課] P.164

2501 放射能対策に要する経費 7,098,000 円 (6,843,000 円)

[国・県 7,009,000 円 一財 89,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 7,009,000 円]

○ 目的

除染作業が終了した子ども関連施設の事後モニタリング測定を継続して実施し、除染効果の維持状況を確認するとともに、測定結果をホームページで公表し、住民の安心感の醸成を図る。また、家庭菜園等で採取した市民持込み食材の放射性物質検査を継続して実施し、食の安全・安心を確保する。

○ 内容

- ・ 一般持込食材放射性物質検査委託料 55,000 円
- ・ 除染実施後モニタリング業務委託料 6,832,689 円

2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境対策課] P.166

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 11,635,000 円 (11,586,000 円)

[国・県 7,732,000 円 一財 3,903,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：循環型社会形成推進交付金 3,866,000 円]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金 3,866,000 円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁防止を目的に、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換を促進する。

○ 内容

専用住宅に合併処理浄化槽を設置する際、単独処理浄化槽の撤去費用、し尿くみ取り便槽の撤去費用及び宅内配管工事費用に加え、新たに単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- ・ 合併処理浄化槽設置費補助
 - 5 人槽 @332,000×21 基= 6,972,000 円
 - 7 人槽 @414,000× 5 基= 2,070,000 円
 - 10 人槽 @548,000× 1 基= 548,000 円
- ・ 単独処理浄化槽撤去費補助 @120,000×2 基=240,000 円
- ・ 宅内配管工事費補助 @300,000 円×5 箇所=1,500,000 円
- ・ くみ取り便槽撤去費補助 @90,000 円×2 基=180,000 円
- ・ 単独処理浄化槽雨水貯留槽等への再利用補助 @90,000 円×1 基=90,000 円

2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P.167

2001 じん芥収集に要する経費 392,860,000 円 (387,782,000 円)

[その他 12,934,000 円 一財 379,926,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 59,000 円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 7,403,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 27,000 円]

[諸収入：資源物売却代 5,445,000 円]

○ 目的

家庭ごみの収集運搬を実施することにより市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内の一般家庭から排出される一般廃棄物（可燃、不燃、粗大）及び資源物（あき缶類、あきビン、新聞紙、雑誌及び雑紙、ダンボール紙、紙パック、古布、プラスチック製容器包装、ペットボトル）の収集運搬を業者に委託して実施する。また、5種16分別による収集を行い、ごみの減量及びリサイクル推進を図る。

- ・ 委託料 じん芥収集運搬委託料 384,308,998 円

2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P.168

2001 ごみ減量推進に要する経費 10,820,000 円 (7,363,000 円)

[その他 2,704,000 円 一財 8,116,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,700,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 4,000 円]

○ 目的

一般家庭からモニターを募り家庭ごみ排出量実態調査を実施し、ごみの見える化やごみ減量手法の実践によりごみ減量に向けた自主的な取り組みを推進するとともに、生ごみ処理機等購入補助金や資源物回収助成金の交付によりごみの減量化やリサイクルへの市民意識の高揚を図る。

○ 内容

(1) 家庭ごみ排出量実態調査

ごみ減量モニターを募り、1年間毎月の可燃、不燃、資源物（プラ容器）排出量等を計測してデータの提供を受ける。また、ごみ減量手法等の実践による効果検証を行う。モニターには計測用はかりを貸与し、継続的な調査協力者に謝礼を進呈する。集積したデータはごみ減量、リサイクル率向上及びごみ収集運搬の効率化に向けた施策の検討に活用する。

・ 報償費

家庭ごみ排出量実態調査協力謝礼（クオカード@1,040×500世帯） 520,000円

・ 消耗品費

家庭ごみ排出量実態調査用ばねばかり（@2,500×500世帯） 1,250,000円

家庭ごみ排出量実態調査用ごみ袋

（可燃物、不燃物、資源物 各500袋） 247,500円

・ 通信運搬費

実態調査ばねばかり、謝礼郵送料 467,500円

(2) 生ごみ処理機等購入補助金

生ごみ処理機等を購入した者に対し補助金を交付する。

・ 負担金、補助金及び交付金 生ごみ処理機等購入補助金 1,290,000円

購入費の2分の1に相当する額

電気式処理機（限度額20,000円、1世帯につき1基まで）

その他の処理機（限度額3,000円、1世帯につき2基まで）

(3) 資源物回収助成金

自主的に資源物を回収する活動を行っている団体及びこれに協力している回収業者に対し、実績に応じた助成金を交付する。

・ 負担金、補助金及び交付金 資源回収団体助成金 5,350,000円

回収団体 1kg当たり4円 回収業者 1kg当たり1円

2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P.169

2001 し尿処理事業に要する経費 48,477,000円（43,034,000円）

[その他 24,236,000円 一財 24,241,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 24,180,000円]

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 56,000円]

○ 目的

市内の清潔な生活環境を保全する。

○ 内容

市内のくみ取り式トイレのし尿くみ取りを定期的実施する。また、世帯からの要望や災害時等には、必要に応じて臨時のくみ取りを実施する。

・ 龍ヶ崎地方衛生組合搬入処理手数料 7,027,200円

・ し尿収集運搬委託料 40,451,400円

[担当：環境対策課] P.170

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 93,576,000円(92,690,000円)

[一財 93,576,000円]

○ 目的

市内から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合の「龍の郷クリーンセンター」において処理している。

分担金表

(単位：千円)

No	市町村名	投入 実績%	一般経費		令和5年度 分担金	令和4年度 分担金	比較
			均等割 5%	実績割 95%			
1	龍ヶ崎市	17.88	2,122	57,659	59,781	59,752	29
2	牛久市	10.85	2,122	34,989	37,111	36,827	284
3	取手市	28.36	2,122	91,454	93,576	92,690	886
4	利根町	3.03	2,122	9,771	11,893	12,164	△271
5	河内町	6.95	2,122	22,412	24,534	24,463	71
6	稲敷市	16.23	2,122	52,338	54,460	55,309	△849
7	美浦村	4.42	2,122	14,254	16,376	16,381	△5
8	阿見町	12.28	2,122	39,600	41,722	41,335	387
計		100.00	16,976	322,477	339,453	338,921	532

5 農林水産業費

1 農業費 1 農業委員会費

[担当：農業委員会] P.174

2501 機構集積支援事業に要する経費 1,433,000円(1,286,000円)

[国・県 1,133,000円 その他 4,000円 一財 296,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農地集積・集約化対策推進交付金 1,133,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 4,000円]

○ 目的

農地の利用状況を調査し、遊休農地の利用増進を図る。

○ 内容

遊休農地の現地調査及び有効利用に係る、農地所有者等への意向調査を実施する。

会計年度任用職員報酬 1人	819,000円
雇用保険料	13,000円
会計年度任用職員費用弁償 1人	77,000円
事務費	524,000円

1 農業費 3 農業振興費

[担当：農政課] P.175

2001 農業振興に要する経費 17,209,000円(17,648,000円)

[国・県 1,682,000円 その他 3,920,000円 一財 11,607,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農業経営基盤強化資金利子助成補助金 40,000円]

[県補：環境保全型農業直接支払交付金 1,134,000円]

[県補：農業次世代人材投資資金 507,000円]

[県委：家畜伝染病予防事務交付金 1,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,920,000円]

○ 目的

各種協議会及び農業関係団体等と連携を図り、地域における農業経営の安定と活性化を図る。

○ 内容

有害鳥獣駆除委託料	1,659,000円
認定農業者支援事業補助金	7,100,000円
県農林振興公社負担金	272,000円
農業振興研究団体補助金	180,000円
環境保全型農業直接支払交付金	1,512,000円
農業次世代人材投資資金	495,000円
農業公社事業円滑化補助金	5,600,000円

[担当：農政課] P.177

4401 水田農業構造改革対策に要する経費 92,744,000円(86,273,000円)

[国・県 4,865,000円 一財 87,879,000円]

* 特財積算根拠

[県補：経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 4,865,000円]

○ 目的

米の需給環境は依然として過剰基調にあり、米価低迷が続いている。農家の収入の安定化を図るため、国が積極的に推進している「経営所得安定対策」と合わせて、地域の特性や実情に則した独自の補助事業を効果的に実施することで、米生産数量目標の達成に取り組むとともに、農業の活性化、効率的な農地利用、遊休農地の解消等を図る。

○ 内容

《令和5年産米生産数量目標等》

生産数量目標配分	6,915t
水稲作付面積換算	1,316ha(基準単収523kg換算)
配分農家数	1,894戸

《補助金等》

名称	予算額	備考
水田農業転作等実施補助金	82,867,000円	米生産数量目標を達成し、転作を実施した農家への補助
水田農業推進センター活動事業費補助金	150,000円	取手市生産調整推進センターへの活動費補助
茨城県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	4,865,000円	取手市農業再生協議会への事業費補助
水田農業転作等推進事業負担金	4,717,000円	茨城みなみ農業協同組合への事業負担金

1 農業費 4 農地費

[担当：農政課] P.178

2001 土地改良事業に要する経費 41,317,000円(46,319,000円)

[国・県 5,143,000円 地方債 9,900,000円 一財 26,274,000円]

* 特財積算根拠

[県補：湛水防除施設等管理費補助金 183,000円]

[県補：多面的機能支払交付金 4,960,000円]

[市債：災害関連事業債(地盤沈下対策分) 2,714,000円×90%≒2,440,000円]

[市債：土地改良事業債 10,000,000円×75%≒7,500,000円]

(1) 福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

福岡堰土地改良区管内の用水路が不等沈下による逆勾配、中だるみ等の障害が生じ、農業用水の供給不足や排水不良が起こっているため改修を実施する。これにより、農業用水の確保と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

・事業費負担金 2,714,000円

事業	実施箇所	内容
地盤沈下対策事業 小貝東部2期地区	つくばみらい市管内 (川通用水路、寺下用水路等)	用水路改修 L=1,633m (全体L=19,979m)
地盤沈下対策事業 福岡堰4期地区	つくばみらい市管内 (下小目第2用水路)	用水路改修 L=40m (全体L=7,937m)

※小貝東部2期地区は令和6年度改修完了予定。また、福岡堰4期地区は令和5年度改修完了予定。

(2) 守谷土地改良施設維持管理最適化事業負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

下高井排水機場施設の設備が老朽化し支障が生じている。排水機場施設の設備を改修することにより、農業施設の適正管理と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

下高井排水機場施設の設備更新を実施する。

・事業費負担金 849,000円

事業	実施箇所	内容
守谷土地改良施設 維持管理最適化事業	取手市域及び守谷市域	下高井排水機場施設の設備 (除塵機・水平コンベア・操作盤・樋管スライドゲート・開閉装置)

※(各市の負担割合：守谷市52.63%、取手市40.94%、つくばみらい市6.43%)。事業期間は令和3年度から令和7年度において工事を実施する。

(3) 山王西部地区用排水路改修工事負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

山王西部地区は、平成16年度から平成22年度に集落地域整備統合補助事業により区画整理を行った区域であるが、排水路は素掘り、担い手等の高齢化に伴い水路機能の維持管理が困難な状況のため、生産者の労力軽減を図り、営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

山王西部地区内の小排水(素掘り水路)総延長L=192mについて改修工事を実施する。

・事業費負担金 10,000,000円

(4) 多面的機能支払交付金

○ 目的

農業者及び地域住民等で構成された組織が行う農地・水路・農道等の保全管理、農業施設の長寿命化を図る活動に対して支援する。

○ 内容

市之代・貝塚・上高井・下高井地区、上萱場地区、下萱場地区、浜田地区、神住地区が実施する基礎的保全管理活動(田・畑の草刈、水路泥上げ等 面積22,126a)に対し交付する。

交付単価 (田) 3,000円/10a、(畑) 2,000円/10a

負担割合 国1/2 県1/4 市1/4

・事業交付金 6,615,000円

6 商工費

1 商工費 1 商工総務費

[担当：産業振興課] P.180

2201 自転車活用推進事業に要する経費 350,000 円 (389,000 円)

[一財 350,000 円]

○ 目的

令和3年度に実施した市民の自転車利用実態に関するアンケート調査結果を踏まえ、自転車専門家や地域の関係団体で構成する自転車活用推進会議を通じて、市独自の自転車活用推進計画を策定する。また、自転車の安全利用や普及促進を図るセミナーを開催する。

○ 内容

自転車活用推進会議委員謝礼	315,000 円
消耗品費	10,000 円
通信運搬費	25,000 円

1 商工費 2 商工振興費

[担当：産業振興課] P.181

2001 商工業振興助成に関する経費 25,207,000 円 (25,027,000 円)

[その他 4,440,000 円 一財 20,767,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：駐車場使用料 1,200,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,240,000 円]

○ 目的

市内の商工会や商店街への助成等を行うことにより、市の商工業の発展に寄与することを目的とする。

○ 内容

(1) 商店街活性化事業補助金	1,640,000 円
・商店街活性化事業補助金 7 団体	1,100,000 円
・駅周辺活性化事業補助金 3 団体	540,000 円
(2) 商工会事業補助金	19,358,000 円
・取手市商工会事業補助	16,874,000 円
・産業振興 ICT 推進事業	2,484,000 円
(3) とりで産業まつり補助金	2,000,000 円
(期 日) 令和5年11月予定	
(場 所) 取手緑地運動公園	
(参加者) 30,000 人見込	

- (4) 藤代商工祭補助金 1,000,000 円
 (期 日) 令和5年9月予定
 (場 所) 藤代地区商店会大通り
 (参加者) 3,000 人見込

[担当：産業振興課] P.181

2002 買い物弱者支援事業に関する経費 2,000,000 円 (2,000,000 円)

[その他 1,400,000 円 一財 600,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,400,000 円]

○目的

市内を移動販売車が巡回することにより、既存スーパーの撤退、地元商店街の衰退、市民の高齢化に伴う買い物弱者への買い物環境の改善を図る。

○内容

買い物が困難な市民に対して移動販売車にて生鮮三品等の買物の場を提供する事業者に対し、取手市買い物弱者支援事業補助金交付要綱に基づき人件費の一部を支援する。

[担当：産業振興課] P.182

2101 中小企業事業資金融資あっ旋事業に要する経費 62,510,000 円 (62,590,000 円)

[国・県 639,000 円 その他 30,000,000 円 一財 31,871,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：茨城県災害対策融資（令和元年台風15号・19号災害特例）利子補給金補助金
639,000 円]

[諸収入：自治金融資金貸付金元利収入 30,000,000 円]

○ 目的

市内の中小企業者に対する事業資金の保証あっ旋をすることで、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、企業の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

○ 内容

茨城県信用保証協会を公的保証人とすることで事業資金の借入れを円滑にするとともに、市内金融機関に1年間の預託を行うことにより融資実行利率を低利に抑え、制度の基盤を強固なものにする。また、制度利用者に対し、保証料を補助することで制度利用者の負担軽減を図る。

・制度の概要

制 度	自 治 金 融		振 興 金 融	
内 容	1,000 万円	返済 7 年	2,000 万円	返済 7 年
保 証 料	年 0.45～1.9% (平均で 1.15% 10 万円で約 3,200 円)			

・保証料補助の内訳

制 度	金 額	備 考
自治金融	31,384,000 円	新規 130 件、過年度 127 件
振興金融		新規 40 件、過年度 65 件
自治金融・振興金融保証債務残高 18,768,306 円 ※令和4年12月末現在		

・預託金

制 度	金 額	備 考
自治金融預託金	30,000,000 円	市内金融機関 6 行に預託

[担当：産業振興課] P.182

2701 中小企業育成事業に要する経費 485,000 円 (92,000 円)

[一財 485,000 円]

○ 目的

取手市の特産品を都内等で販売する機会を設けることで、取手市及び市内事業者の PR と販路拡大による地域経済の活性化を図る。

○ 内容

茨城県のアンテナショップ「イバラキセンス」へのイベント出店等で本市の特産品を PR 販売する。

・旅費	54,000 円
・消耗品費	407,000 円
・駐車場使用料	24,000 円

[担当：産業振興課] P.182

2801 産業振興に関する経費 24,395,000 円 (29,241,000 円)

[一財 24,395,000 円]

(1) 地域資源ブランド化事業

○ 目的

取手の地域資源を活用した商品を生産し、地域産業の振興を図る。

○ 内容

市内耕作放棄地でなたね等の油糧作物を栽培し、地油を生産する。

・需用費（消耗品費、搾油所及び倉庫電気代）	179,000 円
・委託料（消防設備保守点検委託料）	27,000 円
・負担金（下高井地域振興協議会負担金）	100,000 円

(2) 産業活動支援条例に基づく奨励金

○ 目的

産業活動支援条例に基づき、市内に事業所を新設又は増設する企業に対し、施設奨励金及び雇用促進奨励金を交付することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図る。

○ 内容

・施設奨励金	24,023,000 円
--------	--------------

[担当：産業振興課] P.183

2804 創業支援等事業に関する経費 5,148,000 円 (5,125,000 円)

[その他 3,590,000 円 一財 1,558,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,590,000 円]

(1) 産業振興チャレンジ支援事業補助金 200,000 円

○ 目的

市内で起業をした事業者に対し、起業する際に必要な初期費用を補助することにより、市内での起業を促進し、地域経済の活性化を図る。

○ 内容

一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク (Match とりで) で起業家カードを発行された起業家に対して、申請に基づき、10,000 円を限度に補助金を交付する。なお、補助金の対象となる経費は、市内で提供されたサービスや商品のみとする。

(2) 市民事業活動促進補助金 1,439,000 円

○ 目的

事業者に対し、インキュベーションオフィス等の利用料金を補助することにより、市民の事業活動を促進し、市内経済の活性化を図る。

○ 内容

インキュベーションオフィス等を利用して事業活動を行う事業者に対し、その一月当たりの利用料金 (光熱水費、通信費その他事業者が実費として支払うもの及びオプションサービスにかかる費用を除く) が 10,000 円以上の場合、100 分の 50 に相当する経費を最長で連続 12 か月間補助する。

(3) 創業支援事業補助金 3,509,000 円

○ 目的

産業競争力強化法の施行に伴い、市は創業支援等事業者 (一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク) と連携して、創業支援等事業計画を作成し、各種創業支援等事業に取り組んでいる。起業でまちを元気にする、をキーワードに起業家タウン取手の実現を目指す。

○ 内容

連携創業支援等事業者である一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが実施する創業支援事業に対し、取手市創業支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

[主な創業支援事業]

- ・ 創業スクール事業
- ・ ビジネスプランコンテスト事業

[担当：産業振興課] P.183

2901 空き店舗活用事業に要する経費 3,200,000 円 (3,200,000 円)

[その他 2,240,000 円 一財 960,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,240,000 円]

○目的

空き店舗の有効利用及びまちの賑わいづくりの促進のため、空き店舗に出店する者に対し、取手市空き店舗活用補助金交付要綱に基づき支援する。

○内容

- ・空き店舗活用事業補助金 3,200,000 円

項 目	補助率	補助対象経費の上限額
店舗改装費	2分の1以内	100万円以内 (起業家以外は50万円以内)
店舗の賃借料	2分の1以内	月額5万円以内で1年間

[担当：産業振興課] P.183

3201 わくわく取手生活実現事業に要する経費 25,755,000 円 (25,755,000 円)

[国・県 19,316,000 円 一財 6,439,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：わくわく茨城生活実現事業補助金 25,755,000 円×3/4≒19,316,000 円]

○ 目的

東京圏から市内への移住促進、及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京23区に在住又は通勤している方が、取手市へ移住し、起業や就業等を行う場合に、茨城県と共同して移住支援金を支給する。

○ 内容

東京23区に在住又は東京圏在住で23区に通勤する方が、当市に移住し、茨城県内で起業し県が実施する「地域解決型起業補助金」の交付決定を受けた場合、県が運営するサイト「いばらき就職チャレンジナビ」内の移住支援金対象求人に就職した場合、又はテレワークにより移住前の業務を継続する場合に、世帯移住100万円、単身移住60万円の移住支援金を支給する。さらに、18歳未満の世帯員を帯同する世帯の場合は18歳未満の者1人につき30万円を加算して支給する。

[担当：産業振興課] P.184

3401 中小企業振興基本条例・計画策定事業に要する経費 111,000 円 (208,000 円)

[一財 111,000 円]

○ 目的

「取手市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、中小企業・小規模企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進し今後の包括的な産業振興を実現すべく、「(仮称)第2次取手市産業振興戦略プラン」の策定準備を行う。

○ 内容

- ・消耗品費 77,000 円
- ・通信運搬費 34,000 円

1 商工費 3 労働対策費

[担当：産業振興課] P.184

2001 労働対策に関する経費 8,172,000 円 (14,640,000 円)

[その他 3,010,000 円 一財 5,162,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：生涯現役促進地域連携事業推進協議会貸付金元利収入 3,000,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 10,000 円]

(1) 取手市地域職業相談室の運営に関する経費

○ 目的

平成 19 年 10 月開設の取手市地域職業相談室（通称：取手市ふるさとハローワーク）において、国と市が連携しながら、職業相談、職業紹介サービスを提供し、安定した雇用機会の確保、就職の促進を図る。また、「とりで起業家支援ネットワーク」や「とりで生涯現役ネット（取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会）」と連携し、就労支援の充実を図る。

○ 内容

取手駅前商業施設に設置し、国と市の共同で管理運営を行う。

業務時間	毎週月～金曜日 午前 10 時～午後 5 時		
主な業務	職業相談、職業紹介と求人情報の提供		
相談員	国 2 名	受付事務	市 2 名

・会計年度任用職員報酬 2,044,000 円

・地域職業相談室賃料 2,298,000 円

(2) 生涯現役促進地域連携事業推進協議会貸付金 3,000,000 円

○ 目的

地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業機会を確保するために、厚生労働省職業安定局委託事業である「生涯現役地域連携事業」を受託する、取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会に対し、事業実施に必要な事業費を貸付けする。

○ 内容

- ・総合相談事業（コンシェルジュ事業）
- ・高年齢者雇用新規開拓・啓発事業
- ・シンポジウム事業
- ・セミナー・スクール事業

1 商工費 4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費

[担当：産業振興課] P.185

2001 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費 13,482,000 円

(12,428,000 円)

[その他 1,274,000 円 一財 12,208,000 円]

＊ 特財積算根拠

[使用料：施設使用料 1,242,000 円]

[手数料：コピー手数料 13,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 6,000 円]

[諸収入：印刷機使用料 13,000 円]

○ 目的

利用者が余暇を使い趣味の活動や学習活動をするために運営し、施設を良好な状態に保つために維持管理を行い、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

働く婦人の家の適切な維持管理を行う。主な経費は、会計年度任用職員報酬、需用費、委託料である。

- ・ 会計年度任用職員報酬 3,727,000 円
- ・ 需用費 6,421,000 円（光熱水費、修繕料ほか）
- ・ 委託料 2,650,000 円（施設の清掃管理委託、夜間管理委託ほか）

1 商工費 5 消費生活対策費

[担当：産業振興課] P.187

2001 消費生活対策に要する経費 12,144,000 円（11,965,000 円）

[国・県 929,000 円 その他 44,000 円 一財 11,171,000 円]

＊ 特財積算根拠

[県補：消費者行政強化事業及び推進事業費補助金 929,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 44,000 円]

○ 目的

消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の推進を図り、消費生活に係る知識の普及と情報の提供に努め、市民の消費生活の安定と向上を確保することを目的とする。

○ 内容

(1) 消費生活展実施委託料 650,000 円

消費生活展は、消費者団体等が、消費生活に関する題材を多面的かつ具体的に取り上げ、市民へ情報提供や消費者力向上を目的とし、開催する。

(2) 消費生活センター相談業務

一般消費者（市民）からの商品やサービスの契約及び多重債務等の消費生活トラブル相談、苦情、問合せを受け付け、専門的な知識を持つ消費生活相談員が、助言・あっせん・情報提供等を行う。

業 務 日	月曜日～金曜日
相談時間	午前 9 時～午後 4 時
相談員数	3 人

(3) 消費者トラブル等未然防止啓発事業

一般消費者（市民）への悪質商法や特殊詐欺等の消費者被害の防止、拡大防止に努める。また、一人一人の消費者が安全で安心した消費生活を営むことができるよう、高齢者向け・若者向けキャンペーン、消費者セミナー、消費者教育、出前講座等の啓発事業を実施する。

1 商工費 6 観光費

[担当：産業振興課] P.188

2001 観光事業に関する経費 39,306,000円（39,325,000円）

[その他 26,880,000円 一財 12,426,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 26,880,000円]

○ 目的

取手市の魅力を全国に発信し、観光事業の振興を図るため、市観光協会の各事業への助成等を行い、郷土愛の高揚に貢献する。

○ 内容

- (1) 小堀古利根周辺の清掃管理委託料 360,000円
- (2) 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会負担金 523,000円
(茨城県国際観光テーマ地区推進協議会負担金 70,000円含む)
- (3) 市観光協会補助金 38,403,000円
 - 観光協会一般補助金 4,123,000円
 - 花火大会補助金 30,080,000円
 - たこあげどんどまつり補助金 2,050,000円
 - 桜ライトアップ事業補助金 850,000円
 - 取手駅前にぎわい創出事業補助金 1,300,000円

観光協会主催イベント

イベント名	実施予定期日	場 所	来場者見込
第 68 回とりで利根川大花火	令和 5 年 8 月中旬	取手緑地運動公園	100,000 人
第 55 回とりで利根川 たこあげ大会	令和 6 年 1 月中旬	取手緑地運動公園	2,500 人
第 54 回とりで利根川 どんどまつり	令和 6 年 1 月中旬	取手緑地運動公園	2,500 人
第 11 回とりで観光フォト コンテスト	令和 6 年 2 月中旬	ふじしろ図書館	—
第 5 回取手駅前にぎわいフェスタ	令和 6 年 3 月下旬	取手ウェルネス プラザ	2,500 人
第 20 回桜ライトアップ事業	令和 6 年 3 月下旬	老人福祉センター 「さくら荘」	2,500 人

7 土木費

2 道路橋りょう費 2 道路維持費

[担当：管理課] P.193

2001 道路維持補修に要する経費 305,104,000 円 (484,039,000 円)

[国・県 20,020,000 円 地方債 34,400,000 円 その他 25,018,000 円

一財 225,666,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分）36,400,000 円×55%=20,020,000 円]

[市債：市道整備事業債 15,920,000 円×75%≒11,900,000 円]

[市債：長寿命化事業債 25,000,000 円×90%=22,500,000 円]

[使用料：道路使用料 15,649,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 9,320,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 49,000 円]

○ 目的

総延長約 1,000 km の市道を安全・快適に利用できるように道路施設の点検・維持・修繕を行う。また、橋りょうや道路施設の点検を実施し、補修を計画的に行う。

○ 内容

道路施設で破損があった場合に、専門的な技術及び機器等を使用しなければならないような破損については専門業者に修繕を依頼し、破損の程度が小さく職員で補修できるものについては補修材料を購入して補修する。なお、委託料は、街路樹の剪定、道路法面の草刈り、道路構造物の処分費等の維持管理に要する経費及び道路の側溝・路面の清掃、取手・藤代各駅のエレベーター、エスカレーターの点検・清掃等に要する経費である。

橋りょうにおいては、二巡目の定期点検を実施する。また、道路長寿命化対策事業として取手市舗装修繕計画に基づき、アスファルト舗装の打替えを新川・上萱場地区にて実施する。

委託料 橋りょう点検委託料 (31 橋) 27,500,000 円

委託料 横断歩道橋点検委託料 (2 橋) 8,900,000 円

工事請負費 新川・上萱場地区舗装修繕工事 (市道 0130 号)
L=800m 25,000,000 円

[担当：道路建設課] P.195

2602 ふれあい道路 (市道 0106 号線) 31,559,000 円 新規

[国・県 15,779,000 円 地方債 14,900,000 円 一財 880,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）31,559,000円×50%≒15,779,000円]

[市債：合併特例債（31,559,000円－15,779,000円）×95%≒14,900,000円]

○ 目的

本路線は広域的な幹線道路であるが、舗装が著しく破損しており、整備を実施することにより円滑な通行及び安全性を確保する。

○ 内容

道路改修事業を実施する。路線の事業費・内容等は次のとおり。

(単位：円)

事業名	事業費	事業内容
2602 ふれあい道路 (市道 0106 号線)	31,559,000	路線測量業務委託 L=1,400m 16,533,000
		詳細設計業務委託 L=1,400m 15,026,000

2602 ふれあい道路（市道 0106 号線）



2 道路橋りょう費 3 道路改良費

[担当：道路建設課] P.196

25 通学路整備に要する経費 142,373,000円 (74,000,000円)

[国・県 78,305,000円 地方債 60,700,000円 一財 3,368,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）

142,373,000円×55%≒78,305,000円]

[市債：合併特例債（142,373,000円－78,305,000円）×95%≒60,700,000円]

○ 目的

小中学生の通学路の歩道整備等を行い、児童等の安全対策を図る。

○ 内容

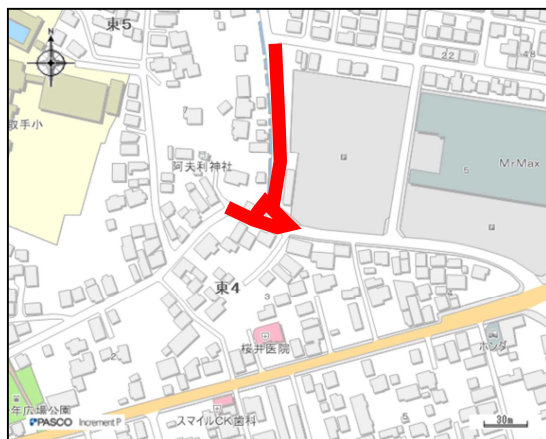
道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

なお、通学路安全対策プログラムに基づき危険箇所対策として、道路改良及び安全対策施設整備を求められた箇所について、安全対策を行うものである。

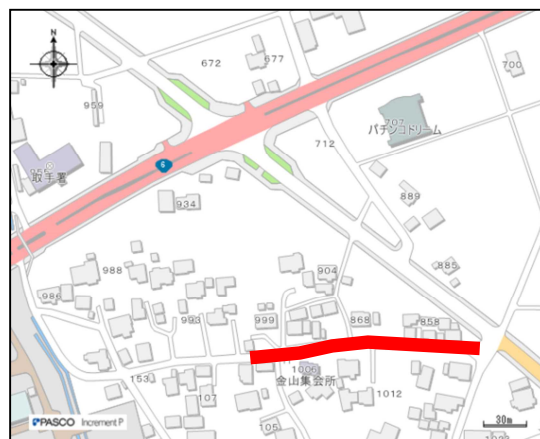
(単位：円)

事業名	事業費	事業内容
2528 東四丁目 (市道 4166 号線他)	20,000,000	市道改良工事 L=250m 20,000,000
2530 桑原 (市道 4042 号線)	50,873,000	市道改良工事 L=200m 50,873,000
2532 井野台一丁目 (市道 4113 号線他)	71,500,000	市道改良工事 L=275m 71,500,000

2528 東四丁目 (市道 4166 号線他)



2530 桑原 (市道 4042 号線)



2532 井野台一丁目 (市道 4113 号線他)



3 都市計画費 1 都市計画総務費

[担当：都市計画課] P.199

0801 桑原地区整備推進に要する経費 44,371,000円(41,412,000円)

[一財 44,371,000円]

○ 目的

桑原地区において組合施行の土地区画整理事業による大規模な商業・業務施設を核とした新市街地を創出し、市の求心力を高めることで、市民生活環境の向上だけではなく、雇用の創出や若者世代の定住化を促進し、まちの活力を高めていくことを目的として、準備組合・事業協力者と協働して、土地区画整理事業の事業化に向けた国や県等との関係機関協議を進めるとともに、桑原地区土地区画整理準備組合に対する事業化支援を行う。

○ 内容

土地区画整理事業の早期事業化を実現するため、準備組合が行う都市計画手続き及び事業認可図書の作成に対して助成を行い、事業化検討や関係機関協議を支援する。あわせて、準備組合の行う会議開催などの運営を支援するとともに、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援する。

桑原地区土地区画整理事業補助金	44,363,000円
その他の経費	8,000円

[担当：都市計画課] P.200

2501 都市交通政策の推進に要する経費 126,250,000円(121,243,000円)

[その他 3,650,000円 一財 122,600,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,650,000円]

○ 目的

市民の日常の移動手段を確保する観点から、コミュニティバスの運行や民間路線バスへの支援を通じて、市内公共交通網の維持・整備を図る。

○ 内容

コミュニティバスは、市内7路線を低床で高齢者等が乗り降りしやすい7台の車両で運行し、その運行経費と運賃等の差額分を運行事業者に補償する。

民間路線バスについては、バス運行事業者に対し、公共公益施設へのアクセスを確保するため、取手駅西口からグリーンスポーツセンターを經由し戸頭駅を結ぶ路線の運行経費の一部を補助する。あわせて、取手駅や藤代駅を発着として複数市間を運行する広域的・幹線的路線の維持を図るため、国、県及び沿線市と経費の一部を負担する。

コミュニティバス運行経費補償金	116,151,000円
路線バス運行事業補助金	7,300,000円

路線バス運行事業負担金	2,390,000 円
その他の経費	409,000 円

[担当：都市計画課] P.200

2601 交通バリアフリー推進に要する経費 281,666,000 円 (106,666,000 円)

[地方債 267,500,000 円 その他 14,166,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 281,666,000 円×95%≒267,500,000 円]

[繰入金：地域福祉基金繰入金 14,166,000 円]

○ 目的

JR 取手駅利用者の利便性の向上や高齢者・障害者等の移動の円滑化を図るため、取手市公共交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱に基づき、JR 取手駅構内のバリアフリー化設備の整備に係る費用について、事業者に対し補助を行う。

○ 内容

JR 東日本が実施する JR 取手駅東口構内エレベーター及びホームドア整備工事に対して、補助対象経費の 3 分の 1 を限度額として補助金を交付する。

取手駅構内エレベーター整備事業補助金 161,666,000 円

取手駅構内ホームドア整備事業補助金 120,000,000 円

3 都市計画費 2 建築指導費

[担当：建築指導課] P.202

2101 木造住宅耐震事業に要する経費 2,413,000 円 (2,413,000 円)

[国・県 1,776,000 円 一財 637,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分）1,206,000 円]

[県補：木造住宅耐震化支援事業費補助金 570,000 円]

○ 目的

木造住宅の耐震診断を実施することで、安全性に関する知識の普及・向上を図る。また、耐震改修等に対して補助をすることにより改修を促進させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とする。

○ 内容

木造の一戸建て住宅で昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された等、条件のいずれにも該当する建築物に対して耐震診断士を派遣し、無料耐震診断を行う。また、耐震診断の「上部構造評点」が 1.0 未満の住宅等、条件のいずれにも該当する建築物の耐震改修設計と耐震改修工事の両方を行う場合に費用の一部を補助する。

本年度の木造耐震診断件数及び補強工事に対する補助予定件数は次のとおり。

名 称	件 数	金 額
木造住宅耐震診断委託料	5 件	412,500 円
木造住宅耐震補強補助金	2 件	2,000,000 円
計	7 件	2,412,500 円

木造住宅耐震診断委託料の金額算定は次のとおり。

$$\text{委託料} = 75,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 件} \times 1.10$$

木造住宅耐震補強補助金の金額算定は次のとおり。

$$\text{補助金} = \text{限度額 } 1,000,000 \text{ 円} \text{ 又は耐震改修（建て替え）工事費の } 4/5 \text{ のいずれか低い額} \times 2 \text{ 件}$$

[担当：建築指導課] P.203

2301 大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費 11,807,000 円 新規

[国・県 9,838,000 円 一財 1,969,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業分）

5,903,000 円]

[県補：大規模建築物等耐震化支援事業補助金 3,935,000 円]

○ 目的

広域の緊急輸送道路（直轄国道等）の沿線の建築物が大地震により倒壊してしまうと、通行障害が発生してしまうため、その沿線の耐震性が不十分な建築物の耐震化を促進することを目的とする。

○ 内容

令和4年3月に茨城県耐震改修促進計画が改定され、新たに耐震診断義務付けの対象となる道路が位置付けられた。その沿線の対象建築物の所有者が耐震診断を行う場合に、耐震診断費用の一部を補助する。

3 都市計画費 4 街路事業費

[担当：道路建設課] P.205

2201 都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線に要する経費

50,143,000 円 (30,000,000 円)

[国・県 27,500,000 円 地方債 21,400,000 円 一財 1,243,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）50,040,000円×55%≒27,500,000円]

[市債：合併特例債（50,128,000円－27,500,000円）×95%≒21,400,000円]

○ 目的

本路線は、近隣から北浦川緑地へのアクセス道路として位置づけられており、北浦川緑地の整備事業（茨城県事業）と一体的に整備を進めている路線である。

○ 内容

・印紙代	N=2枚	15,000円
・不動産鑑定評価業務	N=1式	88,000円
・用地代	A=720㎡	10,000,000円
・物件移転補償費	N=1式	40,000,000円
・損失補償費	N=1式	40,000円

2201 都市計画道路 3・5・23号北敷・沼附線



3 都市計画費 5 都市排水費

[担当：排水対策課] P.206

2001 排水路の維持管理に要する経費 61,756,000円 (54,062,000円)

[その他 898,000円 一財 60,858,000円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 870,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 28,000円]

○ 目的

市内の都市排水施設の維持管理及び排水路の清掃を行い、道路冠水・家屋浸水被害を緩和する。

○ 内容

市内の雨水排水ポンプ施設点検や排水路・調整池の維持管理を実施する。

委託料	調整池清掃	3,105,000 円
	排水路清掃	13,581,000 円
	排水用ポンプアップ施設点検 36 箇所 64 台分	7,743,000 円

[担当：排水対策課] P.207

2101 樋管の維持管理に要する経費 16,506,000 円 (120,892,000 円)

[国・県 1,655,000 円 一財 14,851,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：樋管管理業務受託収入 1,655,000 円]

○ 目的

利根川、小貝川への都市排水放流口である樋管の維持管理を行う。これにより、市内を水害から守る。

○ 内容

樋管及び排水機場の維持管理は業者に委託し、樋管の操作は地元の各消防団と樋管近隣住民の方に依頼する。

委託料	排水機場浚渫（中谷津）	2,585,000 円
	排水機場施設点検 4 機場 8 樋管分	4,572,000 円

3 都市計画費 6 公共下水道事業費

[担当：排水対策課] P.208

2001 取手地方広域下水道組合負担金 1,640,000,000 円 (1,610,000,000 円)

[一財 1,640,000,000 円]

○ 目的

生活汚水の排除処理及びトイレの水洗化による公共水域の水質保全や住環境の改善を図る。また、下水道施設の建設改良を図る。

○ 内容

負担金 1,531,000,000 円

雨水処理に要する経費に対する負担金	96,286,000 円
分流式下水道に要する経費等に対する補助金	1,349,714,000 円
企業債の元金償還等に対する補助金	85,000,000 円

出資金 109,000,000 円

下水道施設の建設改良費に対する出資金	109,000,000 円
--------------------	---------------

3 都市計画費 7 公園緑地費

[担当：水とみどりの課] P. 211

2701 公園維持管理に要する経費 188,868,000 円 (191,626,000 円)

[国・県 27,247,000 円 地方債 24,500,000 円 その他 64,432,000 円

一財 72,689,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化対策支援事業分）

54,494,000 円×50%=27,247,000 円]

[市債：都市公園整備事業債（54,494,000 円－27,247,000 円）×90%≒24,500,000 円]

[使用料：公園施設使用料 8,035,000 円]

[使用料：公園施設占用料 405,000 円]

[使用料：公園敷地使用料 11,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 5,907,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 49,060,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 99,000 円]

[諸収入：資源物売却代 246,000 円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 590,000 円]

[諸収入：自動販売機電気料 79,000 円]

○ 目的

市内の公園が、子どもたちや高齢者をはじめとして、すべての市民が安全・安心かつ快適に利用できるように、遊具をはじめとする公園施設の点検を行い、市民との協働を取り入れつつ、計画的な維持管理に取り組む。

○ 内容

・樹木の剪定、除草、芝刈り、トイレの清掃、遊具や浄化槽などの施設点検、駐車場や有料施設の管理、修繕などを行う。

・都市公園長寿命化対策工事として、取手市都市公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の公園施設の更新工事を実施する。

委託料

・公園管理委託料

(内訳)

取手緑地運動公園内 除草、中低木の刈込	9,900,000 円
高井城址公園ほか 35 公園 芝刈り、除草、中低木の刈込	7,480,000 円
相野谷親水公園ほか 14 公園 除草、中低木の刈込	7,810,000 円
とがしら公園、宮ノ前ふれあい公園 清掃、芝刈り、除草	7,006,000 円

公園美化業務市内公園 79 箇所 除草	6,353,000 円
公園管理及びトイレ清掃業務	
向原公園ほか 11 箇所 鍵の開閉、トイレ清掃、巡視清掃	7,647,000 円
ゆめみ野公園ほか 4 公園 芝刈り、除草、中低木の刈込、トイレ清掃	4,636,000 円
小貝川リバーサイドパーク 芝刈り、除草、中低木の刈込、花壇管理	5,830,000 円
中内大塚線緑道ほか 5 箇所 除草、中低木の刈込	6,908,000 円
水と緑と祭りの広場ほか 2 公園 除草、中低木の刈込	3,432,000 円
自治会公園管理業務市内公園 37 箇所 自治会への除草委託	5,620,000 円
公園遊具定期点検 156 公園 計 474 基	3,256,000 円
・草枝処分委託料	5,000,000 円
使用料及び賃借料	
・公園管理用機械借上料 高所作業車、油圧ショベル等	600,000 円
・公園敷地借上料 7 公園	2,288,000 円
工事請負費	
・都市公園施設長寿命化対策工事 24 公園	54,494,000 円

【担当：水とみどりの課】 P. 212

3301 水辺利用推進に要する経費 2,241,000 円 (2,382,000 円)

[一財 2,241,000 円]

○ 目的

利根川及び小貝川河川敷の水辺でイベント等を開催し、河川愛護・河川美化への市民意識の高揚と水辺利用の推進を図る。

○ 内容

「とりで利根川河川まつり」・「利根川レンタサイクル事業」により利根川及び小貝川河川敷の利用促進、市民の交流、利根川上下流地域との交流を図る。

・とりで利根川河川まつり委託料 1,000,000 円

10 月第 1 日曜日に取手緑地運動公園を会場に行う「第 24 回とりで利根川河川まつり」実施業務を委託する。

・レンタサイクル管理業務委託料 738,000 円

4 月 1 日から 11 月 30 日、3 月 20 日から 3 月 31 日までの土・日・祝日の午前 9 時から午後 4 時までの貸出し業務を委託する。

[担当：水とみどりの課] P. 213

3401 小堀の渡し運航に要する経費 16,233,000円(18,291,000円)

[その他 10,720,000円 一財 5,513,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：渡船使用料 500,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 10,220,000円]

○ 目的

小堀の渡しは、河川敷を訪れる誰もが利用できる貴重な観光資源である。利根川の景色を楽しむ自然を体感する機会を提供することを目的とし運航する。

○ 内容

小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい栈橋の3箇所の船着場を循環する形で渡船を運航する。料金は、一航路につき200円(小学生は半額)とし、小堀地区住民や障がい者、乳幼児は無料とする。

・小堀の渡し運航業務委託料 14,724,000円

小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい栈橋の3箇所の船着場を循環する形で1日7便運航する。毎週水曜日及び年末年始は運休する。

観光船としての渡船事業を市内外にPRして、集客を図る。

・「とりで3号」船体補修及び塗装、エンジン点検整備 1,061,000円

渡船の定期検査実施に伴い、今後も安全な渡船事業を継続するためにエンジン及び船体の点検整備、塗装等を実施する。

[担当：水とみどりの課] P. 213

3501 舟運交流推進に要する経費 530,000円(530,000円)

[一財 530,000円]

○ 目的

利根川下流域19市町村により、「利根川舟運・地域づくり協議会」を組織し、舟運を通じて水面・空間の利用促進、沿川の交流・連携を行う「利根川舟運による地域活性化事業」の実施により沿川市町村相互の地域活性化を図る。

○ 内容

利根川舟運による地域活性化事業を実施し、観光資源や地域特産品の紹介等による地域の交流・連携を促進する。

舟運交流推進事業委託料 496,000円

利根川舟運事業実施に係る舟運ツアー催行時のバスや船の運航を委託する。

[担当：水とみどりの課] P. 214

3801 北浦川緑地管理に要する経費 23,450,000円(23,391,000円)

[国・県 10,914,000円 その他 1,916,000円 一財 10,620,000円]

* 特財積算根拠

[県委：北浦川緑地管理委託金 10,914,000円]

[使用料：公園施設使用料 1,000,000円]

[使用料：公園敷地使用料 7,000円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 836,000円]

[諸収入：自動販売機電気料 73,000円]

○ 目的

北浦川緑地を適正に維持管理し、利用者の利便性の向上を図る。

○ 内容

公園内の樹木の剪定・草刈り・清掃及びサッカー場(人工芝)の維持管理を行う。

委託料	北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託	3,647,000円
	北浦川緑地植栽管理業務委託	17,655,000円
	北浦川緑地浄化槽保守点検及び清掃業務委託	453,000円
	北浦川緑地遊具定期点検業務委託	170,000円

4 住宅費 1 住宅管理費

[担当：管理課] P. 215

2001 市営住宅管理に要する経費 24,218,000円(21,183,000円)

[その他 20,465,000円 一財 3,753,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：住宅使用料 20,465,000円]

○ 目的

住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 住宅概要

(R5.1.31現在)

管理戸数	利用戸数	空家戸数	政策空家戸数
271戸	158戸	11戸	102戸

※政策空家とは、市営住宅の老朽化が著しい住宅、入居に適さない住宅で政策的に入居募集を停止した住宅のこと。

住宅名	構造・階数	建設年次	住戸面積	管理戸数	家賃(円/月)
南住宅	木造・1階	昭和40年	31.6 m ²	4戸	4,100円～6,100円
第二南住宅	PC造・1階	昭和41年	31.4 m ² (36.5 m ²)	16戸	6,500円～7,300円
野々井住宅	PC造・1階	昭和42年	31.4 m ² (36.5 m ²)	20戸	7,500円～12,400円
第二野々井住宅	PC造・1階	昭和43年	31.4 m ²	15戸	7,500円～11,200円
西方住宅	PC造・1階	昭和43年	36.5 m ²	25戸	8,200円～12,400円
大利根住宅	PC造・2階	昭和44～46年	39.5 m ² (42.7 m ²)	121戸	10,100円～11,400円
駒場住宅	PC造・2階	昭和47年	42.7 m ²	14戸	14,800円～20,200円
駒場住宅A棟	PC造・4階	昭和48年	46.6 m ²	32戸	14,300円～21,300円
駒場住宅B棟	PC造・4階	昭和49年	46.6 m ²	24戸	14,500円～21,600円

修繕料 6,700,000円

住宅修繕(玄関ドア修繕、壁クロス張り替え、床板張り替え、水回り修繕等)

火災保険料 239,000円

(加入物件:9団地271戸、1集会所)

委託料 1,341,000円

・高架水槽清掃委託 158,000円

(駒場住宅A・B棟:高架水槽2基・受水槽1基)

・住宅空地等草刈業務委託 1,040,000円

(大利根住宅法面:A=820 m²、西方住宅法面:A=410 m²、その他:A=14,120 m²)

・汚水雨水管清掃委託 143,000円

(第二南住宅敷地内側溝:L=29.4m)

使用料及び賃借料 15,632,000円

住宅敷地借上料(市営住宅9団地ほか:A=40,869.10 m²) 15,527,000円

[担当:都市計画課] P.216

2301 定住化促進住宅政策に要する経費 40,037,000円(33,401,000円)

[国・県 18,000,000円 一財 22,037,000円]

* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分)]

40,000,000円×45%=18,000,000円]

○ 目的

急速に進展する少子高齢化に対し、まちの活力を創出し、持続可能なまちづくりを進めるため、子育て世代等の市内定住化を促進し、併せて魅力ある住環境の整備を図る。

○ 内容

良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーションに対する補助、シニア世代の持家を活かした子育て世代への家賃補助等を行う。

定住化促進住宅補助金		40,000,000 円
住宅取得補助金	450,000 円×78 戸＝	35,100,000 円
住宅リノベーション補助金	300,000 円×13 戸＝	3,900,000 円
シニア層の持家活用による住み替え支援補助金		
	200,000 円× 5 戸＝	1,000,000 円
その他の経費		37,000 円

8 消防費

1 消防費 1 常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 218

0501 消防総務事務に要する経費 21,394,000 円 (19,908,000 円)

[その他 430,000 円 一財 20,964,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：危険物許認可手数料 429,000 円]

[手数料：コピー手数料 1,000 円]

○ 目的

消防を取り巻く環境の変化に適正かつ迅速に対応し、各種災害による被害の軽減及び地域住民の多様化するニーズに応えるため、消防活動能力の向上、消防体制の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 自動体外式除細動器リース料 2,670,000 円
市内の公共施設、小・中学校、コンビニエンスストアなどに 104 台を設置する。
- ・ 防火衣リース料 6,362,000 円
消防活動のため、157 着を消防職員に貸与する。
- ・ 消防用備品 1,988,000 円
消防用備品は、水難救助資機材、墜落防止器具、特殊災害用器具、救助訓練用安全マット、軽量ボンベを整備する。

[担当：消防本部 総務課] P. 221

2301 消防自動車等の維持管理に要する経費 55,950,000 円 (15,594,000 円)

[その他 37,620,000 円 一財 18,330,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 37,620,000 円]

○ 目的

火災及び救助などの災害時に出動する消防自動車等が、十分な能力を発揮できるよう適切な維持管理を行う。

○ 内容

- ・ 修繕料
梯子（はしご）車保守点検 41,800,000 円
長期間にわたって梯子車の安全性や性能を維持するためにオーバーホールを行う。

1 消防費 2 救急業務費

[担当：消防本部 警防課] P. 223

0501 救急業務に要する経費 6,880,000円(6,444,000円)

[一財 6,880,000円]

○ 目的

救急需要の増加及び救急業務の高度化に対応するため、救急資機材の適正な供給や維持管理を図る。

○ 内容

- ・ 救急消耗品費 2,900,000円
- ・ 医薬材料費 2,754,000円
- ・ 救急隊員感染防止予防接種業務委託料 115,000円

救急活動に必要な消耗品や医薬材料等の充実を図り、救命率の向上や搬送体制の強化、救急業務の高度化に対応するとともに、市民等への応急手当の普及促進など、救急業務の更なる充実強化に取り組む。

1 消防費 3 非常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 224

2001 消防団員に要する経費 48,063,000円(47,696,000円)

[その他 12,121,000円 一財 35,942,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：消防団員退職報償金受入金 12,000,000円]

[諸収入：消防団福祉共済返戻金 121,000円]

○ 目的

地域防災力の中核である消防団員の活動環境の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 消防団員報酬(508人) 20,639,000円
- ・ 消防団員退職報償金(50人) 12,000,000円
- ・ 消防団員退職報償負担金(552人) 10,599,000円
- ・ 消耗品費(団員用被服)(30人) 1,179,000円
- ・ 消防団員準中型免許取得助成金(3人) 300,000円

消防団員の処遇である報酬及び退職報償金や運転免許制度改正に伴う準中型運転免許取得費用に係る助成を実施し、団員(機関員)の確保を行う。

[担当：消防本部 総務課] P. 224

2101 消防団の運営に要する経費 43,604,000円(64,313,000円)

[国・県 748,000円 地方債 20,400,000円 その他 2,505,000円 一財 19,951,000円]

* 特財積算根拠

[国補：消防団設備整備費補助金 2,244,000円 $\times 1/3=748,000$ 円]

[市債：消防防災設備整備事業債 21,565,000円 $\times 1/2 \times 100\% \doteq 10,700,000$ 円]

[市債：消防防災設備整備事業債 (21,565,000円 $-10,700,000$ 円) $\times 90\% \doteq 9,700,000$ 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,505,000円]

○ 目的

消防団活動の適正な運営のため、施設装備の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 消防団員出場報酬 4,530,000円
火災や各種訓練等に伴う出場報酬を確保する。
- ・ 消防団運営交付金(分団・団幹部) 5,968,000円
各分団の運営資金を確保する。
- ・ 消防ポンプ自動車 21,565,000円
消防団運営の維持、活性化及び活動能力向上のため、第4分団(東1丁目から2丁目(片町))の車両を更新する。
- ・ 消防団用排水ポンプ 2,244,000円
異常気象により同時多発的に発生する内水災害の際、迅速に地域住民の人命救助に対応するため、消防団の装備の基準に基づき、排水ポンプを配備する。

1 消防費 4 消防施設費

[担当：消防本部 警防課] P. 226

2201 消防施設の整備に要する経費 74,819,000円(63,462,000円)

[国・県 16,442,000円 地方債 52,500,000円 その他 5,877,000円]

* 特財積算根拠

[国補：緊急消防援助隊設備整備補助金 32,885,000円 $\times 1/2 \doteq 16,442,000$ 円]

[市債：消防防災設備整備事業債 (74,819,000円 $-16,442,000$ 円) $\times 90\% \doteq 52,500,000$ 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,877,000円]

○ 目的

水槽付消防自動車を更新し、消防体制の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 水槽付消防自動車 74,819,000円
櫛木消防署に配備されている平成12年式水槽付消防自動車を更新する。

9 教育費

1 教育総務費 2 事務局費

[担当：学務課] P. 230

2201 通学送迎に要する経費 20,194,000円 (20,406,000円)

[その他 7,310,000円 一財 12,884,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 7,310,000円]

○ 目的

遠距離通学となる児童・生徒の安全な通学手段を確保する。

○ 内容

通学送迎委託料 18,377,000円

・取手小学校・取手第一中学校（小堀地区）	6,160,000円
・取手東小学校（小文間地区）	7,920,000円
・永山小学校（市之代／貝塚地区）	3,465,000円
・桜が丘小学校（大留地区）	832,000円

[担当：学務課] P. 231

2301 教育情報機器整備に要する経費 234,168,000円 (162,069,000円)

[国・県 2,361,000円 その他 14,010,000円 一財 217,797,000円]

* 特財積算根拠

[国補：公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 2,361,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 14,010,000円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した校務処理を行うために、教育情報ネットワークを構築し、教育委員会と小中学校の事務の効率化を図る。また、GIGAスクール構想実現のためにネットワーク環境管理やICT授業支援を行う。

○ 内容

教育委員会と学校が情報を共有する教育情報ネットワークを構築し、ICTを活用した教育活動の推進及び校務事務の効率化並びに個人情報の保護を図る経費である。

・ICT活用教育支援スタッフ業務委託料	28,031,000円
・教育センターシステムクラウド運用管理委託料	7,887,000円
・教育センターシステムクラウド使用料	67,078,000円
・校務支援システム使用料	8,752,000円
・教職員用パソコン使用料	42,743,000円
・指導者用タブレットパソコン使用料	14,577,000円
・教育支援ソフトライセンス使用料	30,455,000円

1 教育総務費 3 育英事業費

[担当：教育総務課] P. 232

2101 奨学生貸付金 3,240,000 円 (3,240,000 円)

[その他 2,650,000 円 一財 590,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：奨学金貸付金元利収入 2,650,000 円 償還者数：15 名]

○ 目的

市民の教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず、経済的に修学が困難な大学生・短大生に奨学金を貸付けし、有為な人材を育成する。

○ 内容

・新規分 3 人 (国・公立 30,000 円/月 私立 40,000 円/月)

・貸付中 4 人 (私立 4 人)

合 計 7 人

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯についても、要件を満たす場合は貸付けの対象とし、随時受け付ける救済措置を行う。

1 教育総務費 4 教育研究指導費

[担当：指導課] P. 232

0501 教育振興に要する経費 70,726,000 円 (72,120,000 円)

[国・県 275,000 円 その他 33,269,000 円 一財 37,182,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：原子力・エネルギー教育支援事業補助金 275,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 33,260,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

国際化、情報化、科学技術の飛躍的な発展の中で、変化の激しい社会に対応できる児童生徒の育成が必要である。基礎的・基本的な内容を確実に身につけ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことができるよう、教育の充実を図る。

○ 内容

・英語指導助手業務委託料 66,528,000 円

小中学校における ALT の活用により、生きた外国語や外国文化・生活にふれ、外国語に対する理解を深める機会を児童生徒に提供することによって、外国語によるコミュニケーション能力の育成や国際感覚等の養成を図るため、引き続き令和 5 年度から 2 か年契約で英語指導助手 (ALT) 14 人 (中学校 6 人、小学校 8 人配置) を民間専門業者に委託する。

・学校教育指導員報酬 1,804,000 円

学校への訪問指導や研修会の量的・質的な向上を目指すため、学校教育に対する識見がある者に、適切な指導助言を行ってもらえるよう人材を雇用する。

・地域人材活用事業講師謝礼 600,000 円

地域人材として登録していただき授業を行った講師への謝礼。

- ・理科教育用教材購入 275,000 円
原子力・エネルギー教育における理科教育用備品の購入を行う。

[担当：指導課] P. 235

2401 教育相談に要する経費 37,294,000 円 (34,462,000 円)

[その他 52,000 円 一財 37,242,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 52,000 円]

○ 目的

取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言を踏まえ、令和2年4月より(1) 全員担任制(小学校はチーム指導)、(2) 教育相談部会システムの導入、(3) 2学期制の導入からなる取手市の新しい学校教育3つの取組を開始した。

スクールカウンセラー・スーパーバイザーと学校連携支援員が、各学校の教育相談部会に参加し、児童生徒の悩みや困りごとに学校がチームで支援できるようサポートするとともに、学校教育相談員やスクールソーシャルワーカーの専門職により、より適切な支援を行う。

○ 内容

- ・報酬 14,232,000 円
学校連携支援員、学校教育相談員、スクールソーシャルワーカー、いじめ問題専門委員会委員報酬。
- ・子どもと親の相談員謝礼 4,264,000 円
小学校14校、中学校6校に配置し、児童生徒及び保護者の悩みや困りごとの相談を受ける有償ボランティアの謝礼。
- ・教育資質・能力向上研修講師謝礼 640,000 円
教職員の資質向上を図るための講師謝礼。
- ・スクールロイヤー委託料 1,100,000 円
SNSでのトラブルなど、学校現場における事案の対応について法的な観点での相談助言を行う業務を委託する。
- ・スクールカウンセラー・スーパーバイザー支援業務委託料 9,761,000 円
教育相談部会における助言指導や教育総合支援センターでの相談業務を委託する。
- ・Q-Uテスト実施業務委託料 3,063,000 円
年2回、小学校4・5年生及び中学校1・2年生を対象に、学級集団の情報を分析・評価するための学級集団アセスメントアンケートを行う業務を委託する。
- ・いじめ防止アプリ使用料 726,000 円
いじめの早期発見や悩み事の相談窓口として、タブレットやスマートフォンを活用したアプリの使用料。

[担当：指導課] P. 236

2501 特色ある新しい学校教育の推進に要する経費 5,129,000 円 (4,932,000 円)

[その他 3,450,000 円 一財 1,679,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,450,000 円]

○ 目的

取手市立山王小学校は令和3年度より小規模特認校へ移行し、専門家や地域等の多様な人材とともに、「創造する力」・「表現する力」を育てる特色ある学校プログラムを実施する。

○ 内容

- ・印刷製本費 198,000 円

オープンキャンパス等を周知するための案内チラシを作成する。

- ・アーティストと児童の交流事業委託料 4,931,000 円

[となりのスタジオ]

外国籍のアーティストが学校に短期滞在し、スタジオを開設する。子どもたちは英語の授業で習得した知識と経験を活用して、日本とは異なる文化的背景をもったアーティストと対話をしたり、一緒に作業をしたりすることをおして、多様な文化、創造のプロセスを体験する。

[大地からはじまること]

自分たちの生活の周りに、当たり前にある自然環境から、自分たちの手でものを生み出していくことができることを体感する、年間をおして取り組むプログラム。校庭や学校周辺の土を採取すること、土を練ること、土器を作陶すること、薪を割ること、野焼き（焼成）することなどをおして、教科等で得た知識を体験活動に生かす。

また、体験活動をおして生じる疑問や課題について改めて教科等の中で探求するような教科と体験活動との間の循環を創出するとともに、社会を理解する多様な視点や価値観への気づきを促す。プログラム設計に当たっては、異学年による取組、教職員、保護者、地域の方々との協働が生まれる運営設計を行う。

[担当：指導課] P.237

4201 日本語指導員に要する経費 2,591,000 円 (2,506,000 円)

[一財 2,591,000 円]

○ 目的

小中学校に在籍する外国人児童生徒等の学校生活を支援するため、日本語指導員を配置する。

○ 内容

会計年度任用職員報酬 6人 2,431,000 円

- (1) 学校での日本語指導への協力
- (2) 教科書・指導資料等の翻訳
- (3) 学校での保護者との通訳等

[担当：指導課] P.238

5001 外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費 21,170,000 円

(22,260,000 円)

[その他 10,580,000 円 一財 10,590,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 10,580,000円]

○ 目的

小学校及び中学校の水泳学習を外部施設の屋内プールを活用し、夏季以外でも水泳学習を行うことにより、計画的・効率的に学習を進め、水泳授業の充実を図る。

○ 内容

市内小学校12校及び中学校6校では、取手グリーンスポーツセンター、民間プールに加えて、令和5年度から取手聖徳女子高等学校のプールも活用して、水泳学習を行う。児童生徒の移動は、安全面を配慮し借り上げバスを利用する。

・水泳学習業務委託料（小学校12校）	10,256,400円
・水泳学習業務委託料（中学校6校）	673,200円
・バス借上料（小学校）	8,540,000円
・バス借上料（中学校）	1,700,000円

[担当：指導課] P.238

5301 土曜日学習支援事業に要する経費 507,000円（506,000円）

[国・県 338,000円 一財 169,000円]

＊ 特財積算根拠

[県補：地域の教育支援体制等構築事業費補助金 338,000円]

○ 目的

土曜日に、児童に学習の機会と場所を提供し、自ら進んで学習する習慣を身につけるとともに、学力向上を図る。

○ 内容

取手市内の小学校高学年を対象に、児童が持参した学校の課題や教材等で自主学習を行う場所を、福祉会館・永山小コミュニティスペース・藤代庁舎の3会場に設ける。学習を支援する人材として、退職教員や教員志望の学生、高校生ボランティアを活用する。

・土曜日学習支援員謝礼	432,000円
-------------	----------

2 小学校費 1 学校管理費

[担当：学務課] P.240

2001 小学校管理に要する経費 282,887,000円（245,113,000円）

[その他 12,220,000円 一財 270,667,000円]

＊ 特財積算根拠

[使用料：学校開放小学校体育館使用料 1,280,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 10,790,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 150,000円]

○ 目的

教育環境の充実を図り、児童の学習意欲を向上させ「確かな学力」へとつなげる。

○ 内容

・小学校にTT（ティームティーチング）講師を配置し、課題別学習や多様な学習、個々に応じた学習を行い、児童の基礎学力の定着を図る。	5,604,000円
--	------------

- ・ 支援が必要な児童が在籍する小学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。 75,498,000 円
- ・ 学校司書を全小学校に配置し、学校図書室の整備を図る。 14,498,000 円
- ・ 備品購入（学習机・椅子等） 4,856,000 円

[担当：保健給食課] P. 242

2201 小学校保健衛生に要する経費 27,822,000 円 (27,851,000 円)

[国・県 30,000 円 その他 1,751,000 円 一財 26,041,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助金 30,000 円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金

460 円 × (4,286 - 479) 人 ÷ 1,751,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づく児童の定期健康診断及び労働安全衛生法に基づく教職員の定期健康診断を実施することにより、児童及び教職員の健康保持増進を図る。

○ 内容

主な経費は、児童及び教職員の定期健康診断を実施するための学校医等の報酬及び検診委託料（心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等）である。

- ・ 学校医等報酬 13,687,000 円
- ・ 児童・教職員集団検診委託料 4,921,000 円
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策児童健康診断等用消耗品 1,867,000 円

2 小学校費 2 教育振興費

[担当：学務課] P. 244

2301 要保護・準要保護児童就学奨励費 48,623,000 円 (49,116,000 円)

[国・県 3,900,000 円 一財 44,723,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：要保護児童就学奨励費補助金 168,080 円 × 1/2 ÷ 84,000 円]

[国補：特別支援教育就学奨励費補助金 7,633,010 円 × 1/2 ÷ 3,816,000 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上に寄与する。

○ 内容

給食費、学用品費、入学準備金・新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。入学準備金は、入学時に必要な学用品費を入学前に支給する。

- ・ 要保護児童数 17 人
- ・ 準要保護児童数 482 人
- ・ 入学準備金支給対象人数 80 人

2 小学校費 3 学校建設費

[担当：教育総務課] P. 245

2213 小学校建設事業に要する経費（高井小学校） 24,000,000 円 新規

[地方債 18,000,000 円 その他 6,000,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：小学校施設整備事業債 24,000,000 円×75%=18,000,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 6,000,000 円]

○ 目的

ゆめみ野地区の人口増加により高井小学校の児童数が急増していることに加え、法改正による 40 人学級から 35 人学級への変更に伴い、令和 7 年度以降の普通教室数が不足すると見込まれるため、校舎増築工事の実施設計業務委託を行い、令和 6 年度の着工に向けて準備を進める。

○ 内容

・委託料 校舎増築工事实施設計業務委託 24,000,000 円

2 小学校費 4 学校給食費

[担当：保健給食課] P. 246

2001 給食運営に要する経費 325,811,000 円（324,359,000 円）

[その他 174,570,000 円 一財 151,241,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,000,000 円]

[諸収入：小学校給食代自校分 173,517,000 円 ※児童月額 4,570 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 53,000 円]

○ 目的

児童に安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図るとともに、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、学校給食の食材費に当たる賄材料費と学校給食調理業務委託料である。

・賄材料費 173,517,000 円

・学校給食調理業務委託料 120,712,000 円

7 校分（取手小、白山小、寺原小、永山小、取手西小、戸頭小、高井小）

3 中学校費 1 学校管理費

[担当：学務課] P. 248

2001 中学校管理に要する経費 95,064,000 円（72,232,000 円）

[その他 7,092,000 円 一財 87,972,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：学校開放中学校体育館使用料 600,000 円]

[使用料：学校開放中学校武道場使用料 108,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 6,330,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 54,000 円]

○ 目的

教育環境の充実を図り、生徒の学習意欲を向上させ「確かな学力」へとつなげる。

○ 内容

- ・ 支援が必要な生徒が在籍する中学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。
2,517,000 円
- ・ 学校司書を全中学校に配置し、学校図書室の整備を図る。
6,218,000 円
- ・ 備品購入（学習机・椅子等）
4,017,000 円

[担当：保健給食課] P. 250

2201 中学校保健衛生に要する経費 14,806,000 円 (14,744,000 円)

[国・県 18,000 円 その他 910,000 円 一財 13,878,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助金 18,000 円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金

460 円 × (2,263 - 285) 人 ≒ 910,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づく生徒の定期健康診断及び労働安全衛生法に基づく教職員の定期健康診断を実施することにより、生徒及び教職員の健康保持増進を図る。

○ 内容

主な経費は、生徒及び教職員の定期健康診断を実施するための学校医等の報酬及び検診委託料（心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等）である。

- ・ 学校医等報酬 6,175,000 円
- ・ 生徒・教職員集団検診委託料 4,209,000 円
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策生徒健康診断等用消耗品 635,000 円

3 中学校費 2 教育振興費

[担当：学務課] P. 252

2301 要保護・準要保護生徒就学奨励費 45,968,000 円 (45,058,000 円)

[国・県 3,015,000 円 一財 42,953,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：要保護生徒就学援助費補助金 318,500 円 × 1/2 ≒ 159,000 円]

[国補：特別支援教育就学奨励費補助金 5,712,920 円 × 1/2 ≒ 2,856,000 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上に寄与する。

○ 内容

給食費、学用品費、入学準備金・新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。入学準備金は、入学時に必要な学用品費を入学前に支給する。

- ・ 要保護生徒数 18 人
- ・ 準要保護生徒数 291 人

- ・入学準備金支給対象人数 94人

[担当：指導課] P. 252

2401 中学校部活動指導員配置事業に要する経費 3,491,000円(4,519,000円)

[国・県 2,316,000円 その他 5,000円 一財 1,170,000円]

* 特財積算根拠

[国補：中学校部活動指導員配置事業費補助金 1,158,000円]

[県補：中学校部活動指導員配置事業費補助金 1,158,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000円]

○ 目的

専門的技術の高い外部指導者を任用し、持続可能な部活動の運営と生徒の競技力向上を目指す。

○ 内容

市内6中学校に2人ずつの部活動指導員を配置し、生徒が専門的な技術の指導を受ける機会を確保する。

・報酬：1時間1,158円×年間215時間×12人=2,987,640円

・費用弁償：338円×120日×12人=486,720円

(経費の2/3を国と県で補助)

3 中学校費 4 学校給食費

[担当：保健給食課] P. 253

2001 給食運営に要する経費 177,674,000円(175,460,000円)

[その他 97,335,000円 一財 80,339,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 720,000円]

[諸収入：中学校給食代自校分 96,597,000円 ※生徒月額 5,080円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 18,000円]

○ 目的

生徒に安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図るとともに、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、学校給食の食材費に当たる賄材料費と学校給食調理業務委託料である。

・賄材料費 96,597,000円

・学校給食調理業務委託料 66,154,000円

4校分(取手一中、取手二中、永山中、戸頭中)

4 幼稚園費 1 幼稚園管理費

[担当：保健給食課] P. 257

2101 幼稚園保健衛生に要する経費 660,000円(656,000円)

[その他 2,000円 一財 658,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 162 円×18 人≒ 2,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、園児の定期健康診断を実施することで、園児の健康保持増進を図る。

○ 内容

園児の定期健康診断を実施するための園医等の報酬及び検診委託料である。

・園医等報酬	570,000 円
・幼児検診委託料（尿検査）	6,000 円
・新型コロナウイルス感染症対策園児健康診断等用消耗品	32,000 円

5 社会教育費 1 社会教育総務費

[担当：生涯学習課] P. 260

2201 生涯学習推進に要する経費 10,616,000 円 (5,256,000 円)

[その他 900,000 円 一財 9,716,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：市民大学講座受講料 900,000 円]

○ 目的

市民一人一人が充実した心豊かな生活を送れるよう、市民の学習ニーズに応えた幅広い学習環境づくりと生涯学習情報の提供を図る。

学校運営協議会は、学校運営の基本方針を承認し、学校運営及び学校運営に必要な支援について協議を行う機関であり、地域と学校が一体となって子供を育む環境を構築することを目的とする。

○ 内容

(1) 市民大学講座

市民大学は、市民の多様なニーズに応えるため、政治・経済・歴史・文学、更に哲学・科学・健康・医療まで、専門的な知識を持っている方を講師に招き、学習機会を体系的・継続的に提供し、生涯学習の推進を図る。

(2) 出前講座

市民が「知りたい・聞きたい・学びたい」内容をメニューから選択、人材登録されているリーダーバンク登録指導者及び行政職員が講師として地域へ出向き、講座を実施することで市民の学習意欲の充足を図る。

(3) 学校運営協議会

学校運営協議会を設置することにより、地域との組織的な連携・協力体制を継続的に行うとともに、学校の基本方針の承認を通して学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して当事者意識をもち連携・協働による取組を行う。令和4年度は1校（山王小学校）で実施し、令和5年度は市校長会と協議し新たな学校運営協議会設置校について検討し実施していく。

[担当：文化芸術課] P. 261

2801 市民芸術活動の推進に要する経費 4,455,000円(4,869,000円)

[その他 2,511,000円 一財 1,944,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,250,000円]

[諸収入：宝くじ収益金市町村交付金 261,000円]

○ 目的

市民の文化芸術活動を支援する。

また、市主催の文化芸術に関する事業を推進することで、市民文化の発展に寄与する。

○ 内容

(1) 市主催事業の開催

事業名	開催月	内容
取手美術作家展	6月	身近な地元作家の作品展 委託料 900,000円(取手美術作家展) 小中学生送迎用ギャラリーツアーバス 借上料 357,000円
取手市文化祭	10・11月	市民が日頃行っている文化的活動を集約した 芸能(伎芸)、展示の発表、チャリティ販売等 委託料 ・取手市文化祭 1,000,000円(取手市文化連盟) ・取手市藤代文化祭 600,000円(取手市藤代文化協会)
取手市藤代文化祭	10・11月	
取手市民美術展	11・12月	日本画、洋画、彫刻、書、写真、工芸、デザイン部門 による一般公募作品展及び小中学校の絵画・デザイン・書の作品展
とりで スクール・ アートフェスティバル	1月	市内高等学校7校(全ての全日制高等学校)の芸術教育(美術・音楽)の作品発表会 委託料 261,000円

(2) 補助金の交付

補助金交付先団体	予算額(円)	内容
取手少年少女合唱団	80,000	運営活動費の助成
取手市文化連盟	288,000	運営活動費の助成
取手市藤代文化協会	210,000	運営活動費の助成
国際音楽の日コンサート 実行委員会	200,000	運営活動費の助成

(3) 文化振興奨励金 60,000円

市民の芸術文化の振興を図るため、取手市又は茨城県の代表として関東規模以上の芸術文化発表会やコンクール等に予選を経て参加する、18歳以下の個人又は大学を除く学校等の団体に交付する。

〔担当：文化芸術課〕 P. 261

2901 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 90,795,000円（88,836,000円）

〔一財 90,795,000円〕

○ 目的

行政の枠を越えた特色ある運営と円滑な市民会館・福祉会館の管理を行い、市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与する。

○ 内容

指定管理制度により（公財）取手市文化事業団が市民会館・福祉会館の管理運営を行う。

また、修繕に関しては、市民会館・福祉会館の緊急修繕等に対応することで利用者の安全を確保する。

主な内訳	予算額（円）	内容
修繕料	400,000	施設修繕
市民会館・福祉会館指定管理料	90,335,000	両施設の管理運営に係る指定管理

〔担当：文化芸術課〕 P. 262

3001 東京芸術大学との交流に要する経費 6,936,000円（6,694,000円）

〔その他 5,640,000円 一財 1,296,000円〕

* 特財積算根拠

〔繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,640,000円〕

〔諸収入：宝くじ収益金市町村交付金 2,000,000円〕

○ 目的

市内に東京芸術大学取手校地があるという地域性を活かし、市民と東京芸術大学との交流を深め、芸術的感性や知識を培い、文化芸術の振興を推進する。

○ 内容

事業名	内容
東京芸術大学卒業・修了作品展及び音楽学部推薦者取手市長賞	（美術部門）東京芸術大学卒業・修了作品展における優秀作品から2点 （音楽部門）東京芸術大学音楽学部推薦の優秀者から2名それぞれに取手市長賞を授与する。 ・賞賜金 2,000,000円（500,000円×4）
ふれあいコンサート	東京芸術大学音楽学部によるコンサートと市長賞受賞者による記念演奏会を年1回ずつ開催する。（藤代公民館、市民会館を予定） ・出演謝礼 240,000円 ・著作権演奏使用料 7,000円
東京芸術大学との文化交流事業委託料	市内の希望する小学校と中学校が、東京芸術大学生による美術・音楽の指導を受ける。 ・美術（小学校） 2,403,000円 ・音楽（中学校） 1,647,000円

[担当：文化芸術課] P. 263

3301 アートのあるまちづくり推進に要する経費 17,646,000円(19,121,000円)

[その他 14,090,000円 一財 3,556,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 7,590,000円]

[諸収入：取手アートプロジェクト貸付金元利収入 1,350,000円]

[諸収入：宝くじ収益金市町村交付金 131,000円]

[諸収入：井野アーティストヴィレッジ利用料 5,019,000円]

○ 目的

アートのまち取手の魅力を発信するとともに、東京芸術大学がある地理的環境を活かし、他市町村にはない多様な文化芸術によるまちづくりについて、推進を図る。

○ 内容

東京芸術大学やアート関連団体と連携し、その知識・技術・手法などを活用して、市民を交えた創作事業を実施する。

(1) 取手音楽の日事業委託料 3,200,000円

「音楽あふれるまち」・「新たな才能を育てる場」の基盤となることを目指し、プロ・アマを問わずジャズ愛好家を一堂に集める音楽イベントを開催する。全国からの人を迎える交流の場とし、音楽からのアプローチによる「アートのあるまち」を発信する。

(2) 取手の芸術活動連携サポート事業委託料 770,000円

創造力やコミュニケーション力等を高める対話型鑑賞プログラムを実施するとともに、芸術家の活動との連携を深め市内芸術の振興を図る。

(3) 井野アーティストヴィレッジ施設賃借料(7戸分施設) 5,856,000円

(4) JOBAN アートライン協議会負担金 400,000円

(5) 取手アートプロジェクト事業運営補助金 3,240,000円

(6) 取手アートプロジェクト実行委員会事業運営資金貸付金 1,350,000円

(7) 東京芸術大学連携事業委託料 2,000,000円

東京芸術大学と連携し取手駅前に芸術作品を設置することで、市内外の人に取手市と芸大が連携しアートのあるまちづくりを推進していることをPRする。

[担当：文化芸術課] P. 264

3701 アートギャラリーの管理運営に要する経費 14,311,000円(13,624,000円)

[その他 9,435,000円 一財 4,876,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：アートギャラリー使用料 414,000円]

[使用料：市民ギャラリー使用料 107,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,570,000円]

[諸収入：宝くじ収益金市町村交付金 7,344,000円]

○ 目的

美術に関する作品等の発表及びその鑑賞並びに文化の交流の場を市民に提供し、芸術及び文化の振興に寄与する。

○ 内容

たいけん美じゅつ場 VIVA 内「とりでアートギャラリー」を、市民が美術作品等を発表する場として貸出しを行うとともに、市が企画する展示会等も開催する。また、取手駅と藤代駅の通路に設置された市民ギャラリーの貸出しも行い、市民が美術作品等を発表する場を提供する。

- (1) アートギャラリー管理委託料 3,149,000 円
- (2) 施設賃借料 9,686,000 円

[担当：子ども青少年課] P.265

3801 放課後児童対策事業に要する経費 388,686,000 円 (170,544,000 円)

[国・県 216,082,000 円 地方債 68,100,000 円 その他 38,271,000 円

一財 66,233,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 109,565,000 円×1/3≒36,521,000 円]

[国補：子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 60,000 円×1/2=30,000 円]

[国補：子ども・子育て支援整備交付金 200,000,000 円×1/3≒66,666,000 円]

[県補：放課後児童対策事業補助金 16,443,000 円×2/3×0.8829≒9,678,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 109,565,000 円×1/3≒36,521,000 円]

[県補：子ども・子育て支援整備交付金 200,000,000 円×1/3≒66,666,000 円]

[市債：合併特例債 (205,094,000 円－133,332,000 円) ×95%≒68,100,000 円]

[負担金：放課後児童対策事業保護者負担金 33,035,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 3,662,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,070,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 504,000 円]

○ 目的

市立小学校内に放課後子どもクラブを設置することで、放課後及び学校休業日における子どもの居場所づくりを行うとともに、児童の健全な育成及び子育て支援の充実を図る。

○ 内容

放課後子どもクラブの運営に係る経費で、主なものは放課後児童支援員報酬、クラブ室用消耗品、3クラブにおける放課後子どもクラブ運営業務委託料（取手東小・高井小・藤代小）である。また、白山小学校長寿命化改良工事に伴い放課後子どもクラブ室新築工事を行う。

・放課後児童支援員報酬（会計年度任用職員）	96,407,000 円
・クラブ室用消耗品	3,611,000 円
・放課後子どもクラブ運営業務委託料	64,739,000 円
・白山小学校放課後子どもクラブ室新築工事	200,000,000 円
・白山小学校放課後子どもクラブ室新築工事監理業務委託料	5,094,000 円

[担当：生涯学習課] P.266

4301 訪問型家庭教育支援事業に要する経費 594,000 円 (594,000 円)

[国・県 396,000 円 一財 198,000 円]

＊ 特財積算根拠

[県補：地域で支える家庭の教育力向上事業費補助金 594,000 円×2/3≒396,000 円]

○ 目的

取手市訪問型家庭教育支援事業を実施することにより、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支え、地域における家庭教育の充実を図り、子育て家庭や子どもたちを地域社会全体で見守り支える体制の構築に資することを目的とする。

○ 内容

訪問型家庭教育支援協議会を設置し、訪問型家庭教育支援チーム員が家庭教育に関する情報提供を行うことによって家庭での教育力の向上を図る。

- ・家庭教育支援についての評価・助言を行う協議会を開催することにより、事業全体に係る総合調整を行う。
- ・訪問型家庭教育支援チーム員が家庭を訪問し、相談や学びの場、地域の居場所づくりによる状況改善など、情報提供を行う。(支援チーム員6名)
- ・対象は小学校1学年の子を持つ家庭及び転校生の家庭。

5 社会教育費 2 公民館費

[担当：生涯学習課] P.269

2101 公民館活動に要する経費 1,595,000 円 (1,528,000 円)

[一財 1,595,000 円]

○ 目的

市内には、学習活動や地域づくりの中心的役割を担う公民館が14館あり、地域に即した生涯学習施設として活用されている。それぞれの地域ニーズに合わせた魅力ある事業を展開し、地域の生涯学習の拠点として、より一層の充実を図る。

○ 内容

市内各地域の公民館において、幅広い年齢層を対象とした講座や講演会等を開催し、地域の人たちが身近に参加でき、学べる機会を提供する。

- ・報償費 1,077,000 円 (各公民館講師謝礼等)

5 社会教育費 3 図書館費

[担当：図書館] P.270

2101 図書館活動に要する経費 99,426,000 円 (98,943,000 円)

[その他 4,433,000 円 一財 94,993,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 4,210,000 円]

[手数料：コピー手数料 120,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 103,000 円]

○ 目的

多様化する市民ニーズに適応した図書館サービスを提供するため、各種事業の充実に努める。

○ 内容

図書館及び公民館・駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設や、学校連携における迅

速な予約本の提供や返却受付を維持するため、引き続き図書館システムの活用、及び図書配送業務を委託する。

また、電子書籍のさらなる拡充を図り、コロナ禍の生活の中でも、自宅等で読書を行うことができる環境を整えるとともに、仕事や子育てなどで図書館を利用することが難しい市民へも働きかけ、サービス提供ができるように普及啓発を図る。

・会計年度任用職員報酬	39,472,000円
・図書配送業務委託料	6,804,000円
・電算機賃借料（図書館情報管理システム賃借料）	33,364,000円
・電子図書館システム使用料	4,686,000円

[担当：図書館] P.272

2201 図書館資料購入に要する経費 28,219,000円（28,511,000円）

[その他 19,498,000円 一財 8,721,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 19,420,000円]

[諸収入：図書弁償金 43,000円]

[諸収入：広告掲載料 35,000円]

○ 目的

図書館の基本機能である資料提供を遂行するため、必要な図書館資料を収集する。

○ 内容

市民の多様な資料に対するニーズに応えるため、図書館資料の充実を図る。

・定期刊行物等資料購入費（新聞・雑誌等）	3,552,000円
・図書、AV資料購入費	21,581,000円

5 社会教育費 4 文化財保護費

[担当：生涯学習課] P.273

2101 旧取手宿本陣管理運営に要する経費 9,049,000円（8,399,000円）

[その他 4,682,000円 一財 4,367,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 4,490,000円]

[諸収入：本陣駐車場使用料 192,000円]

○ 目的

県・市指定文化財である「旧取手宿本陣」の保護・活用により、文化財への愛着や関心を高める。

○ 内容

「旧取手宿本陣」の保存・管理に努め、一般公開を行う。

・管理委託料（防災設備保守点検、庭園維持管理等）	2,187,000円
・公開日受付業務委託料	2,689,000円
・土地賃借料（史跡、駐車場）	3,580,000円

[担当：生涯学習課] P. 275

2501 埋蔵文化財センター活動に要する経費 983,000円(928,000円)

[その他 770,000円 一財 213,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 770,000円]

○ 目的

埋蔵文化財センターを様々な文化財に関する情報発信・収集の拠点施設として活用を図り、市民の郷土史に対する理解と親しみを深め、文化的向上に資する。

○ 内容

市内の埋蔵文化財や歴史資料をテーマとした年2回の企画展を実施する。

【主な経費】

- ・講演会講師謝礼 30,000円×2回=60,000円
- ・ポスター・パンフレット印刷代 418,000円×2回=836,000円

6 保健体育費 1 保健体育総務費

[担当：スポーツ振興課] P. 278

2001 スポーツ団体育成推進関係経費 9,060,000円(9,060,000円)

[その他 5,040,000円 一財 4,020,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,040,000円]

○ 目的

スポーツ団体を育成・支援することで、市民の体力向上とスポーツの普及振興を図る。

○ 内容

スポーツ協会・スポーツ少年団の育成支援を図る。

団体名	団体数	会員数	活動内容
スポーツ協会	28部	4,836人	・各種講習会の開催 ・視察研修 ・機関紙の発行 ・交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・競技別大会の企画運営 ・指導者の育成
スポーツ少年団	10連盟 34単位団	1,179人	・青少年のスポーツ指導 ・競技別大会、教室の企画運営 ・認定員養成講習会 ・取手ブロック近隣市町交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・県各講習、研修会への参加

[担当：スポーツ振興課] P. 279

2401 中学校運動部活動地域移行事業に要する経費 1,653,000円 新規

[一財 1,653,000円]

○ 目的

少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむ機会を確保し、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備することにより、子供たちの多様な体験機会を確保するとともに、学校の教職員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る。

○ 内容

国により方針が示された休日における運動部活動の地域移行を行うため、検討委員会を立ち上げるとともに、モデル校を指定し事業を推進していく。

会計年度任用職員報酬	902,000 円
費用弁償（通勤手当）	33,000 円
検討委員会委員謝礼	152,000 円
指導者謝礼	263,000 円
参加者保険料（要保護及び準要保護生徒）	17,000 円
参加負担金（要保護及び準要保護生徒）	286,000 円

6 保健体育費 2 体育施設費

[担当：スポーツ振興課] P. 279

2001 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費

122,826,000 円（123,868,000 円）

[一財 122,826,000 円]

○ 目的

生涯スポーツの拠点となる取手グリーンスポーツセンターの維持・管理を行うことで、市民の健康増進とスポーツ団体相互の交流を深める。

○ 内容

指定管理者による充実した施設管理を行い、利用者の拡大を目指し、市民の健康、体力づくりの拠点としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

グリーンスポーツセンター指定管理料	120,226,000 円（人件費、施設管理費等含む）
火災保険料	495,000 円
敷地賃借料	2,105,000 円

[担当：スポーツ振興課] P. 280

2201 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 47,086,000 円（41,738,000 円）

[その他 9,007,000 円 一財 38,079,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：藤代スポーツセンター使用料 9,000,000 円]

[手数料：コピー手数料 1,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 4,000 円]

[諸収入：ファクシミリ使用料 1,000 円]

[諸収入：印刷機使用料 1,000 円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの施設として、また憩いの場としての公園施設の維持・管理

を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

市民の健康、体力づくりの場としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

・修繕料	藤代スポーツセンター（日常緊急修繕）	880,000 円
・自動券売機リース料	自動券売機リース料（保守含む）	1,013,000 円

[担当：スポーツ振興課] P.282

2402 旧取手一中体育施設 25,482,000 円 (3,018,000 円)

[国・県 3,423,000 円 地方債 14,900,000 円 一財 7,159,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全住ストック形成分）

10,270,000 円×1/3≒3,423,000 円]

[市債：保健体育施設整備事業債（10,270,000 円－3,423,000 円）×90%≒6,100,000 円]

[市債：保健体育施設整備事業債 1,183,000 円×75%≒8,800,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 3,777,000 円]

○ 目的

旧取手一中の跡地利用として、生涯スポーツ・健康づくりの施設と、憩いの場としての施設の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

市民の健康、体力づくりの場としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

旧取手一中の跡地に残る体育館について社会体育施設として活用するほか、避難所として指定されていることから、体育館耐震補強大規模改造工事実施設計業務を行う。

・修繕料	旧取手一中体育施設（日常緊急修繕）	550,000 円
・委託料	雨水貯留槽等点検管理業務委託料	616,000 円
	樹木剪定草刈清掃等業務委託料	1,650,000 円
	旧取手一中体育館耐震補強大規模改造工事実施設計業務委託料	
	（補助分）耐震補強分	10,270,000 円
	（単独分）大規模改造分	11,830,000 円
	計	22,100,000 円

6 保健体育費 3 学校給食センター費

[担当：保健給食課] P.283

2001 給食センター運営に要する経費 129,529,000 円 (131,141,000 円)

[その他 116,006,000 円 一財 13,523,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：幼稚園給食代 1,334,000 円 ※月額 4,370 円]

[諸収入：小学校給食代センター分 72,032,000 円 ※月額 4,440 円]

[諸収入：中学校給食代センター分 42,640,000 円 ※月額 4,950 円]

○ 目的

園児・児童生徒に安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、学校給食の食材費に当たる賄材料費である。

- ・賄材料費 116,006,000 円

[担当：保健給食課] P.284

2101 給食センター施設整備に要する経費 44,613,000 円 (41,484,000 円)

[一財 44,613,000 円]

○ 目的

適正な維持管理と設備の充実により、学校給食センターを良好な状態に保つ。

○ 内容

主な経費は、学校給食の運搬及び施設の維持管理に要する経費である。

委託料

- ・給食運搬業務委託料 16,990,000 円
- ・学校給食センター施設管理業務委託料 9,735,000 円

11 公債費

1 公債費 1 元金 2 利子

[担当：財政課・社会福祉課] P. 289

9701 地方債元金償還金 利子償還金 4,337,675,000円 (4,324,190,000円)

[国・県 16,590,000円 その他 1,213,000円 一財 4,319,872,000円]

* 特財積算根拠

[県補：合併市町村幹線道路緊急整備支援事業補助金 16,590,000円]

[諸収入：災害援護資金貸付金元利収入 1,213,000円]

(単位：千円)

区 分	令和4年度末 残高見込額A	令和5年度償還額		令和5年度中 起債見込額 D	令和5年度末 残高見込額A-B+D
		元 金 B	利 子 C		
1. 普通債	21,168,826	1,921,800	103,291	1,686,400	20,933,426
(1) 総務債	162,444	16,920	543		145,524
(2) 民生債	227,156	20,416	800		206,740
(3) 衛生債	20,080	1,270	171		18,810
(4) 農林水産業債	163,028	30,525	1,206	9,900	142,403
(5) 商工債	28,316	2,718	77		25,598
(6) 土木債	1,875,079	244,649	14,180	36,400	1,666,830
(7) 消防債	525,662	76,262	1,019	72,900	522,300
(8) 教育債	3,395,257	217,311	14,079	32,900	3,210,846
(9) 合併特例債	12,991,682	1,100,324	66,389	1,511,800	13,403,158
(10) 行政改革等推進債	8,560	7,206	123		1,354
(11) 災害復旧債	16,967	4,085	72		12,882
(12) 緊急防災・減災事業債	746,791	137,661	674		609,130
(13) 全国防災事業債	75,550	4,191	209		71,359
(14) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	764,354	43,867	2,627		720,487
(15) 緊急自然災害防止対策事業債	32,300	135	410		32,165
(16) 公共施設等適正管理推進事業債	135,600	14,260	712	22,500	143,840
2. 減税補てん債	172,339	69,824	172		102,515
3. 臨時財政対策債	21,347,449	1,803,069	36,752	300,000	19,844,380
4. 減収補てん債	1,256,476	346,484	7,961		909,992
5. 調整債	174,720	10,080	365		164,640
6. 退職手当債	67,900	33,940	1,042		33,960
7. 災害援護資金貸付債	6,179	2,895			3,284
合 計	44,193,889	4,188,092	149,583	1,986,400	41,992,197

地方債の利率別現在高の状況

(単位：千円)

令和4年度末 現在高見込額	0.5%以下	1.0%以下	1.5%以下	2.0%以下
44,193,889	33,186,656	8,158,436	960,776	1,888,021
構成比	75.1%	18.4%	2.2%	4.3%

取手駅西口都市整備事業
特 別 会 計

1 概要

取手駅西口地区においては、交通結節機能の充実と都市機能の集積を目的として、取手駅北土地区画整理事業による都市基盤整備を進め、併せて建築物整備事業を一体的に施行することによって、潤いと活気に満ちた中心市街地の活性化を進めている。

取手駅北土地区画整理事業では、取手駅西口地区の宅地造成、交通広場及び都市計画道路の整備を行い、環境に配慮した都市空間の整備を進めることにより、交通結節機能強化及び回遊性の向上を図る。

取手駅西口地区における土地利用については、健康・医療・福祉等の各種都市機能の充実に図り、持続可能な魅力ある中心市街地の形成を進めている。

特に、取手駅西口交通広場に面するA街区においては、関係権利者とともに商業・業務系施設や高層住宅等から構成される多機能複合施設を整備することにより、土地の有効利用を促進し、「市の顔」にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。

2 歳入の状況

(単位：千円)

款	項	目	予算額
1. 使用料及び手数料	1. 使用料	1. 土木使用料	10
2. 国庫支出金	1. 国庫補助金	1. 国庫補助金	382,030
3. 県支出金	1. 県補助金	1. 県補助金	33,690
4. 繰入金	1. 他会計繰入金	1. 一般会計繰入金	691,013
5. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	1,100
6. 諸収入	1. 市預金利子	1. 市預金利子	10
	2. 雑入	1. 雑入	12,672
7. 市債	1. 市債	1. 土木債	304,800
合 計			1,425,325

3 歳出の状況

(単位：千円)

款	項	目	予算額
1. 事業費	1. 審議会費	1. 審議会費	139
	2. 総務費	1. 総務費	120,546
	3. 事業費	1. 事業費	886,547
2. 公債費	1. 公債費	1. 元金	383,053
		2. 利子	34,540
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	500
合 計			1,425,325

1 事業費

3 事業費 1 事業費

[担当：区画整理課] P.16

7501 取手駅北土地区画整理事業に要する経費 801,147,000 円 (304,923,000 円)

[国・県 339,330,000 円 地方債 266,400,000 円 その他 195,407,000 円

一財 10,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）

614,236,000 円×55%≒337,830,000 円]

[国補：地籍整備推進調査費補助金 3,000,000 円×50%=1,500,000 円]

[市債：取手駅北土地区画整理事業債

(614,236,000 円－337,830,000 円) ×90%≒248,700,000 円]

[市債：取手駅北土地区画整理事業債 23,630,000 円×75%≒17,700,000 円]

[繰入金：一般会計繰入金 182,735,000 円]

[諸収入：下水道設備更新負担金 12,672,000 円]

○ 目的

取手駅北土地区画整理事業は、多様な都市機能の集積と土地の高度利用の促進を図るため、都市基盤の整備を進めている。今年度は事業完了に向けた駅前交通広場整備工事を実施する。

○ 内容

事業年度 平成5年度～令和7年度

施行面積 6.5 ha

[委託業務]

委託件数 4件 19,389,000 円

[工事請負]

・ A 街区造成工事	50,000,000 円
・ 駅前交通広場整備工事	522,672,000 円
・ 2 街区造成工事	14,236,000 円
・ 都市計画道路 3・5・39 号道路擁壁工事	50,000,000 円

[建物移転補償]

建物移転補償 22 件 134,500,000 円

工事に伴う補償 2 件 7,304,000 円

[担当：中心市街地整備課] P. 17

7701 取手駅北地区建築物整備事業に要する経費 85,400,000円(0円)

[国・県 42,700,000円 地方債 38,400,000円 その他 4,300,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(住環境整備事業分)

85,400,000円×1/2=42,700,000円]

[市債：取手駅北市街地再開発事業債

(85,400,000円-42,700,000円)×90%≒38,400,000円]

[繰入金：一般会計繰入金 4,300,000円]

○ 目的

取手駅西口周辺地区においては、取手駅北土地区画整理事業との一体的な土地利用を推進し、「健康・医療・福祉そして環境」を基軸とした都市機能の集積を図り、少子高齢社会への対応と中心市街地の持続可能な活性化を目指した都市再生を進めている。

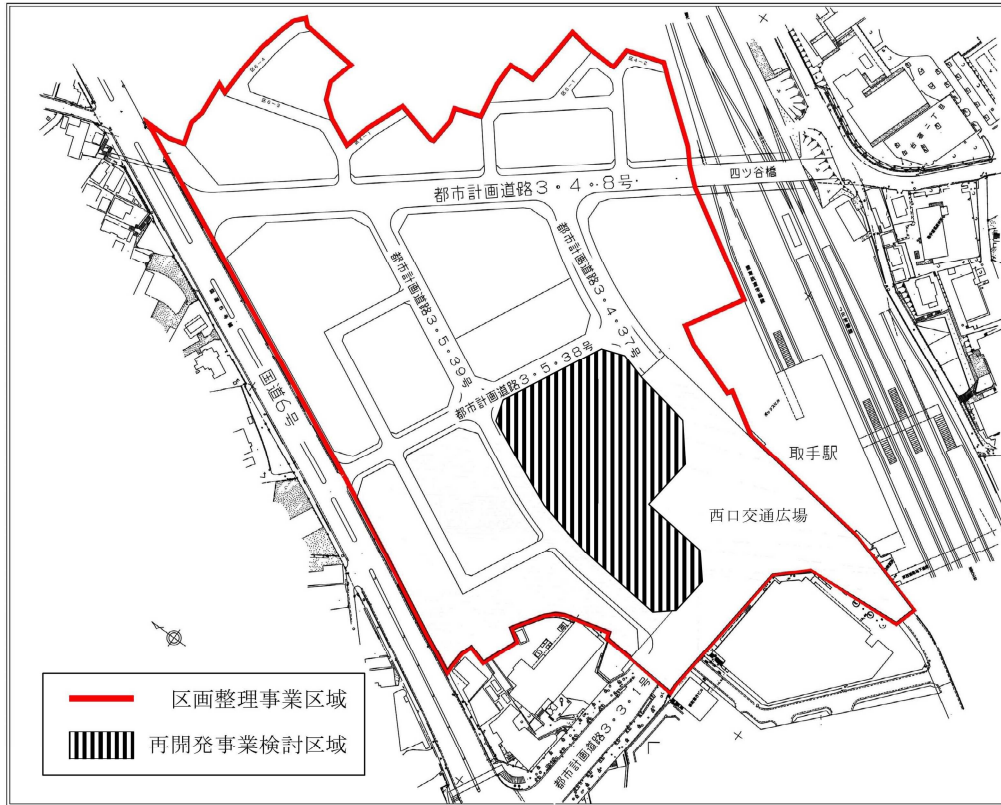
A街区の土地利用については、第一種市街地再開発事業による都市機能の集積と活力創出を目指し、関係権利者が設立した再開発準備組合による事業化に向けた作業が進められている。市は必要な助言・援助等を行い、土地区画整理事業の事業効果の早期発現と「市の顔」としての魅力ある市街地の形成を図る。

○ 内容

再開発準備組合が行う建築設計等に要する事業費に対して、取手市市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づき、補助対象経費の3分の2を限度額として補助金を交付する。

市街地再開発事業等補助金 85,400,000円

取手駅北地区事業区域



国民健康保険事業
特 別 会 計

1 概要

国民健康保険（以下「国保」という。）は、制度創設以来、市民の医療の確保と健康維持に貢献し、医療保険制度の中核として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や医療技術の高度化及び疾病構造の変化等に伴い医療費が増大する一方で、国保は社会保険などと比べると高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった年齢構成上や財政基盤上の様々な課題を抱えている。また、市区町村規模の大小により国保の財政に差があり、小規模市町村では財政が不安定になりやすいなどといった課題があった。このような状況の中、平成 30 年度から都道府県が市区町村とともに保険者となる等の大改革が行われた。

都道府県と市区町村が一緒に運営を担うことにより、事務の効率化、標準化、広域化を推進し、制度の安定化を目指していく。市区町村は、加入者の資格管理や保険料（税）の賦課・徴収、給付の決定・支払い、健康づくりのための事業など加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施していく。また、茨城県国民健康保険運営方針に基づく賦課方式の統一について、令和 4 年度より実施された。

(1) 被保険者資格の適用適正化

被保険者資格の適用適正化については、事業運営の基本であり、被保険者の医療の確保及び国保運営の健全化のために極めて重要である。特に、国保に加入すべき対象者でありながら加入の手続きがなされていない無保険状態の方、逆に社会保険等の他の健康保険に加入しているのに、国保喪失の届出がされていないため、重複して健康保険に加入してしまっている方などについて、早期に適正な適用を図るための対策を講じる。

(2) 国保税収入の確保

適正な課税及び収納対策により、被保険者間の負担の公平性を確保する。令和 4 年度から茨城県国民健康保険運営方針にしたがい賦課方式を 2 方式に変更し、持続可能な国保制度を推進している。国保税算定の基礎となる所得については、正確な把握が必要であるため、申告のない世帯については、関係機関との連携を図りながら、申告の勧奨などにより所得の把握に努める。

また、保険税収納率の向上のための取り組みに努める。

(3) 医療費の適正化

医療費の適正化を進めるため、第三者求償事務の充実、医療機関における適正受診の啓発、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発に努める。

(4) 保健事業の推進

特定健康診査については、第 3 期特定健康診査等実施計画（平成 30 年度～令和 5 年度）に基づき、受診率の向上に努めていく。また、「国保データベース（KDB）システム」の各種統計情報に関するデータを活用したデータヘルス計画についても、第 2 期計画（平成 30 年度～令和 5 年度）を策定し、効率的な保健事業の実施により生活習慣病の重症化予防に努めている。

○取手市国民健康保険の現況

(1) 歳入歳出の状況

歳入歳出予算額は、10,561,958 千円で、前年度と比較して 3.0%の増となった。

歳入

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減率 (%)
国民健康保険税	1,772,999	2,019,194	△12.2
使用料及び手数料	1,500	1,500	0.0
国庫支出金	1	1	0.0
県支出金	7,149,800	7,188,517	△0.5
財産収入	54	46	17.4
繰入金	1,520,501	966,282	57.4
繰越金	40,000	40,000	0.0
諸収入	77,103	43,073	79.0
歳入合計	10,561,958	10,258,613	3.0

歳出

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減率 (%)
総務費	239,973	242,993	△1.2
保険給付費	7,395,266	7,366,766	0.4
国保事業費納付金	2,496,306	2,224,766	12.2
共同事業拠出金	5	10	△50.0
保健事業費	250,436	244,114	2.6
基金積立金	160,748	160,740	0.0
諸支出金	14,224	14,224	0.0
予備費	5,000	5,000	0.0
歳出合計	10,561,958	10,258,613	3.0

(2) 国保加入者の状況

(年間平均3月～2月)

区分	年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	増減率 (%)	
		(見込)	(見込)	(実績)	R5/R4	R4/R3
加入世帯数		15,462 世帯	15,890 世帯	16,318 世帯	△2.7	△2.6
被保険者数	一般	22,133 人	23,199 人	24,265 人	△4.6	△4.4
	退職	0 人	0 人	0 人	—	—
	合計	22,133 人	23,199 人	24,265 人	△4.6	△4.4

(3) 保険給付費等の状況

(単位：千円)

年度		療養給付費	療養費	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費
令和5年度(予算)	一般	6,372,000	54,000	900,000	25,200	11,000
	退職	60	12	360		
令和4年度(見込)	一般	6,317,396	47,086	862,754	19,600	8,700
	退職	0	0	0		
令和3年度(実績)	一般	6,304,329	43,387	876,450	24,546	7,150
	退職	0	0	0		

(4) 1人当たりの医療費 (単位：円)

年度	一般	退職
令和5年度(見込)	373,269	—
令和4年度(見込)	362,955	—
令和3年度(実績)	353,673	—

※退職分については、遡及振替対応分のみとなるため、原則発生しない。

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.45

7001 国保事務に要する経費 45,880,000円(48,265,000円)

[国・県 23,137,000円 その他 22,743,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金(2号分) 23,137,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 22,733,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 10,000円]

○ 目的

国民健康保険制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

国民健康保険事務に係る経費であり、主なものは保険証・納税通知書の郵送料及び電算処理業務の手数料・委託料である。

主な経費	国民健康保険事務員報酬(1人)	1,805,000円
	一斉更新保険証郵送料	3,937,400円
	納税通知書・特別徴収通知書郵送料	1,126,700円
	国保・後期・介護納付済額通知郵送料	1,386,000円
	第三者行為求償事務手数料	1,280,000円
	連合会レセプト管理システム手数料	1,346,400円
	保険者事務共同電算処理業務委託料	7,263,000円
	国保事務電算処理委託料(IAC)	19,226,000円
	国保情報集約システム運用管理業務委託料	2,572,000円

[担当：国保年金課] P.46

7501 医療費適正化特別対策に要する経費 13,252,000円(11,609,000円)

[国・県 13,232,000円 その他 20,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金(2号分) 13,232,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 20,000円]

○ 目的

国民健康保険に係る医療費の適正化を図り、国保財政の安定化を目的とする。

○ 内容

診療報酬明細書（レセプト）二次点検業務を茨城県国民健康保険団体連合会に委託することにより、事業の効率化とレセプト点検の充実強化を図るとともに、医療費の過誤請求の防止や国民健康保険被保険者資格の適用適正化に努め、医療費の削減を図る。

主な経費	国保被保険者資格点検事務員報酬（1人）	1,633,000円
	国保適用適正化事務員報酬（1人）	1,633,000円
	医療費通知及びジェネリック差額通知郵送料	4,326,000円
	保険者レセプト二次点検業務手数料	3,264,000円
	多受診適正化通知業務委託料	330,000円

2 徴税費 1 徴税総務費

[担当：納税課] P.48

7601 国保税徴収に要する経費 20,521,000円（20,484,000円）

[国・県 15,726,000円 その他 4,795,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金（2号分） 15,726,000円]

[手数料：督促手数料 1,500,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 3,274,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 21,000円]

○ 目的

安定的な国保税収入の確保と税負担の公平性を保つため、納税の利便性の向上と収納率の向上を図る。

○ 内容

(1) 国保税の収納状況（現年度） (単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率（%）
令和4年度（見込）	1,817,007	1,723,613	94.9
令和3年度（実績）	2,190,664	2,078,142	94.9
令和2年度（実績）	2,277,382	2,142,687	94.1

(2) コンビニ収納取扱手数料 2,405,700円

国保税をコンビニエンスストアからの納付や、納付書のコンビニ用バーコードを利用したスマートフォンアプリによる納付を可能とするための費用である。

(3) 公金収納情報データ処理手数料 1,836,857円

国保税の収納管理事務の効率化を図るため、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書を電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取るための費用である。

5 保健事業費

1 特定健康診査等事業費 1 特定健康診査等事業費

[担当：国保年金課] P. 60

7701 特定健康診査等事業に関する経費 142,224,000 円 (139,342,000 円)

[国・県 76,861,000 円 その他 11,000 円 一財 65,352,000 円]

* 特財算出根拠

[県補：保険者努力支援分 3,748,000 円]

[県補：特別調整交付金分（市町村） 3,118,000 円]

[県補：都道府県繰入金（2号分） 31,215,000 円]

[県補：特定健診等負担金 37,342,000 円]

[県補：健康増進事業費補助金 1,438,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

○ 目的

国保加入者の 40 歳から 75 歳未満を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を実施する。健診結果に基づき保健指導に該当すると判定された方に対し、その要因となっている生活習慣を改善するための指導を行うことにより、生活習慣病等の有病者・予備群を減少させ、国保加入者の健康増進及び中長期的な医療費の抑制を図る。

○ 内容

・特定健康診査

糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする方を的確に抽出するための健診を実施する。

新型コロナウイルス感染症における三密（密集・密接・密閉）対策のため、令和 5 年度も令和 4 年度と同様に、集団健診予約コールセンター及び専用予約サイトを設置し、集団健診予約を実施するため集団健診予約管理業務委託料を計上する。

<健診項目>

質問項目、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、身体診察、血圧測定、血液検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン、尿酸

区分	令和 5 年度（予算）	令和 4 年度（見込）	令和 3 年度（実績）
対象者	20,900 人	21,564 人	22,297 人
受診者	10,730 人	6,482 人	7,602 人
受診率	51.3%	30.1%	34.1%

(※年間異動分含む)

・特定保健指導

健診結果から「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」の 3 つにグループ分けをし、「動機付け支援」及び「積極的支援」の対象者に対して、保健師や管理栄養士等が食習慣や効果的な運動など生活習慣の改善に必要な支援を行うとともに、指導対象であっても指導を受けていない方への利用勧奨により、指導率の向上と生活習慣病の改善を図る。

・糖尿病性腎臓病重症化予防事業

糖尿病の重症化や腎不全、人工透析への移行を防止することを目的に、平成 30 年度より実施している「糖尿病性腎臓病重症化予防事業」において、取手市医師会の協力を得るとともにかかりつけ医との連携を図り、より有効かつ効果的な保健指導に取り組む。また、特定健康診査の結果や、医療機関受診状況をもとに未治療者や治療中断者を抽出し、血糖値等が受療勧奨域の方に対して、通知等による受療勧奨を実施する。

・特定健康診査等実施計画策定業務

令和 5 年度は第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画である取手市国民健康保険保健事業総合計画の策定期間にあたる。現計画である第 2 期データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画を評価・分析して、現在実施している保健事業を見直し、より適切な計画を策定することで、被保険者の健康増進に貢献する。

2 保健事業費 1 疾病予防費

[担当：国保年金課] P.61

7501 疾病の予防に要する経費 108,044,000 円 (103,949,000 円)

[国・県 41,862,000 円 その他 550,000 円 一財 65,632,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：保険者努力支援分 41,862,000 円]

[諸収入：喀痰検査費用自己負担金 100,000 円]

[諸収入：大腸がん検診費用自己負担金 450,000 円]

○ 目的

国保加入者が人間ドック等を受診する際に助成を行うとともに、各種がん検診の受診しやすい環境を作り、生活習慣病の予防に寄与するとともに、受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療により健康増進と中長期的な医療費の抑制を図る。

○ 内容

・人間ドック

市が実施する特定健康診査を受診しない満 40 歳以上 75 歳未満で、国保税に未納がない国保加入者に対し、以下のいずれかのドック検診について、年度内に一度助成する。

(1) 日帰り人間ドック

(助成額：24,500 円－特定健診分：6,650 円) × 2,370 人 = 42,304,500 円

(2) 脳ドック

(助成額：35,000 円－特定健診分：6,650 円) × 670 人 = 18,994,500 円

(3) 肺ドック

(助成額：24,500 円－特定健診分：6,650 円) × 40 人 = 714,000 円

(*ただし、特定健康診査を含む人間ドック検診を受けた対象者に係る助成金の額は、当該助成金の額から特定健康診査に係る部分に要した費用を減じた額とする。)

ドック名	令和5年度（予算）	令和4年度（見込）	令和3年度（実績）
日帰り人間ドック	2,370人	1,331人	1,599人
脳ドック	670人	179人	237人
肺ドック	40人	7人	24人
合 計	3,080人	1,517人	1,860人

・がん検診等助成事業

各種がん検診等の助成事業を実施する。

胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立線がんの各がん検診、骨粗しょう症検診、喀痰検査、ヘルスアップ健診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診の各種検診の自己負担金については平成30年度より500円（ワンコイン）に統一している（肺がん検診の自己負担金については、従来から65歳以上は無料、64歳以下は400円のため、据え置き）。

後期高齢者医療
特別会計

1. 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳以上の後期高齢者について新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

今後の高齢社会において持続可能な医療保険制度体系の確立を図るためには、後期高齢者医療制度の円滑な運営が不可欠であり、市町村がそれぞれ単独で取り組むよりも、他の市町村と協力して、広域的に事務処理を行う方がより効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が平成19年1月24日付で設立された。

広域連合は、地方自治法に規定される特別地方公共団体であり、独自の首長や議会を有し、後期高齢者医療の運営主体として、市町村との連携を図りつつ、保険料の賦課・医療の給付・医療費の通知や保健事業等を行い、各種届出の受付・保険料の徴収や被保険者証の引渡し等の窓口受付は市町村が行っている。

社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）に基づき、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、社会保障制度改革について審議が行われている。後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ必要な改善を行うことが適当であると報告されている。

当市の後期高齢者被保険者数は、人口統計からも今後右肩上がり増加する。被保険者数の伸びに合わせた予算編成を行う。

(1) 歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は、3,515,583千円で昨年と比較して4.6%の増となる。

歳入

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減率(%)
後期高齢者医療保険料	1,692,997	1,631,176	3.8
使用料及び手数料	245	245	0.0
繰入金	1,818,627	1,727,721	5.3
繰越金	600	600	0.0
諸収入	3,114	2,609	19.4
歳入合計	3,515,583	3,362,351	4.6

歳出

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減率(%)
総務費	233,186	221,112	5.5
納付金	3,278,697	3,138,039	4.5
諸支出金	3,200	2,700	18.5
予備費	500	500	0.0
歳出合計	3,515,583	3,362,351	4.6

(2) 被保険者の状況 (各年度末)

区分 \ 年度	令和5年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和3年度 (実績)
被保険者数	22,289人	21,228人	19,678人

(3) 1人当たりの医療費

区分 \ 年度	令和5年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和3年度 (実績)
医療費	827,001円	827,790円	822,837円

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.92

7001 後期高齢者医療事務に要する経費 175,215,000円 (159,475,000円)

[その他 175,214,000円 一財 1,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費繰入金 83,933,000円]

[繰入金：後期高齢者健診事業繰入金 59,014,000円]

[繰入金：後期高齢者人間ドック検診事業繰入金 32,256,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 10,000円]

[諸収入：雑入 1,000円]

○ 目的

後期高齢者医療制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

後期高齢者医療事務に係る経費であり、主なものとして被保険者証の郵送料、茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて行う健康診査のための経費、市内公共施設で実施する集団健診を完全予約制で行うための経費、人間ドック検診の助成金や広域連合への共通経費の負担金である。

需用費	健診案内封筒、健診結果通知封筒、健診説明チラシ、後期高齢者医療制度案内通知封筒等印刷製本費	704,000円
役務費	郵送料などの通信運搬費、健診データ管理手数料	8,822,000円
委託料	健康診査、健康相談、電算処理委託料	61,584,000円
	集団健診予約管理業務委託料（コールセンターの設置等）	7,500,000円
負・補・交	広域連合共通経費負担金、人間ドック助成金	93,575,000円

(1) 健康診査

区分	令和5年度(予算)	令和4年度(見込)	令和3年度(実績)
受診者	5,910人	5,700人	5,146人

(2) 人間ドック(助成額:日帰り・肺ドック24,500円、脳ドック35,000円)

ドック名	令和5年度(予算)	令和4年度(見込)	令和3年度(実績)
日帰りドック	860人	866人	785人
脳ドック	307人	313人	175人
肺ドック	18人	21人	10人
合計	1,185人	1,200人	970人

2 徴収費 1 徴収費

[担当:国保年金課] P.94

7501 保険料徴収に要する経費 4,071,000円(4,137,000円)

[その他4,071,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:督促手数料245,000円]

[繰入金:事務費繰入金3,826,000円]

○ 目的

後期高齢者医療保険料を徴収し、後期高齢者医療の適正な運営を図る。

○ 内容

茨城県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料を徴収するための経費であり、納付書の郵送料及び被保険者の利便性の向上を図るためコンビニエンスストアやスマートフォンアプリでの収納を実施するものである。

後期高齢者医療保険料については、コンビニエンスストアの店舗(一部を除く)からも納付できる。また、納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。令和2年度からは、納付書のバーコードを利用したスマートフォンアプリ(Pay B、LINE Pay、Pay Pay、au PAY、楽天銀行アプリ)による決済も可能となった。

後期高齢者医療保険料の収納処理については、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書(紙ベース)をOCR読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

主な経費

役務費	郵送料などの通信運搬費	2,957,000円
	口座振替手数料	628,000円
	コンビニ等収納手数料	476,000円

2 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金

[担当：国保年金課] P.95

7501 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 3,278,697,000円(3,138,039,000円)

[その他 3,278,697,000円]

* 特財積算根拠

[保険料：特別徴収分 1,183,590,000円]

[保険料：普通徴収分 504,940,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 4,467,000円]

[繰入金：医療給付費負担分繰入金 1,266,885,000円]

[繰入金：低所得者軽減分繰入金 316,830,000円]

[繰入金：被扶養者軽減分繰入金 1,983,000円]

[諸収入：延滞金 1,000円]

[諸収入：過料 1,000円]

○ 目的

医療給付費に対する市の負担分や市が徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

○ 内容

負・補・交	保険料徴収分	1,692,997,000円
	低所得者軽減分	316,830,000円
	被扶養者軽減分	1,983,000円
	医療給付費負担分	1,266,885,000円
	延滞金・過料分	2,000円

介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度として広く定着した介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っている。令和5年度は第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の3年目にあたる。計画には、令和7（2025）年に団塊の世代全てが75歳以上になることを見据え、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築・推進するため、高齢者福祉や介護保険事業についての具体的な内容を定めている。令和4年度より、高齢者の多様化・複雑化する相談ニーズに対応するため、藤代地区に新たに地域包括支援センターを1箇所設置しており、地域包括支援センターの機能強化による相談支援体制の充実を図っている。

取手市の令和5年1月1日現在の65歳以上の人口は36,816人で、高齢化率は34.7%を示し、要介護（支援）認定者が5,226人、認定率は14.2%である。認定者数の増加に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が増加するとともに介護給付費も増加している。

高齢者が住み慣れた地域で健康で幸福に暮らせるよう、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、在宅医療・介護の連携、総合的な認知症施策等を推進する。

また、必要な方に必要なサービスが提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

要介護（支援）認定者の推移

（4月1日現在）

年 度	65歳以上の人口	高齢化率	65歳以上の認定者数
令和5年度	36,816人	34.7%	5,226人
令和4年度	36,924人	34.8%	5,137人
令和3年度	36,709人	34.5%	4,958人
令和2年度	36,565人	34.2%	4,876人
令和元年度	36,179人	33.7%	4,657人

令和5年度は、令和5年1月1日現在の数値を使用

受給者の推移

（4月1日現在）

年 度	居宅介護（予防）サービス受給者	地域密着型（介護予防）サービス受給者	施設サービス受給者
令和5年度	3,050人	680人	912人
令和4年度	2,970人	707人	925人
令和3年度	2,900人	678人	913人
令和2年度	2,881人	664人	890人
令和元年度	2,502人	594人	884人

令和5年度は、令和5年1月1日現在の数値を使用

介護（予防）給付費当初予算額の推移

(単位：千円)

年 度	居宅介護（予防）サービス給付費	地域密着型（介護予防）サービス給付費	施設サービス給付費
令和5年度	3,051,120	968,489	3,158,400
令和4年度	2,927,220	928,769	3,135,000
令和3年度	2,899,440	883,049	3,078,000
令和2年度	2,887,068	849,209	2,969,760
令和元年度	2,760,516	781,620	2,962,344

2. 歳入の状況

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減 率 (%)
介護保険料	2,093,797	2,085,423	0.4
使用料及び手数料	211	259	△18.5
国庫支出金	1,701,626	1,703,646	△0.1
支払基金交付金	2,255,967	2,206,865	2.2
県支出金	1,258,186	1,233,590	2.0
財産収入	15	17	△11.8
繰入金	1,536,876	1,425,621	7.8
繰越金	28,510	25,000	14.0
諸収入	3,244	3,182	1.9
歳入合計	8,878,432	8,683,603	2.2

3. 歳出の状況

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減 率 (%)
総務費	186,776	184,571	1.2
保険給付費	8,146,120	7,973,233	2.2
地域支援事業費	445,305	426,211	4.5
基金積立金	15	—	—
諸支出金	80,216	79,588	0.8
予備費	20,000	20,000	0.0
歳出合計	8,878,432	8,683,603	2.2

※令和5年度より基金積立金の款を新設

1 総務費

2 徴収費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P.127

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 9,745,000円(9,276,000円)

[その他 9,745,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：保険料督促手数料 211,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 9,524,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 10,000円]

○ 目的

介護サービス給付費などに充てる財源を確保するために、65歳以上の被保険者（第1号被保険者）に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第1号被保険者に保険料の内容の周知を図るとともに、保険料の賦課、徴収及び債権管理を行い保険料納入者の管理を行う。

主な経費 報酬（保険料徴収事務補助員報酬）

2,698,000円

印刷製本費（介護保険料リーフレット・封筒作成）

1,049,000円

通信運搬費（特別徴収額決定通知書・普通徴収納入通知書等郵送料）

3,782,000円

手数料（特別徴収業務・コンビニ収納等手数料）

1,102,000円

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P.129

7501 認定調査等に要する経費 55,797,000円(54,331,000円)

[その他 55,797,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 55,674,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 123,000円]

○ 目的

訪問調査の的確な実施、主治医意見書の作成依頼など認定審査会の開催準備をし、公平で適正な要介護・要支援認定を行うことで、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を実施し、かかりつけの医師へ主治医意見書の作成を依頼する。

主な経費	報酬（介護認定調査員・介護支援専門員）	19,952,000 円
	通信運搬費（認定調査票・主治医意見書郵送料）	738,000 円
	主治医意見書作成手数料	21,788,000 円
	居宅介護支援事業者介護認定調査委託料	2,574,000 円
	公用車リース料（認定調査用）	1,555,000 円

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.131

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,900,160,000 円 (2,799,120,000 円)

[国・県 1,009,559,000 円 その他 1,890,601,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 580,038,000 円]

[国補：普通調整交付金 67,000,000 円]

[県負：介護給付費負担金 362,521,000 円]

[保険料：特別徴収分 583,092,000 円]

[保険料：普通徴収分 26,256,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 750,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 783,043,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 362,521,000 円]

[繰入金：低所得者の保険料軽減に要する費用 104,760,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 28,679,000 円]

[諸収入：第三者行為に係る損害賠償金 1,500,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けたときに、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @42,400 円×5,700 人×12 月=2,900,160,000 円

1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.131

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 966,720,000 円 (927,000,000 円)

[国・県 314,184,000 円 その他 652,536,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 193,344,000 円]

[県負：介護給付費負担金 120,840,000 円]

[保険料：特別徴収分 260,623,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 261,014,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 120,840,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 10,059,000円]

○ 目的

要介護認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着した介護サービスを受けたときに、地域密着型介護サービス給付費を支給することにより利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護サービス給付費 @100,700円×800人×12月=966,720,000円

1 介護サービス等諸費 3 施設介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.131

7501 施設介護サービス給付費に要する経費 3,158,400,000円 (3,135,000,000円)

[国・県 1,026,481,000円 その他 2,131,919,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 473,760,000円]

[県負：介護給付費負担金 552,720,000円]

[県補：財政安定化基金貸付金 1,000円]

[保険料：特別徴収分 850,586,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 900,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 852,768,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 394,801,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 31,364,000円]

[諸収入：第三者行為に係る損害賠償金 1,500,000円]

○ 目的

要介護認定者が、介護保険施設である指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、介護医療院等で介護サービスを受けたときに、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

施設介護サービス給付費 @280,000円×940人×12月=3,158,400,000円

1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P.133

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 393,960,000円 (383,640,000円)

[国・県 128,037,000円 その他 265,923,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 78,792,000円]

[県負：介護給付費負担金 49,245,000円]

[保険料：特別徴収分 70,699,000円]

[保険料：普通徴収分 35,511,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 106,369,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 49,245,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 4,099,000円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けたときに、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 @14,000円×2,345人×12月=393,960,000円

2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.133

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 150,960,000円 (128,100,000円)

[国・県 49,062,000円 その他 101,898,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 30,192,000円]

[県負：介護給付費負担金 18,870,000円]

[保険料：特別徴収分 34,932,000円]

[保険料：普通徴収分 5,766,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 40,759,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 18,870,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,571,000円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けたときに、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費 @17,000円×740人×12月=150,960,000円

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.136

7501 高額介護サービス費に要する経費 211,680,000円 (218,580,000円)

[国・県 68,796,000円 その他 142,884,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 42,336,000円]

[県負：介護給付費負担金 26,460,000円]

[保険料：特別徴収分 40,871,000円]

[保険料：普通徴収分 16,196,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 57,154,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 26,460,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 2,124,000円]

[諸収入：延滞金 77,000円]

[諸収入：不正利得に伴う返納金 1,000円]

[諸収入：高額介護サービス費返納金 1,000円]

○ 目的

要介護認定者が受けた介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたときに、高額介護サービス費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算額）が所得に応じた限度額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。

高額介護サービス費 現物高額分 @12,000 円×120 件×12 月＝ 17,280,000 円
償還分 @27,000 円×600 件×12 月＝194,400,000 円

自己負担の限度額（月額）

区 分	限度額
年収約 1,160 万円以上の世帯の方	140,100 円
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満の世帯の方	93,000 円
年収約 383 万円以上 770 万円未満の世帯の方	44,400 円
上記以外の市民税課税世帯の方	44,400 円
世帯全員が市民税非課税	24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等 	(世帯) 24,600 円 (個人) 15,000 円
生活保護受給者	15,000 円

6 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.138

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 228,114,000 円 (251,634,000 円)

[国・県 74,136,000 円 その他 153,978,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 34,217,000 円]

[県負：介護給付費負担金 39,919,000 円]

[保険料：特別徴収分 28,014,000 円]

[保険料：普通徴収分 33,485,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 61,591,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 28,514,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 2,374,000 円]

○ 目的

所得の低い方の施設入所（短期入所を含む）利用が困難にならないよう、居住費と食費について、利用者の収入状況に応じた自己負担限度額を設定し、負担軽減を図る。

○ 内容

世帯全員が住民税非課税で、資産・非課税年金収入の状況など一定の条件を満たす場合、申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、限度額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給する。

特定入所者介護サービス費

施設入所・食費 @20,000円×460人×12月＝110,400,000円
 施設入所・居住費 @17,000円×460人×12月＝93,840,000円
 短期入所・食費 @9,300円×115人×12月＝12,834,000円
 短期入所・居住費 @8,000円×115人×12月＝11,040,000円

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	個室的多床室			
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円【600円】
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円【1,000円】
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円【1,300円】
基準費用額	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

※ () 内は介護老人福祉施設又は短期入所生活介護を利用した場合

※ 【 】 内は短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合

3 地域支援事業費

1 介護予防生活支援サービス事業費 1 介護予防・生活支援サービス事業費

[担当：高齢福祉課] P.139

7501 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 175,244,000円 (167,090,000円)

[国・県 78,318,000円 その他 96,926,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 34,657,000円]

[国補：介護保険保険者努力支援交付金 22,000,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 21,661,000円]

[保険料：特別徴収分 26,514,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 46,784,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 23,628,000円]

○ 目的

要支援認定者等に対して、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止、地域において自立した日常生活の支援を実施することで、運動機能の維持向上や閉じこもり予防を図り、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援する。

○ 内容

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、要支援者等の状態に応じたサービスを実施する。

(第1号訪問事業)

- ・訪問介護相当サービス

(訪問介護員等によるサービス専門的なサービス)

@18,000円×240人×12月=51,840,000円

- ・訪問型サービスB

(有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の支援)

@150,000円×2団体=300,000円

(第1号通所事業)

- ・通所介護相当サービス

(通所介護事業者の従事者によるサービス)

@25,000円×390人×12月=117,000,000円

- ・通所型サービスB

(有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の支援)

@150,000円×3団体=450,000円

(第1号生活支援事業)

- ・その他生活支援サービス

(栄養改善や一人暮らし高齢者に対する見守りを目的とした配食の実施)

要支援認定取得者等で必要と認められるかたに、平日のうち必要と認められる曜日に夕食を配達する。利用者負担は400円。

配食サービス委託料 @523円×7,533食×1.10=4,333,735円

2 一般介護予防事業費 1 一般介護予防事業費

[担当：高齢福祉課・健康づくり推進課] P.140

8001 地域介護予防活動支援事業に要する経費 11,992,000円 (11,915,000円)

[国・県 3,896,000円 その他 8,096,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,398,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 1,498,000円]

[保険料：特別徴収分 3,360,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 3,238,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 1,498,000円]

○ 目的

介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等における活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する。

○ 内容

- ・回想法スクール委託料 916,000円

「アタマとカラダ」の健康を維持しながら回想法の実践を通し、認知症予防を目指す教室。

教室では、地域で認知症予防を担う人材として、回想法を実践するボランティアアシスタントを養成する。

・いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料（運営費分） 6,690,000 円

地域の高齢者が気軽に集い、健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設（いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西・稲・藤代）の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生きがいを図る。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理期間は令和4年度から令和7年度。指定管理料のうち施設管理費分（1,945,000 円）は一般会計から支出。

・地域介護予防支援事業補助金 2,250,000 円

地域の身近な集会所等を活用し、主に元気な高齢者を対象にした介護予防事業等に取り組む地域住民の団体に対し、活動費等の補助金を交付する。

・介護支援ボランティアポイント事業

65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者が、市内の指定された介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、（地域密着型）通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与（1 時間単位＝1 ポイント）。累積したポイントに対し、年度末に申請を受け付け交付金を交付する。（1 ポイント＝100 円。上限は 50 ポイント。）

介護支援ボランティア事業委託料

@227,273 円×1.10＝250,000 円

介護支援ボランティア事業交付金

@100 円×年間平均従事時間 25 時間×120 名＝300,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P.142

7601 地域包括支援センターに要する経費 165,708,000 円（153,842,000 円）

[国・県 115,992,000 円 その他 49,716,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 63,796,000 円]

[国補：保険者機能強化推進交付金 20,294,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 31,902,000 円]

[保険料：特別徴収分 17,793,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 31,902,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 21,000 円]

○ 目的

高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の専門職員が継続的・包括的に支援していくことで保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

地域包括支援センター業務委託料	159,758,000 円
公用車リース料	459,000 円
地域包括支援センターシステム使用料	91,000 円

主任介護支援専門員法定外研修謝礼	180,000 円
会計年度任用職員報酬	4,062,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 2 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P.143

8202 紙おむつ支給に関する経費 12,235,000 円 (13,108,000 円)

[国・県 7,065,000 円 その他 5,170,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 4,710,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,355,000 円]

[保険料：特別徴収分 2,815,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 2,355,000 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定4以上の在宅高齢者、要介護認定1以上で排便・排尿に介助・見守りが必要な在宅高齢者に対して紙おむつを年4回支給する(本人が市民税非課税の方を対象とする)。

扶助費 @3,300 円×280 人×12 月×1.10=12,196,800 円

通信運搬費 @84 円×450 人=37,800 円

[担当：高齢福祉課] P.144

8206 認知症高齢者見守り事業に関する経費 586,000 円 (680,000 円)

[国・県 337,000 円 その他 249,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 225,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 112,000 円]

[保険料：特別徴収分 137,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 112,000 円]

○ 目的

地域における認知症高齢者の見守り体制の充実を目的とし、徘徊高齢者を保護できる仕組みを構築する。

○ 内容

徘徊のおそれのある認知症高齢者に対して、携帯品や靴に付ける見守りキーホルダー・ステッカーを配布し、徘徊時に保護された際、迅速に身元が特定できるようにする。

見守りステッカー @400 円×1.10×250 足=110,000 円

システム使用料 462,000 円

[担当：高齢福祉課] P.144

8301 配食サービスに関する経費 7,242,000円 (7,242,000円)

[国・県 2,344,000円 その他 4,898,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,563,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 781,000円]

[保険料：特別徴収分 936,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 3,962,000円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等で、身体的に買い物や調理が困難な人に対して夕食の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

ひとり暮らしや高齢者世帯で必要と認められる方に、平日のうち必要と認められる曜日に夕食を配達する。利用者負担は400円。

配食サービス事業委託料 @523円×12,150食×1.10=6,989,895円

[担当：高齢福祉課] P.145

8501 成年後見制度利用支援事業に要する経費 9,053,000円 (8,213,000円)

[国・県 5,227,000円 その他 3,826,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 3,485,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,742,000円]

[保険料：特別徴収分 2,084,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 1,742,000円]

○ 目的

身寄りのない認知症高齢者など、介護保険サービスの利用契約等が困難な方の成年後見人等の制度利用の支援を行う。

○ 内容

成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がない場合などに、市長が成年後見制度の審判の申立てを家庭裁判所に行う。成年後見制度市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

市長申立てに要する各種手数料 1,163,000円

成年後見人等報酬助成 7,848,000円

3 包括的支援事業費・任意事業費 3 在宅医療・介護連携推進事業費

[担当：高齢福祉課] P.145

7501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 3,114,000円 (3,078,000円)

[国・県 1,797,000円 その他 1,317,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,198,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 599,000円]

[保険料：特別徴収分 718,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 599,000 円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護が一体的に提供されるために、医療機関と介護事業所等関係者の連携強化を図る。

○ 内容

取手市医師会に業務委託を行い、在宅医療において積極的役割を担う地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築する。退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応及び看取りまでを包括的かつ継続的に実践できる在宅医療の提供体制を確立する。

在宅医療・介護連携推進事業委託料 3,114,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 4 生活支援体制整備事業費

[担当：高齢福祉課] P.145

7501 生活支援体制整備事業に要する経費 2,398,000 円 (2,948,000 円)

[国・県 1,384,000 円 その他 1,014,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 923,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 461,000 円]

[保険料：特別徴収分 553,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 461,000 円]

○ 目的

市が中心となって、NPO 法人、ボランティア、地縁組織、介護サービス事業所、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、医療・介護のサービス提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

○ 内容

地域における助け合い・支え合いづくりの推進を目的に、定期的な情報共有・連携強化の中核で、地域の課題やニーズの解決策・対応策等を考える場として、「地域における支え合いづくり推進協議会（協議体）」を第1層（市全体）及び第2層（各地域包括支援センター）に設置する。

また、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を、4か所の地域包括支援センターに選出し、介護予防・生活支援サービスに関する必要事項を協議する。

生活支援体制整備事業委託料 2,398,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 6 地域ケア会議推進事業費

[担当：高齢福祉課] P.146

7501 地域ケア会議推進事業に要する経費 1,236,000 円 (1,236,000 円)

[国・県 712,000 円 その他 524,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 475,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 237,000 円]

[保険料：特別徴収分 287,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 237,000 円]

○ 目的

地域ケア会議は、市や地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働する。介護支援専門員のケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を、地域全体での支援を図る。

○ 内容

地域ケア個別会議は、地域包括支援センターが主催する「個別課題の検討及び多職種協働によるケアマネジメント支援」とともに、市が主催する「要介護者の訪問介護（生活援助）の訪問回数のケアプラン検証」を実施していくものである。

地域ケア会議推進事業委託料 @220,000 円×5 か所×1.10=1,210,000 円

地域ケア個別会議委員謝礼 @6,300 円×4 人×1 回=25,200 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 7 認知症総合支援事業費

[担当：高齢福祉課] P.146

7501 初期集中支援事業に要する経費 1,320,000 円 (1,280,000 円)

[国・県 762,000 円 その他 558,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 508,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 254,000 円]

[保険料：特別徴収分 304,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 254,000 円]

○ 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の本人やその家族に対して早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

○ 内容

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師（認知症サポート医）の指導の下、「認知症初期集中支援チーム」を4か所の地域包括支援センターに設置する。複数の専門職が、家族の希望等により、認知症の人（認知症が疑われる人）及びその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行う。

認知症初期集中支援事業委託料 @240,000 円×4 か所×1.1=1,056,000 円

認知症初期集中支援チーム員研修負担金 @40,000 円×6 名=240,000 円

[担当：高齢福祉課] P.147

7601 地域支援・ケア向上事業に要する経費 1,167,000円(1,164,000円)

[国・県 673,000円 その他 494,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 449,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 224,000円]

[保険料：特別徴収分 270,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 224,000円]

○ 目的

認知症地域支援推進員（認知症の本人やその家族を支援する相談業務等を行う）を各地域包括支援センターに2名ずつ配置する。推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

○ 内容

地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーターなど地域において認知症の人を支援する関係者などの連携を図るため、「認知症カフェ（通称：オレンジカフェ）」の運営経費等の助成を実施する。

また、認知症の本人が集い、本人同士が主体となって自らの体験や希望などを一緒に語り合う「本人ミーティング」や、回想スクールを受講したレミニシャン（心療回想士）が介護保険施設等を訪問して認知症の方に回想療法を行う「レミニフレンド事業」を実施する。

認知症地域支援推進員研修負担金（新任者・現任者） @38,000円×10人=380,000円

認知症カフェ（オレンジカフェ）運営補助金 @100,000円×1か所=100,000円

@50,000円×2か所=100,000円

レミニフレンド事業委託 @1,000円×2人×4回×12月×3か所×1.1=316,800円

競輪事業特別会計

1 競輪事業費

2 事業費 1 競輪開催費

[担当：産業振興課] P.179

7501 通常競輪事業に要する経費 1,979,389,000円(1,992,146,000円)

○ 内容

今年度の通常競輪を1開催6日間実施。

競 輪 名		日数	入場者見込	車券発売見込
通常競輪	前 節	3日	5,500人	1,500,000千円
〃	後 節	3日	5,000人	500,000千円

※通常競輪6日間の発売は、取手競輪場及び全国の競輪場、サテライト発売所、インターネット投票を予定。衛星テレビ放映(スピードチャンネル)は6日間放映予定。

主な歳出予算

・選手賞典費	78,189千円
・委託料(場外車券発売開催委託料、競輪業務実施委託料等)	298,675千円
・使用料及び賃借料(施設借上料、場外通報システム使用料等)	15,084千円
・全国競輪施行者協議会分担金	24,498千円
・JKA交付金	41,600千円
・的中車券払戻金	1,500,000千円

[担当：産業振興課] P.181

7701 場外車券発売競輪事業に要する経費 136,693,000円(159,202,000円)

○ 内容

今年度の場外車券発売競輪を12開催48日間実施。

場外車券発売競輪名	開催数	日数	入場者見込 (延べ数)	車券発売見込 (延べ数)
特別競輪(GⅡ)	1回	4日	5,000人	90,000千円
記念競輪(GⅢ)	11回	44日	48,400人	770,000千円
計			53,400人	860,000千円

主な歳出予算

・報酬(競輪場従事員報酬)	38,400千円
・委託料(統制業務管理委託料、場内外清掃委託料等)	55,337千円
・使用料及び賃借料(施設借上料、ファン送迎バス借上料)	30,039千円

3 諸支出金

1 諸支出金 1 一般会計繰出金

[担当：産業振興課] P.184

7501 競輪事業繰出金 20,000,000 円 (20,000,000 円)

○ 内容

通常競輪、場外競輪の収益金を一般会計へ繰出する。

(単位：千円、%)

	令和5年度	令和4年度	比較	増減率
競輪事業繰出金	20,000	20,000	0	0

取手地方公平委員会
特 別 会 計

1 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると定められている。これらの規定に基づき、当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置された。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。③職員の苦情を処理すること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

2 歳入予算

歳入予算額は749,000円で、内訳は、前年度繰越金748,000円及び諸収入1,000円である。

負担金は、取手地方公平委員会規約により関係団体が分担することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響による総会の書面開催、研究会の中止等に伴い繰越金が発生している状況を踏まえ、令和5年度は負担金を徴収しないこととした。

3 歳出予算

歳出予算額は、749,000円である。

1 総務費

1 総務費 1 委員会費

[担当：監査委員事務局] P.197

7001 公平委員会事務に要する経費 245,000 円 (276,000 円)

[一財 245,000 円]

○ 内容

各公平委員会連合会への年会費負担金及び研究会等の参加旅費が主なものである。

[担当：監査委員事務局] P.197

7201 公平委員報酬等に要する経費 474,000 円 (436,000 円)

[一財 474,000 円]

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び各公平委員会連合会研究会等の参加旅費が主な支出である。

報酬金額 362,000 円

委員長 9,000 円×14 日

委員 8,400 円×14 日×2 人

参 考 資 料

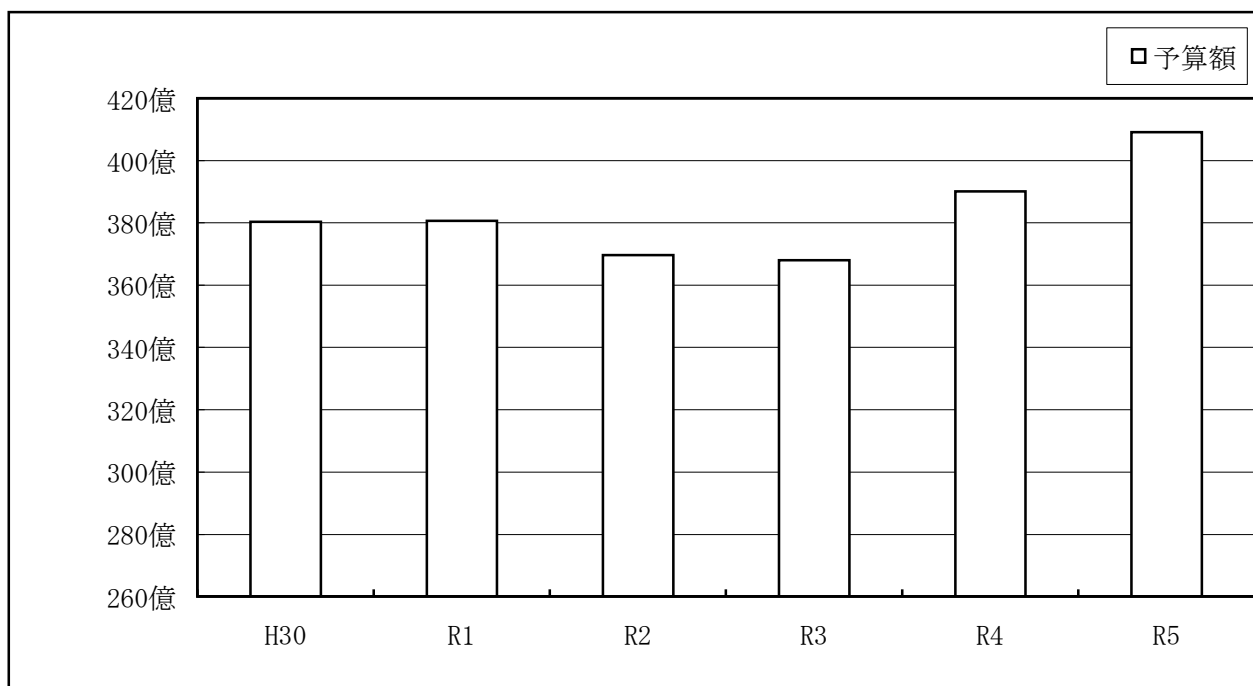
目 次

一般会計予算額の推移	181
一般会計性質別歳出内訳	182
特別会計予算額の推移	183
款別性質別一覧表(一般会計)	184
各款における節の占める予算額及び比率(一般会計)	186
令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合 市町村負担金算出計算書	188
令和5年度取手地方広域下水道組合 負担金及び出資金算出計算書	190
令和5年度地方消費税率引上げ分の社会保障財源化	191
令和5年度合併特例債充当一覧(一般会計)	192

一般会計予算額の推移

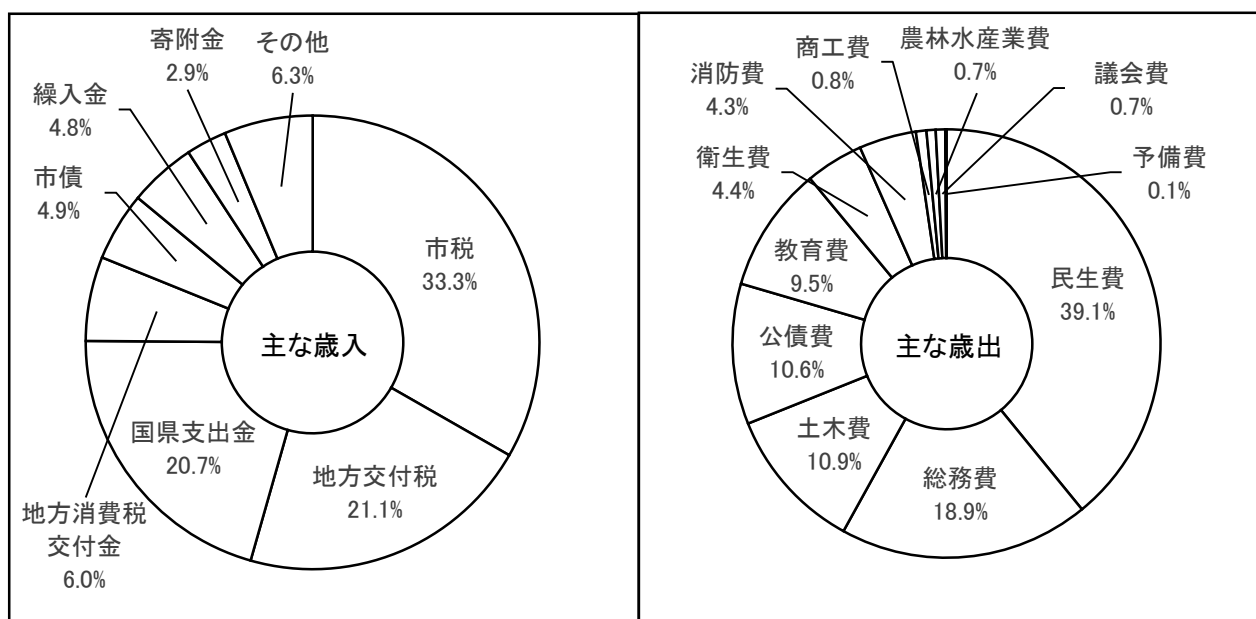
(単位:千円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額	38,030,000	38,062,511	36,960,000	36,800,000	39,010,000	40,910,000



※令和元年度は当初骨格予算のため、6月補正後の予算額で比較

一般会計款別歳入・歳出の割合

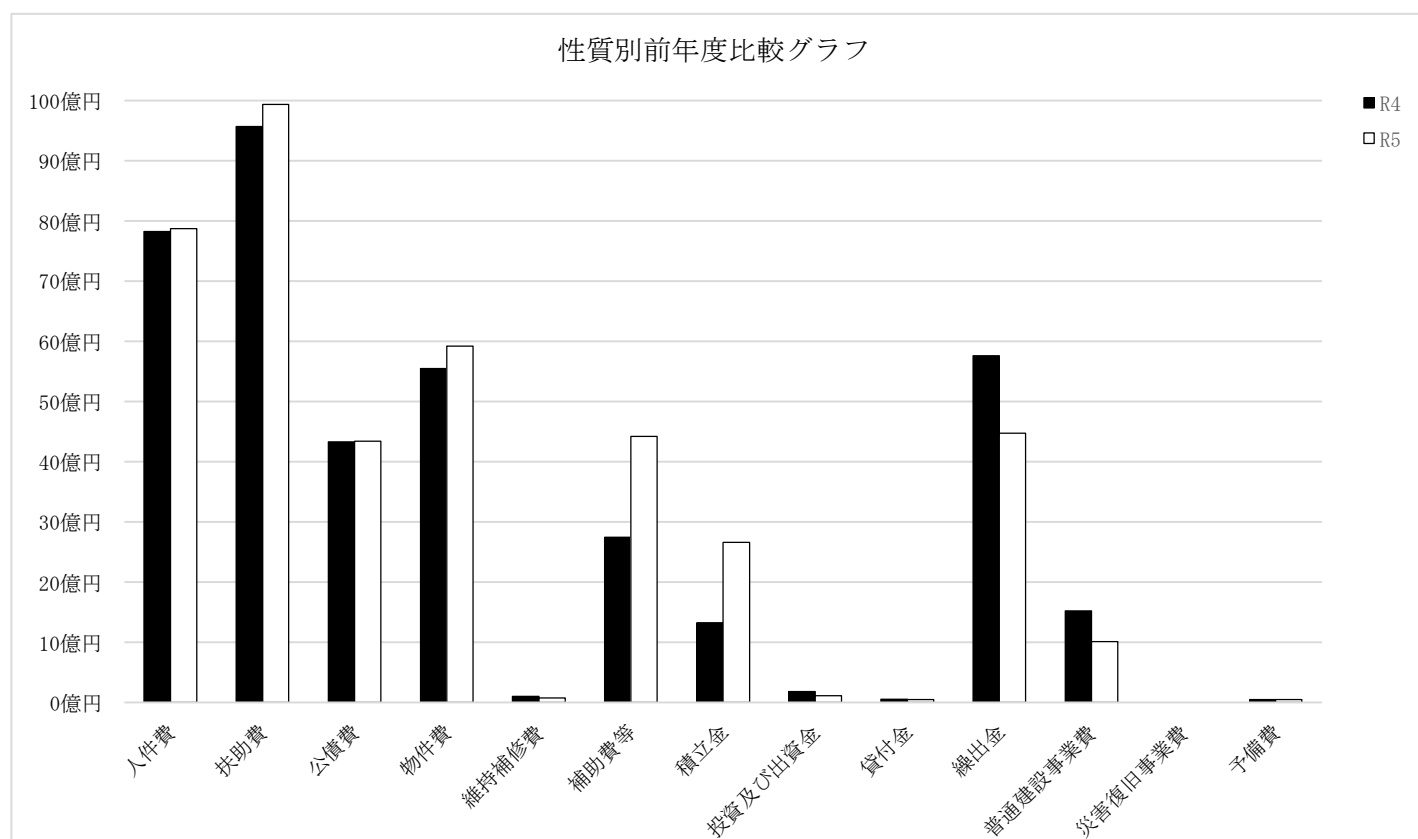


令和5年度一般会計性質別歳出内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度 当初予算(案)		令和4年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
人 件 費	7,872,824	19.2	7,823,663	20.1	49,161	0.6
うち特別職	45,551	0.1	45,443	0.1	108	0.2
うち議員	193,047	0.5	186,242	0.5	6,805	3.7
うち一般職	6,461,850	15.8	6,484,891	16.6	△ 23,041	△ 0.4
うち会計年度任用職員	1,072,187	2.6	1,003,684	2.6	68,503	6.8
扶 助 費	9,936,361	24.3	9,570,234	24.5	366,127	3.8
公 債 費	4,340,675	10.6	4,327,190	11.1	13,485	0.3
物 件 費	5,917,814	14.5	5,549,373	14.2	368,441	6.6
維 持 補 修 費	77,109	0.2	101,334	0.3	△ 24,225	△ 23.9
補 助 費 等	4,416,212	10.8	2,747,131	7.0	1,669,081	60.8
積 立 金	2,656,640	6.5	1,325,259	3.4	1,331,381	100.5
投 資 及 び 出 資 金	109,000	0.3	182,000	0.5	△ 73,000	△ 40.1
貸 付 金	46,592	0.1	53,092	0.1	△ 6,500	△ 12.2
繰 出 金	4,475,341	10.9	5,761,918	14.8	△ 1,286,577	△ 22.3
普 通 建 設 事 業 費	1,011,427	2.5	1,518,801	3.9	△ 507,374	△ 33.4
災 害 復 旧 事 業 費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	40,910,000	100.0	39,010,000	100.0	1,900,000	4.9

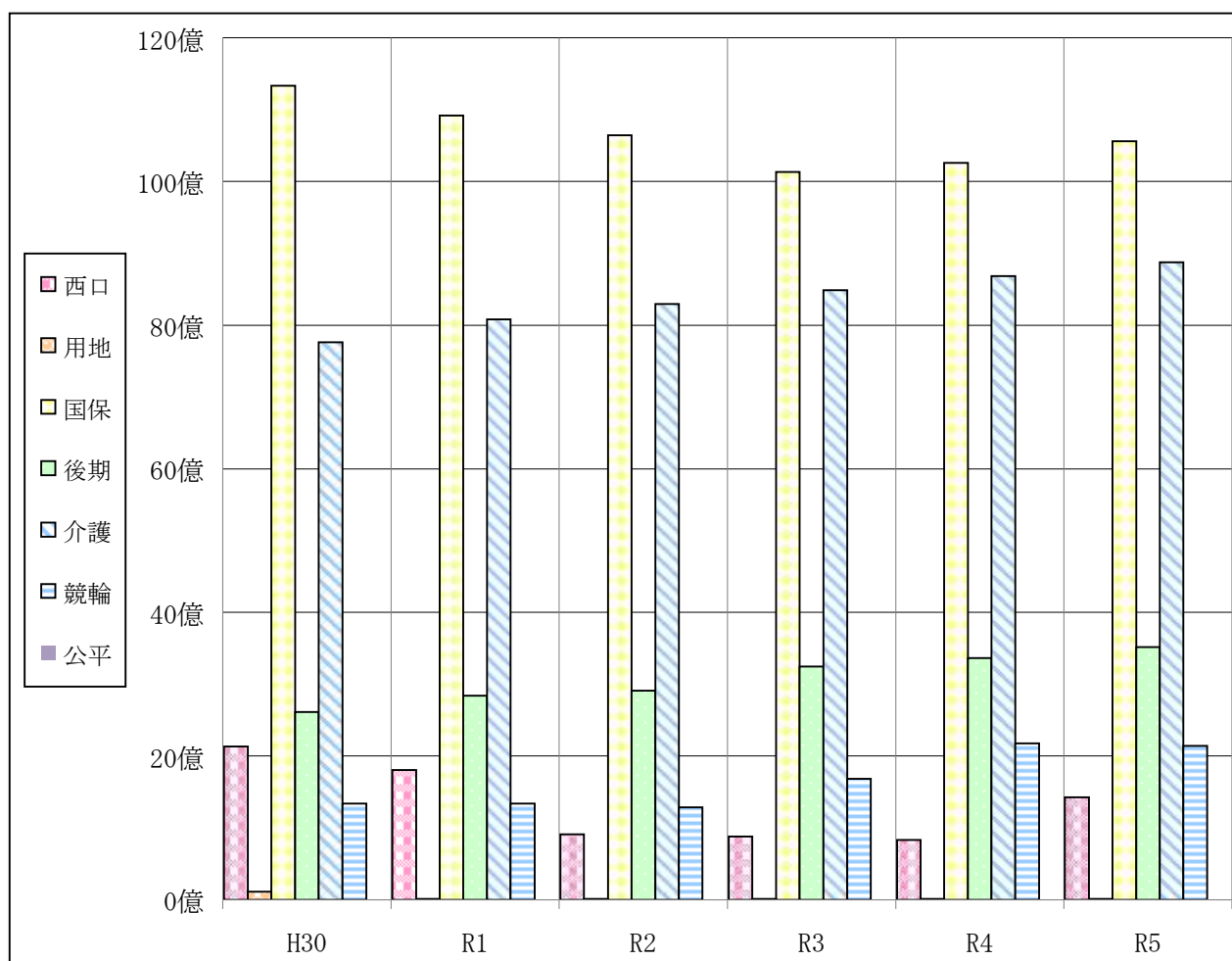
性質別前年度比較グラフ



特別会計予算額の推移

(単位:千円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取 手 駅 西 口	2,132,183	1,804,038	908,937	878,989	833,179	1,425,325
用地先行取得	110,966	廃止				
国民健康保険	11,334,176	10,921,746	10,646,932	10,133,032	10,258,613	10,561,958
後期高齢者医療	2,612,512	2,837,143	2,907,856	3,246,374	3,362,351	3,515,583
介 護 保 険	7,762,880	8,079,624	8,295,169	8,487,889	8,683,603	8,878,432
競 輪	1,341,045	1,341,226	1,287,051	1,687,038	2,177,176	2,141,910
公 平 委 員 会	748	712	709	682	742	749
計	25,294,510	24,984,489	24,046,654	24,434,004	25,315,664	26,523,957



款別性質別一覧表（一般会計）

区 分	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 人件費	258,693	1,987,633	1,554,940	396,931	100,068	139,734
うち職員給	51,400	1,157,175	977,300	297,880	68,400	104,400
2 物件費	6,636	1,613,165	488,157	1,000,080	12,188	18,900
3 維持補修費		7,294				
4 扶助費		38,400	9,793,850	9,234		
5 補助費等	4,005	1,453,953	359,864	369,682	137,270	156,324
6 普通建設事業費		7,375		11,600	12,714	
(1) 補助事業費				11,600		
(2) 単独事業費		7,375			10,000	
(3) 県営事業費					2,714	
7 災害復旧事業費						
(1) 補助事業費						
(2) 単独事業費						
8 公債費						
9 積立金		2,645,110	5	6	11,441	
10 投資及び出資金						
11 貸付金			9,002			33,000
12 繰出金			3,784,318			
13 予備費						
合 計	269,334	7,752,930	15,990,136	1,787,533	273,681	347,958

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
650,480	1,459,215	1,325,130					7,872,824	19.2%
502,000	1,129,947	700,100					4,988,602	12.2%
584,380	139,914	2,054,394					5,917,814	14.5%
43,583		26,232					77,109	0.2%
		94,877					9,936,361	24.3%
1,750,139	65,712	119,263					4,416,212	10.8%
629,371	97,083	253,284					1,011,427	2.5%
292,686	32,885	210,270					547,441	1.4%
336,685	64,198	43,014					461,272	1.1%
							2,714	0.0%
			5				5	0.0%
								0.0%
			5				5	0.0%
				4,340,675			4,340,675	10.6%
70		8					2,656,640	6.5%
109,000							109,000	0.3%
		4,590					46,592	0.1%
691,013					10		4,475,341	10.9%
						50,000	50,000	0.1%
4,458,036	1,761,924	3,877,778	5	4,340,675	10	50,000	40,910,000	100.0%

各款における節の占める予算額及び比率（一般会計）

節	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 報酬	120,606	140,273	321,303	33,473	16,755	13,027
2 給料	27,900	683,285	581,300	177,900	39,400	60,200
3 職員手当等	64,629	876,079	429,256	123,676	31,400	45,640
4 共済費	45,558	328,683	223,081	61,882	12,513	20,867
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報償費	250	40,489	12,307	6,654	34	640
8 旅費	1,351	6,763	6,931	2,480	90	599
9 交際費	300	700			50	
10 需用費	1,731	130,063	118,268	24,224	2,544	9,462
11 役務費	181	114,743	30,044	20,082	930	504
12 委託料	1,056	1,142,410	2,838,895	948,372	6,999	4,204
13 使用料及び賃借料	2,017	217,249	29,371	5,475	1,592	4,058
14 工事請負費		6,615				
15 原材料費		405	53			
16 公有財産購入費						
17 備品購入費		9,352	6,932			110
18 負担金、補助及び交付金	3,755	1,369,633	343,093	374,142	149,933	155,647
19 扶助費			7,255,953	9,090		
20 貸付金			9,002			33,000
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料		41,000				
23 投資及び出資金						
24 積立金		2,645,110	5	6	11,441	
25 寄附金						
26 公課費		78	24	77		
27 繰出金			3,784,318			
28 予備費						
合計	269,334	7,752,930	15,990,136	1,787,533	273,681	347,958
構成比	0.7%	18.9%	39.1%	4.4%	0.7%	0.8%

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
44,593	25,169	414,277					1,129,476	2.8%
287,100	642,100	417,796					2,916,981	7.1%
216,608	570,947	348,153					2,706,388	6.6%
102,179	210,400	144,904					1,150,067	2.8%
302	13,947	28,648					103,271	0.3%
1,619	632	14,349					34,814	0.1%
	50	80					1,180	0.0%
154,308	105,391	809,058					1,355,049	3.3%
5,581	8,583	39,121					219,769	0.6%
450,697	7,095	921,343					6,321,071	15.5%
47,247	15,428	289,551					611,988	1.5%
240,930	699	208,997					457,241	1.1%
14,300	138	130	5				15,031	0.0%
10,000							10,000	0.0%
215	100,616	56,007					173,232	0.4%
1,925,955	59,489	86,142					4,467,789	10.9%
		94,591					7,359,634	18.0%
		4,590					46,592	0.1%
156,191	1						156,192	0.4%
				4,340,675			4,381,675	10.7%
109,000							109,000	0.3%
70		8					2,656,640	6.5%
128	1,239	33					1,579	0.0%
691,013					10		4,475,341	10.9%
						50,000	50,000	0.1%
4,458,036	1,761,924	3,877,778	5	4,340,675	10	50,000	40,910,000	100.0%
10.9%	4.3%	9.5%	0.0%	10.6%	0.0%	0.1%	100.0%	

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合市町村負担金算出計算書

区 分		予算額 (按分比) 【A】	特 定 歳 入 控 除 額					計 【B】	
			国 庫 支出金	地方債	使用料 及 び 手数料	財産収入 雑 入	繰 越 金 預金利子		
款別	負担割合								
共 通 事 業 分	1 議会費	均等割 10 人口割 90 878 (0.02)					59	59	
	2 総務費	(経常分) 均等割 10 人口割 90	224,396 (5.93)				9,167	15,027	24,194
		(交流センター分) 均等割 10 人口割 90	66,461		14,200		9,005		23,205
		(防災センター分) 均等割 10 人口割 90	16,554			290	6	1,494	1,790
	3 民生費	入所者数割 100 5,552 (0.15)				13	372	385	
	4 衛生費	均等割 10 実績割 90 2,314,502 (61.14)	1,188		295,289	25,979	154,995	477,451	
	5 土木費	均等割 10 人口割 90 180,998 (4.78)	1,967		6,841	6,076	12,121	27,005	
	7 公債費	(一般分) 均等割 10 人口割 90	1,009,226 (26.66)					67,585	67,585
		(防災センター分) 均等割 10 人口割 90	1,789						
		(障害者施設分) 入所者数割 100	13,061						
8 予備費	均等割 10 人口割 90 50,000 (1.32)					3,348	3,348		
小 計		3,883,417	3,155	14,200	302,420	50,246	255,001	625,022	
消 防 分	6 消防費	均等割 10 人口割 60 署員数割 30 2,928,968		227,200	1,752	10,352	125,000	364,304	
合 計		6,812,385	3,155	241,400	304,172	60,598	380,001	989,326	

(単位:千円)

市町村 負担金 【A】-【B】	左の市町別内訳							
	常総市	取手市	守谷市	つくばみらい市	龍ケ崎市	牛久市	つくば市	利根町
819	176	290	201	152	—	—	—	—
200,202	43,068	70,842	49,053	37,239	—	—	—	—
43,256	6,626	16,547	11,429	8,654	—	—	—	—
14,764	1,841	3,050	2,102	1,588	2,272	2,505	808	598
5,167	2,215	1,107	830	1,015	—	—	—	—
1,837,051	287,412	723,167	476,283	350,189	—	—	—	—
153,993	23,589	58,910	40,687	30,807	—	—	—	—
941,641	144,241	360,222	248,797	188,381	—	—	—	—
1,789	223	370	255	192	275	304	98	72
13,061	5,598	2,799	2,099	2,565	—	—	—	—
46,652	10,036	16,508	11,431	8,677	—	—	—	—
3,258,395	525,025	1,253,812	843,167	629,459	2,547	2,809	906	670
2,564,664	703,115	—	1,021,778	839,771	—	—	—	—
5,823,059	1,228,140	1,253,812	1,864,945	1,469,230	2,547	2,809	906	670

令和5年度取手地方広域下水道組合負担金及び出資金算出計算書

収益的収入

(単位：千円)

	予算額	負担割合	
営業収益	1,418,764		
下水道使用料	1,288,989		
負担金①	129,137	取手市分 96,286	つくばみらい市分 32,851
その他営業収益	638		
営業外収益	3,230,819		
受取利息及び配当金	10		
受託工事収益	4,774		
負担金②	1,868,034	取手市分 1,349,714	つくばみらい市分 518,320
長期前受金戻入	1,330,395		
消費税及び地方消費税還付金	27,215		
雑収益	391		
特別利益	1		
計	4,649,584	取手市分 1,446,000	つくばみらい市分 551,171

収益的支出

	予算額	負担割合	
営業費用	4,075,802		
議会費	2,435	均等割10%	計画汚水量割90%
処理場費	719,902	均等割 8%	有収水量割 92%
ポンプ場費	109,100	事業負担割	
管きよ費	136,479	事業負担割	
業務費	76,231	均等割 8%	有収水量割 92%
総係費	44,458	均等割10%	計画汚水量割90%
給与費	328,601	事業負担割	
減価償却費	2,585,745	事業負担割	
資産減耗費	72,851	事業負担割	
営業外費用	335,798		
支払利息及び企業債取扱諸費	331,310	事業負担割	
受託工事費	4,488	事業負担割	
特別損失	300	事業負担割	
予備費	50,000	事業負担割	
計	4,461,900		

資本的収入

	予算額	負担割合	
資本的収入	2,515,367		
企業債	1,299,900		
負担金③	101,829	取手市分 85,000	つくばみらい市分 16,829
出資金④	132,463	取手市分 109,000	つくばみらい市分 23,463
国庫補助金	915,500		
県補助金	1		
受益者負担金、分担金	65,674		
計	2,515,367	取手市分 194,000	つくばみらい市分 40,292

資本的支出

	予算額	負担割合	
建設改良費	2,599,059		
処理場建設費	591,073	日最大汚水量割	
ポンプ場建設費	213,483	事業負担割	
管きよ建設費	1,581,914	事業負担割	
下水道事業計画	99,667	事業負担割	
給与費	112,922	事業負担割	
固定資産購入費	1,713	事業負担割	
企業債償還金	1,623,050	事業負担割	
計	4,223,822		

負担金及び出資金

	予算額	負担割合	
負担金 ①+②+③	2,099,000	取手市分 1,531,000	つくばみらい市分 568,000
出資金 ④	132,463	取手市分 109,000	つくばみらい市分 23,463
計	2,231,463	取手市分 1,640,000	つくばみらい市分 591,463

令和5年度 地方消費税引上げ分の社会保障財源化

社会保障・税一体改革において、引上げ分の地方消費税収入は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。

※「社会保障4経費」消費税法第1条第2項に規定
制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,453,000 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 15,263,503 千円

【歳出内訳】

(単位：千円)

事業名		令和5年度 予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金	その他
社会福祉	障がい者福祉事業	2,235,385	1,580,088	17,700	131,441	506,156
	高齢者福祉事業	200,447	465	19,501	37,206	143,275
	児童福祉事業	5,625,436	3,444,305	236,961	400,792	1,543,378
	母子福祉事業	6,589	4,927	6	341	1,315
	生活保護事業	2,270,087	1,768,292	12	103,443	398,340
	その他社会福祉事業	197,429	23,371		35,882	138,176
	小計	10,535,373	6,821,448	274,180	709,105	2,730,640
社会保険	国民健康保険事業	394,889	283,566		22,949	88,374
	後期高齢者医療事業	1,669,468	239,975	56,572	283,029	1,089,892
	介護保険事業	1,193,379	78,570		229,819	884,990
	小計	3,257,736	602,111	56,572	535,797	2,063,256
保健衛生	医療費助成事業	623,318	248,968	87,730	59,087	227,533
	健康づくり事業	112,774	4,585	2,336	21,822	84,031
	医療提供体制確保事業	187,948		33,850	31,767	122,331
	疾病予防対策事業	349,425	3,533	10,504	69,141	266,247
	母子衛生対策事業	154,279	66,378	572	18,003	69,326
	生活習慣病対策事業	42,650	2,332	161	8,278	31,879
	小計	1,470,394	325,796	135,153	208,098	801,347
合計		15,263,503	7,749,355	465,905	1,453,000	5,595,243

令和5年度 合併特例債充当一覧(一般会計)

(単位:千円)

款項目	事業名	項目	対象事業費	充当額
020104	地域振興基金積立金	取手市地域振興基金造成事業	1,136,000	1,079,200
070202	道路維持に要する経費	ふれあい道路(市道0106号線)改修事業	31,559	14,900
070203	通学路整備に要する経費	東四丁目(市道4166号線他)通学路整備事業	20,000	8,500
		桑原(市道4042号線)通学路整備事業	50,873	21,700
		井野台一丁目(市道4113号線他)通学路整備事業	71,500	30,500
070301	交通バリアフリー推進に要する経費	取手駅構内エレベーター及びホームドア整備事業補助金	281,666	267,500
070305	都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線に要する経費	都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業	50,128	21,400
090501	放課後児童対策事業に要する経費	白山小学校放課後子どもクラブ整備事業	205,094	68,100
		合計	1,846,820	1,511,800